

三田図書館・情報学会 2025 年度研究大会 発表論文集

日時 2025 年 11 月 8 日(土)
会場 慶應義塾大学三田キャンパス 東館 6 階 G-Lab
オンライン併用

三田図書館・情報学会 2025 年度研究大会 発表論文集

日時 2025 年 11 月 8 日(土)
会場 慶應義塾大学三田キャンパス 東館 6 階 G-Lab
オンライン併用

三田図書館・情報学会 2025 年度研究大会プログラム

日時: 2025 年 11 月 8 日 (土) 11:00~17:00

会場: 慶應義塾大学三田キャンパス 東館 6 階 G-Lab / オンライン

セッション I

司会 佐川祐子 (日本大学文理学部)

福島幸宏 (慶應義塾大学)

- 11:00 文献に見る少年院における読書指導の実践 1
*船水雄斗 (慶應義塾大学大学院 文学研究科図書館・情報学分野)
- 11:20 米国公共図書館によるホームスクール支援の現状とその役割 5
*乗松恵子 (慶應義塾大学大学院)
- 11:40 英米における視覚障害者への情報サービス提供のための法制度および政策等の歴史的変遷 9
*関根博子 (慶應義塾大学大学院 文学研究科)
- 12:00 行政関係者による 1950 年制定図書館法の解説 13
薬袋秀樹 (筑波大学名誉教授)

13:30 学会賞授賞式

セッション II

司会 大谷康晴 (青山学院大学)

宮田洋輔 (慶應義塾大学)

- 13:40 ワークプレイスにおける知識の共有: 3つの研究領域の関係と課題 17
*原有希 (慶應義塾大学大学院)
- 14:00 公立図書館における地域資料としてのエフェメラへの取り組み: 小平市立図書館と宝塚市立図書館の事例に着目して 21
北村智仁 (東京都立図書館)
- 14:20 高等学校のキャリア教育における学校図書館員と教員の協働: プログラム運営組織に着目して 25
*植田亜里沙 (慶應義塾大学大学院)
- 14:40 中学校社会科地理的分野における探究と学校図書館: 文献の検討から 29
*東山由依 (慶應義塾大学大学院)
- 15:00 学校における電子書籍サービスおよび公共図書館との連携に関する実態調査 33
池内淳 (筑波大学)

セッション III

司会 酒見佳世(慶應義塾大学理工学メディアセンター)
長谷川敦史(早稲田大学図書館)

15:40 公立図書館の観光資源性に関する探索的研究 37

吉井潤(都留文科大学非常勤講師)

16:00 生成 AI を用いたメタデータマッピングの効率的作成法:RDA-BIBFRAME マッピングの作成試行 41

谷口祥一

16:20 研究者ニーズを踏まえた中近世チベット文書に必要なメタデータ要素の特定 45

片桐宏道(慶應義塾大学臨時職員)

16:40 近公立図書館が電子書籍・電子図書館サービスに想定する役割・機能に関する予備的検討 49

間部豊(帝京平成大学)

17:00 閉会

氏名の前に「*」が付されている発表者は、ベスト・プレゼンテーション賞の授与対象者(学生・大学院生の身分を明示した登壇発表者)です。受賞者は、プログラム委員の合議により選出されます。
--

文献に見る少年院における読書指導の実践

船水雄斗（慶應義塾大学大学院）chico0216@keio.jp

本研究では、少年院において読書指導がどのように実践されているかを明らかにすることを目的に、法務教官による読書指導の事例報告及び論考 81 件を対象に文献調査を実施した。分析の結果、少年院における読書指導が矯正教育の「生活指導領域」に位置付けられ、「処遇段階別」に実施される事例が多くを占めた。読書指導の事例を扱う文献は、「個別指導」における課題読書指導が 26 件と最も多く、個人別矯正教育計画に基づいて実施されていることがわかった。

1.研究背景・目的

1.1 少年院における矯正教育と読書の規程

少年院とは、家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として、矯正教育や社会復帰支援等を行う法務省所管の施設である（法務省,n.d.）。犯罪的傾向の程度及び心身の状況等に応じて、“おおむね 12 歳以上 26 歳未満のもの”を収容している（少年院法第 4 条）。全国に 42 施設ある（令和 7 年 10 月 21 日現在）。

少年院における処遇の中核となるのは矯正教育であり、“在院者の犯罪的傾向を矯正し、並びに在院者に対し、健全な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び能力を習得させることを目的”として、“在院者の特性に応じ、指導を適切に組み合わせ、体系的かつ組織的にこれを行うもの”である（少年院法第 23 条）。在院者には、生活、職業、教科、体育及び特別活動の 5 つの領域にわたり、指導が行われる（少年院法第 24 条から第 29 条）。

少年院では、処遇の段階を設けており、在院者の改善更生の状況に応じた矯正教育その他の処遇を行うため、1 級、2 級及び 3 級に区分される。在院者は、まず 3 級に編入され、その後、改善更生の状況等に応じて上位又は下位の段階に移行し、これに応じて、その在院者にふさわしい処遇が行われる（法務省,n.d.）。

少年院法に読書についての規定が盛り込まれたのは、2014 年の改正からである。“在院者

の健全な育成を図るのにふさわしい書籍等の整備”，“矯正教育等への積極的な活用”が定められている（少年院法第 78 条第 1 項）。また、在院者の書籍等の閲覧に関する訓令において、備付書籍等には“学習、職業、教養及び適当な娯楽に関する書籍等が含まれるよう配慮しなければならない”とされる（法務省矯少訓第 5 号第 2 章第 3 条）。さらに、在院者の書籍等の閲覧に関する訓令の運用についての依命通達には“備付書籍等については、在院者の矯正教育及び円滑な社会復帰のための支援に際し使用するほか、余暇時間等においても在院者が自主的にこれらを閲覧するよう積極的に奨励すること”としている。

1.2 少年院における読書の動向研究

日置（2021）は、2019 年に全国の少年矯正施設を対象に読書環境に関する質問紙調査を実施し、回答した 39 の少年院すべてが読書を活用した矯正教育の取り組みはありと回答しており、取り組みの内容も多様であった。

津田（2025）は、1970 年代から 1980 年代における少年院の読書指導と実践に焦点を当て、文献調査と久里浜少年院の課題図書リストを分析し、読書指導に最も期待された効果は、図書のストーリーを代理的に体験することを通じた人格形成であり、カリキュラムの中で人格の陶冶を目指すという点に特徴があるとした。

これまで少年院における読書指導の実践を文献から網羅的・横断的に分析した研究は行わ

れてない。そこで、本研究では、法務教官によって書かれた読書指導に関する文献を対象に、文献の時代ごとの変遷と結びつけながら分析し、少年院において読書指導がどのように実践されているかを調査し、今後の研究の課題を明らかにすることを目的とする。

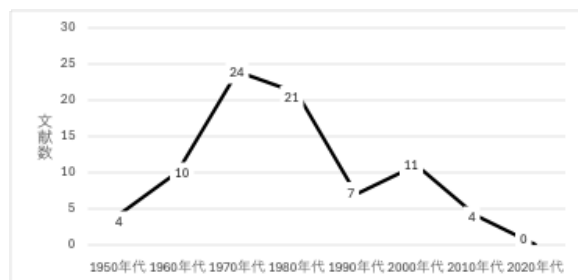
2.「法務教官の読書指導論」に係る文献収集

国内の少年院の読書または図書に関する情報を収集した。検索には、矯正図書館のOPAC、CiNii Reserchを用いた。検索結果について、書誌事項の確認を行い、判断が困難な時には全文の確認を行い、次の2つの条件、すなわち (a) 少年院の読書を主題としている、(b) 著者の所属が矯正施設であることを満たす文献を選んだ。具体的に矯正図書館のOPACでは、タイトル検索「読書 OR 図書」で506件が見つかり、(a) (b) の基準に合うものを75件抽出した(2025年7月29日)。CiNii Reserchでは、フリーワード検索「“少年院 図書”OR“少年院 読書”」で457件、「矯正 読書」で74件が見つかり、(a) (b) の基準に合うものを4件抽出した(2025年8月7日)。その中から重複している4件を除いて75件となった。また、先行研究の引用文献と、補足的な検索結果を追加し、最終的に81件が本稿の対象となった。

3.調査結果

3.1.文献の分類

対象文献81件の分類及び集計を行った。初めに、文献数の年次推移を第1図に示す。1970年代の文献数が24件と最も多く、2010年代は4件、2020年代は0件となっている。



第1図 文献数の推移

次に「文献の掲載誌」による分類結果を第1表に示す。

第1表 文献の掲載誌による分類

掲載誌	出版元	文献数
矯正教育	大阪矯正管区	17 (21.0%)
矯正教育研究	日本矯正教育学会	15 (18.5%)
九州矯正	福岡矯正管区	12 (14.8%)
日本矯正教育学会大会発表論文集	日本矯正教育学会	11 (13.6%)
刑政	矯正協会	7 (8.6%)
矯正広島	広島矯正管区	7 (8.6%)
矯正医学	日本矯正医学会	2 (2.5%)
矯正研究	矯正研修所	2 (2.5%)
四国矯正	高松矯正管区	2 (2.5%)
東北矯正科学研究所紀要	東北矯正科学研究所	1 (1.2%)
発表論文集(東北矯正研究会)	東北矯正研究会	1 (1.2%)
管内職員矯正研究会発表論文集	広島矯正管区	1 (1.2%)
図書の一記事	矯正協会(2) 矯正福祉会(1)	3 (3.7%)
合計		81

文献の形式の観点からは、事例報告75件と論考6件に分類することができた。事例報告は、特定の少年院における読書指導の実践や経験談が含まれている。論考は、少年院全般の読書指導の方法について論じている。

著者の所属施設の観点からは、41の少年院が確認され、矯正管区(全国8地域)別に見ると各地域に3件以上の文献が確認された。

これまでに少年院で行われてきた個々の読書指導の方法を分析するため、「事例報告」のうち、「読書指導の方法」について記載のある文献71件を対象として、指導方法を年代ごとに分類した(第2表)。ひとつの文献中に複数の方法が紹介されている場合は、文献中で特に強調されている指導方法で分類した。課題読書指導は、個別指導において課題図書を指定して実施される方法で、26件と最も多い。

第2表 読書指導の方法による分類

カテゴリ	指導方法	1950年代	1960年代	1970年代	1980年代	1990年代	2000年代～	合計
1.個別指導	感想文	0	0	1	0	0	0	1
	課題読書指導	0	0	13	10	1	2	26
2.集団指導	読書感想文発表会	0	1	1	2	1	0	5
	読書感想画発表会	0	0	0	1	0	1	2
	読書集会	0	0	4	4	1	3	12
	その他の集団指導	0	0	1	0	1	2	5
3.その他	環境整備・読書推進活動	3	8	4	3	1	1	20
合計		3	9	24	20	5	9	71

3.2.読書指導の位置付け

読書指導は、生活指導の有効な指導手段として、長年矯正の場において展開されてきた処遇方法である（伊藤ら,2007）。矯正教育の内容 5 領域における読書指導の位置付けが明示されている文献は、「生活指導」19 件、「教科指導」4 件、「特別活動指導」1 件だったが、それぞれの領域に特化する形ではなく、複数の領域にまたがって実施されていることが明らかになった。なお、梅村（1991）は、読書指導計画は、施設全体で取り組み、他の教育活動とも関連を持たせるべきであるとしている。

6 件の文献で処遇段階別の読書指導が図表にまとめられていた（井上ら,1987;菅,1980;木村,1981;酒井ら,1976; 田上ら,1983;樋下,1982）。

3.3.課題読書指導

26 件の課題読書指導のうち、最も古いものは 1970 年だった（第 4 表）。当初は「個人読書療法」という名称が用いられ、面接法や文章を通じた通信法を用いることが示されていた（水野ら,1970）。鬼形（1974）は、読書指導のひとつの試みとして、生徒たちの読書能力を知り、読むべき図書を指定し、読書ノートや面接で指導を行う方法を提示し、それらが読書感想発表会、読書会等集団指導の場に発展できることを示している。その後、「指定図書指導」、「課題図書指導」等の名称が登場する（尾山,1977;下村,1977）。1978 年には、読書指導をより体系的な指導方法として整理しようとする文献が登場するようになり、課題図書目録も作成されるようになった（三谷,1978）。

文献中の課題読書指導の記載に共通する構成要素を以下の 4 つに分類した。①「読書能力の把握」は、入院時の学力テスト、読書力検査（標準読書力診断テスト、読書能力テスト D 型等）、読書傾向調査、アンケート調査、個別面接等を通じて、少年の読解力、読書意欲、習慣、興味関心、問題点等を多角的に把握するもので

ある。②「課題図書の指定」は、把握された情報に基づき、少年の問題点や処遇方針に合致した課題図書を選定する。具体例として、道路交通法違反の少年に対し交通遺児作文集を課すことや、薬物依存の少年に対し依存症の事例の図書を課す等が挙げられる（富田,1988;野崎ら,2001）。③「感想文」は、読書ノート、読書カード、作文用紙、日記張等を配布し、読書内容の記録、感想、意見等を記入させる。少年が自己の考えをまとめる訓練となるとともに、法務教官が少年の心理を把握し、指導の手がかりとするためのツールとなる。④「個別面接指導」は、感想文の内容に基づき、少年の考え方、感じ方、表現方法、内容理解の不足や認知の歪み等について把握し、個別面接を通じて指導を行う。なお、課題読書指導は、期間を定めて単独室で行う特別内省、集中内省、謹慎等の一環として用なされることもある（浜田ら,1999）。

3.4.課題読書指導に用いられる図書

課題図書目録が紹介されているものは 14 件あった。課題図書目録が初めて登場するのは、1978 年であり、三谷ら（1978）は、60 冊の「河内少年院課題図書目録」を作成している。課題図書目録に、少年の教育目標ごとにまとめられた図書の記載（菅,1980）が見られるようになるのは 1980 年である。

門脇（2006）は、『矯正教育の方法と展開:現場からの実践理論』において、下村(1983)の課題図書一覧表に言及している。これは複数の少年院で実施されている個人別矯正教育計画表から教育目標を収集し項目を分類するという方法で作成された。個人別項目と類似項目を「主体的条件に関するもの」と「環境的条件に関するもの」とに分類している。さらに「主体的条件に関する個人項目」として「根気」、「自己統制（含衝動抑制）」、「洞察力（含内省、内面化）」、「視野の拡大」、「積極性」、「自主・自律（含自発、主体性）」、「自信」、「責任感」、「協

調性」の9項目、「環境的条件に関する個人別項目」として、「家族関係の改善」、「健全な職業観」、「望ましい異性関係」、「シンナー・薬物等の断絶」、「暴力団からの離脱」の5項目に分類した。その上で、これらの14項目に対応する段階別到達目標と図書185冊の課題図書一覧表として作成している。

4.考察

文献の内容の分析から、日本の少年院における読書指導は、矯正教育の「生活指導領域」に位置付けられる事例が比較的多く、個人別矯正教育に基づく「処遇段階別」に実施されていることがわかった。読書指導は「個別指導」、「集団指導」の2つの方法に分けられ、他の指導方法と組み合わせて体系的に実施されているとする記載が見られた。課題読書指導に関する文献が最も多く、課題図書は少年の問題性の改善を目的として、個人別矯正教育計画に基づいて選択されているとする記載が見られた。

文献の分析の結果、2010年代以降は読書指導の現状が把握できるような事例報告が減少しているものの、すべての矯正管区（全国8地域）で文献が確認された。さらに、日置（2021）の調査により、回答した少年院すべてが読書を活用した矯正教育を実施していることがわかっていく。したがって、読書指導は現在では矯正処遇関係の研究対象として頻繁に発表されるような特別な処遇技法（指導方法）ではなく、一般的な処遇技法として全国の少年院に普及し実施されていると考えられる。

謝辞

本研究は、研究のすゝめ奨学金による研究助成を受けています。ご指導いただいた池谷研究室のみなさまに心より感謝申し上げます。

参考文献

伊藤嘉信, & 吉田邦彦. (2007). 福岡少年院における読書集会について～民間協力者との連携～. 日本矯正教育学会大会発表論文集, 43, 119-122.

井上逸子, 村井信子, 松原明美, 中園妙子, & 長谷朝子. (1987). 読書指導の充実について. 九州矯正, 40(1), 110-129.

鬼形静夫. (1974). 読書指導のひとつの試み. 矯正教育研究, 13, 5-6.

尾山洋一. (1977). 指定図書指導の試み. 矯正教育研究, 18, 29-31.

門脇高次. (2006). 読書指導. In 矯正協会(編), 矯正教育の方法と展開: 現場からの実践理論 (pp.157-168). 矯正協会.

菅重雄. (1980). 矯正施設(少年院)における読書指導の方法. 矯正研究, 16, 19-32.

木村正. (1981). 読書指導. 矯正教育研究, 24, 67-69.

酒井量夫, & 大内秀一. (1976). 内観, 読書療法を併用して実施した経過について. 矯正教育研究, 16, 40-43.

下村治男. (1977). 河内少年院における図書の取扱い: 読書指導をめぐって. 矯正教育, 28(1), 67-71.

下村治男. (1983). 矯正施設における図書管理に関する研究: 対象者の問題性改善に応じた読書指導の手引き. 矯正研究, 19, 81-91.

田上俊, & 横山登. (1983). BG1施設における読書療法. 矯正教育研究, 28, 78-82.

富田正三. (1988). 図書の活用の現状. 矯正広島, 32(1), 22-25.

津田佳歩. (2025). 1970～80年代の少年院における読書指導の思想と実践: カリキュラム化された代理体験と人格形成年. 日本図書館情報学会誌, 71(1), 1-17.

野崎貴子, 森田登美子, & 岩崎雅代. (2001). 読書指導における課題図書の研究. 九州矯正, 55(1), 71-79.

浜田靖, & 青木徳裕. (1999). 読書指導による教育効果について(1). 日本矯正教育学会大会発表論文集, 35, 23-26.

日置将之. (2021). その後の「少年院と図書館サービス」. 大阪府立図書館紀要/大阪府立中之島図書館, 大阪府立中央図書館, 49, 1-21.

樋下敦子. (1982). 交野女子学院における読書療法について. 矯正教育研究, 26, 44-46.

法務省. 少年院. https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyouse04.html

水野権一郎, & 松田功. (1970). 読書療法: 矯正場面への導入について(1). 矯正教育研究, 5, 23-25.

三谷弘照, 堀江秀一, 居神光男, 東洋一, 坂本満男, & 徳岡千別. (1978). 少年院における組織的な読書指導の在り方. 矯正教育研究, 19, 22-29.

米国公共図書館によるホームスクール支援の現状と役割

乗松恵子（慶應義塾大学大学院）keikonorimatsu@keio.jp

米国ではホームスクールが州法で合法化され、近年では学校教育環境への懸念や COVID19 の影響でその人口が増加している。公共図書館は HS 向けのプログラム、リンク集などを通じて支援を展開しているが、その支援が果たす役割については十分検討されていない。本研究では、米国公共図書館によるホームスクール支援の実態を調査した。その結果、公共図書館が交流や学習の機会の提供など学校に通っていれば得られる機会を提供し、多様な教育機会の保障の一役を担っていることが明らかとなった。

1. 背景

“親が子どもを学校に通わせず、家庭で教育する”（秦, 2001, p. 3）ホームスクール（以下、HS）は、全米の各州法に基づき制度化されている（Carlson, 2020）。ただし、その規制は州ごとに異なる。近年では、学校の一部授業に参加する形態も見られるなど、HS の定義は複雑である。本研究では、HS を“親の監督のもとに行われる教育（Reich, 2002, p. 276）”と位置づけ、HS で学ぶ子どもをホームスクーラー、さらに親を含める場合は HS 家族とする。

HS を行う背景には、宗教的理由や学校環境の悪化（人種差別、教育の質など）への懸念などがあるとされている（Cheng & Donnelly, 2019; Thomas, 2019）。ホームスクーラーの人口については増加傾向であるとされ、COVID19 後は、減少はしたものの以前の水準に戻らず、2023 年 10 月時点で 190 万人から 270 万人のホームスクーラーがいると推定されている（Jamison et al., 2023）。但し、全米の 11 州において報告義務がない点（HSLDA, n.d.）、統計への返答率が低い点から、ホームスクーラー人口を正確に把握することは難しく、数値が過小評価されている可能性が指摘されている（Kunzman & Gaither, 2020）。なお、HS には、既存のカリキュラムに沿った学習を進める伝統的 HS、子供の興味に沿って学習を進めるアンスクーリング、この二つを組み合わせた折衷型 HS など様々なアプローチが存在し（McKeon, 2007）、各家庭でその実践方法も異なっている。

HS 家族は、従来、公共図書館を頻繁に利用するとされており、2016 年における「ホームスク

ーラーの親が利用していると報告したリソース」の中で公共図書館が最も割合が高く 66% となっている（NCES, 2019）。また、HS 支援団体のウェブサイトや HS の関連書籍にも公共図書館の活用について言及されている。

以上のように、ホームスクーラー人口の増加と HS 家族による公共図書館の日常的な利用という現状を背景として、公共図書館においても HS 支援が展開されている。そして、どのように HS を支援しているのかについての実践報告（Caputo, 2022; Gubnitskaia & Smallwood, 2020）や、特定の州における支援に関して研究するものがある。Collins (2005) はニュージャージー州、Baaden と Uhl (2009) はニューヨーク州の Nassau County 及び Suffolk County、Murtha と Schofield (2024) は、コネチカット州の公共図書館を各々調査し、提供されている HS の内容を明らかにするとともに、HS 家族のニーズを把握すること、及びそれを実現する環境整備が必要であることを示した。また、Pannone (2019) は、フロリダ州の HS 家族のインタビュー調査から、公共図書館が HS 家族にとって自宅以外の居心地よい空間となっていることを明らかにした。

2. 研究の目的

以上のように、米国内の特定の地域における HS 支援についての研究や事例報告がある一方で、HS 支援の具体的な内容、支援の背景、HS 家族に対する公共図書館の役割等について検討した研究は依然として不足している。そこで、本研究では、米国公共図書館による HS 支援の

取り組み内容や提供の背景を明らかにするとともに、その支援が果たす役割について検討することを目的とする。

3. 研究方法

まず、文献から抽出した52館を対象にウェブ調査を実施した。その結果を踏まえ、半数以上の館において確認されたHS向けプログラムやリンク集を掲載している館、または特徴的な支援を行っている館を中心に、メール調査およびインタビュー調査を行った（第1表）。本稿では、メール調査及びインタビュー調査を中心に報告する。

【第1表】調査対象館及び調査内容

図書館名(州)	調査内容	
	情報提供	HSプログラム提供
☐ Red Hook Public Library(NY)	HS 州法の解説ページ	
☐ Middle Country Public Library(NY)	教育リソースセンター	
☐ Watertown Free Public Library(MA)	HS リンク集	
☐ Johnsborg Public Library(IL)	HS リンク集 HS 理念の解説ページ HS リソースセンター	
☐ Carbondale Public Library(IL)	HS コミュニティカレンダー	
☐ Washington County Free Library (MD)		交流, 芸術, 文学など
☐ Nashville Public Library(TN)		交流, 科学など
☐ Seekonk Public Library(MA)		交流など
☐ Pikes Peak Library District (CO)	教育リソースセンター HS ニュースレター HS リンク集	交流, 科学, 文学など
☐ North Manchester Public Library(IN)	HS リソースセンター	科学, 芸術など
☐ Skokie Public Library(IL)	HS リンク集	交流など

注1 ☐メール, ☐オンライン会議システム, ☐訪問調査

注2 調査対象以外にもHS支援が提供されている

メール調査は2024年5月15日から6月30日の期間、インタビュー調査は、2024年8月2日から8月6日の期間で行った。

4. 結果

4.1 Johnsborg Public Library

当館のHSリソースセンターは、2001年に図書館サービス技術法（Library Services and Technology Act, LSTA）の助成金によって設置された。その契機となったのは、ボランティアとして関与していたHS支援者（自身もホームスクーラーの保護者であった）が、地域のHS家族のリストを図書館に持ち込み、支援に関する要望を伝えたことである。その後、アンケート調査が実施され、リソースセンターの設置が決定された。リソースセンターという名称ではあるものの、図書館内の児童書架の一角にあり、操作的教材、顕微鏡・望遠鏡などの科学機器、シティズンサイエンスキット等の非書籍資料、およびホームスクーラー向けに出版されたHSテキストを含む関連書籍が配架されている。他館では、HSテキストは高額で種類が多いため収集が困難とされているが、当館では、前述のボランティアの協力により選書が可能となっている。これらのリソースは、利用者が購入前に内容を確認できる機会を提供し、不必要な出費を抑えることを目的として収集されている。また、非書籍資料については、書籍から上手く学べない子どものためでもあると述べられた。

他には、HSの具体的な方法を紹介したサイトや法律を解説したサイト、地元のHS協同組合やHS支援グループのサイトや連絡先を掲載したHSリンク集、および古典的HS、シャーロットメイソンなど8つのHSの理念について解説されたページが提供されている（Johnsborg Public Library, n.d.a; Johnsborg Public Library, n.d.b; Johnsborg Public Library, n.d.c）これらは、ホームスクールに多様な方法が存在することを周知するとともに、関係当局への手続きが円滑に進むよう支援することを目的として提供されている。

4.2 Pikes Peak Library District

当館では、「科学」、「交流」、「文学」プログラム等が提供されているが、ウェブ調査期間中、特に「科学」プログラムが多く確認された。「科学」プログラムのテーマは、AIと環境、オーロラ、宇宙計画等である。担当者は、「科学」プログラム、特にAIプログラムは人気があるとし、

その理由について、家庭ではこのようなトピックに対応することが難しいと感じているのではないかと推測している。HS プログラム提供の契機は、HS 家族の利用増加を認識した各分館の図書館員が2000年初頭にHS 委員会を設置したことが挙げられた。このHS 委員会でプログラムのテーマが決定されているが、HS 家族の関心トピックも考慮されている。HS プログラム提供の目的については、科学実験や芸術に関する学習のような学校に通わないことで欠落する可能性のある機会を提供すること、HS 家族間のつながりの機会を提供することである。なお、「科学」プログラムでは、地元のユーティリティ組織 (Colorado Springs Utilities)、空軍アカデミー、Space Foundation Discovery Center 等、地元の組織と協働することで、より専門的なプログラムが実施されている。さらに、年1回、HS リソースフェア、ホームスクーラー作品展示会も開催されている。

また、図書館の二室に操作的教材、物理モデル・解剖モデル、教育ボードゲーム、スナップ回路等の非書籍資料やHS テキスト以外の学習書籍が配架された教育リソースセンターが設置されている。資料は、各々1点のみの所蔵のためより多くの人に使用してもらいたいとの考えから貸出されていない。但し、COVID19の閉鎖期間中から書籍と非書籍資料をセットにしたキットを貸出している。なお、HS テキストについては種類が多くかつ高額であるとして収集されていない。

他にも教育リソース、地元の情報、支援団体などのリンクが集約されたHS リンク集 (Pikes Peak Library District, n.d.)、バックナンバーのアーカイブも参照できるHS ニュースレター等が提供されている (Pikes Peak Library District, 2025)。

4.3 North Manchester Public Library

当館では、「科学」、「芸術」、「交流」をテーマにしたHS プログラムが、月2回程度提供されている。基本的に担当者によってプログラムが運営されているが、地元の芸術家、大学などの専門家と協働することもある。提供の契機には

担当者の経験が大きく関与している。担当者は、自身がかつてホームスクーラーであり、現在もホームスクーラーの保護者であるという経歴を有することから、学校における実験や芸術指導の機会を得にくいホームスクーラーに対し、支援を提供したいと考えたとのことであった。

また、HS リソースセンターは児童部門の一角に設置されており、HS の理念に関する書籍や科学機器、サイエンスキット等が備えられている。これらは追加の助成金による購入ではなく、図書館が従来から所蔵していた非書籍資料を活用する形で整備されたものである。配架されている高価な実験器具、特定の年齢層を対象とした操作的教材等は、家庭への経済的負担が大きいとして収集されている。

4.4 Skokie Public Library

当館では、月に一度「Hello Homeschoolers」という交流を目的としたプログラムが実施されている。このプログラムでは、図書館員とホームスクーラー、その保護者や指導者が集まり、図書館のリソースを探求しながら交流を深める。これは、図書館の資料やサービスを活用したいという要望と、HS 家族間のつながりを求める声の双方を踏まえたものである。また、担当者は、図書館での偶然の出会いだけでは関係構築が十分に進まないうえ、学校に通っていない子どもにとって公共図書館が他の子どもと交流する貴重な場の一つであるとし、定期的な交流の場を設けることの重要性を語った。

当館では、HS リンク集も提供されているが、これは、HS101 プログラムのために作成された資料である。この資料には、近隣の公共図書館、地元のHS グループ、ホームスクーラーや青少年向けのプログラムを提供している地元組織のサイトのリンクが集約されている (Skokie Public Library, n.d.)。なお、HS101では、HS 経験者をパネリストに迎えてHS の方法や州法の解説、質疑応答が実施された。

5. まとめと考察

学習資料としては、書籍と非書籍資料が一カ所に集約して配架され、自宅での学習のための

リソースセンターとして提供されている事例が確認できた。書籍には、図鑑等の学習書籍、HS の理念など関連書籍が含まれるが、HS 支援者のボランティアの関与のある図書館のみ HS テキストが提供されていた。非書籍資料は、自宅で購入するには費用がかかるものであり、家庭の経済的負担を軽減することを目的に提供されていた。HS 向けのプログラムには、HS 家族間やホームスクーラーの交流とつながりが意図されたもの、科学実験・芸術等保護者が指導するには困難と推測されるものが提供されていた。その他に、地域の博物館等のリソース、HS 支援団体、HS の実践方法の解説等 HS を実践するにあたり必要な情報提供が行われていた。

このような HS 支援の背景には、図書館員が HS 家族の多様なニーズに応えるべきだとする使命感がある。支援は、HS 経験をもつ図書館員やボランティアの関与に加え、地元の人々や教育関連組織との協働によって支えられており、ホームスクーラーに深い学びと交流の機会を提供することを可能にしている。こうした取り組みの結果、米国公共図書館は、ホームスクーラーに対して学校に通わないことで欠落しうる学習、社会化の機会を提供する役割も果たしている。また、家庭に対しては、HS に関する情報提供のみならず、保護者間の交流やネットワークづくりの場として機能し、教材やプログラムの提供を通じて経済的負担を軽減する役割も担っていることが示された。本研究では、米国公共図書館が、子ども達に学校外での多様な学びを保障し、地域社会における学びの拠点として機能していることが明らかとなった。

注・引用文献

- 秦明夫. (2001). ホームスクールと学校制度: ホームスクールが問いかけるもの. 埼玉工業大学教養紀要, 18, 1-20.
- Baaden, B., & Uhl, J. O. N. (2009). Homeschooling: exploring the potential of public library Service for Homeschooled Students. *Library Administration & Management*, 5, 5-14.
- Caputo, G. C. (2022). *Library services to homeschoolers: A guide*. Rowman & Littlefield Publishers, Incorporated.
- Carlson, J. F. (2020). Context and regulation of homeschooling: Issues, evidence, and assessment practices. *School Psychology*, 35(1), 10-19.
- Cheng, A., & Donnelly, M. (2019). New frontiers in research and practice on homeschooling. *Peabody Journal of Education*, 94(3), 259 -

262. <https://doi.org/10.1080/0161956X.2019.1617576>
- Collins, P. A. (2005). *A study of the services, materials, and policies provided for homeschooling families by New Jersey public libraries*. [Master's thesis, Rowan University]. Rowan Digital Works. <https://rdw.rowan.edu/etd/980>
- Gubnitskaia, V., & Smallwood, C. (Eds.). (2020). *Homeschooling and libraries: new solutions and opportunities*. McFarland & Company, Inc., Publishers.
- Home School Legal Defense Association. (n.d). *Legal: homeschool laws by state*. Retrieved August 30, 2024, from <https://hsllda.org/legal>
- Jamison, P., Meckler, L., Gordy, P., Morse, C. E., & Alcantara, C. (2023, October 31). Homeschooling's rise from fringe to fastest-growing form of education. *The Washington Post*. <https://www.washingtonpost.com/education/interactive/2023/homeschoolinggrowth-data-by-district/>
- Johnsburg Public Library. (n.d.a). *Homeschool internet resources*. Retrieved October 3, 2025, from <https://johnsburglibrary.org/homeschool-internet-resources/>
- Johnsburg Public Library. (n.d.b). *McHenry county homeschooling groups*. Retrieved October 3, 2025, from <https://johnsburglibrary.org/mchenry-county-homeschooling-groups/>
- Johnsburg Public Library. (n.d.c). *Eight popular homeschooling philosophies*. Retrieved October 3, 2025, from <https://johnsburglibrary.org/eight-popular-homeschooling-philosophies/>
- Kunzman, R., & Gaither, M. (2020). Homeschooling: An updated comprehensive survey of the research. *Other Education-the journal of educational alternatives*, 9(1), 253-336.
- McKeon, C. C. (2007). *A mixed methods nested analysis of homeschooling styles, instructional practices, and reading methodologies*. Capella University.
- Murtha, H. R., & Schofield, C. K. (2024). Exploring the nexus: Homeschooling and library engagement in Connecticut. *Public Library Quarterly*, 1-23.
- National Center for Education Statistics. (2022). *Table 206.10. Number and percentage of homeschooled students ages 5 through 17 with a grade equivalent of kindergarten through 12th grade, by selected child, parent, and household characteristics: Selected years, 1999 through 2019*. Retrieved October 26, 2025, from https://nces.ed.gov/programs/digest/d22/tables/dt22_206.10.asp
- Pannone, S. (2019). Homeschoolers' experiences with the public library: A phenomenological study. *Children & Libraries*, 17 (1), 5 - 10. <https://doi.org/10.5860/cal.17.1.5>
- Pikes Peak Library District. (n.d.). *Homeschool hub: Information and resources*. Retrieved October 3, 2025, from <https://research.ppld.org/homeschoolingresources/>
- Pikes Peak Library District. (2025). *Homeschool hub newsletters*. Retrieved October 3, 2025, from <https://ppld.org/homeschool-hub/newsletters>
- Reich, R. (2002). Testing the boundaries of parental authority over education: The case of homeschooling. *NOMOS: American Society for Political and Legal Philosophy*, 43, 275-313.
- Skokie Public Library. (n.d.). *Homeschooling 101: Supportive groups and community organizations*. Skokie Public Library.

英米における視覚障害者への情報サービス提供のための法制度および政策等の歴史的変遷
 関根博子(慶應義塾大学大学院 文学研究科)
 yamamoto_hrk@keio.jp

本研究では、19世紀後半から2025年までの英米における視覚障害者への情報サービス提供の歴史的変遷を整理した。その結果、戦争被害者の救済や慈善活動といった契機に基づく社会的包摂や権利保護への志向性を経て、デジタル環境や国際標準に基づく制度化へと連続的に転換する過程が明らかになった。また、両国はデジタル資料へのアクセシビリティや国際的資料交換に傾注する一方、英国は社会的包摂や機会平等、米国は個人の権利保護を基盤とする点で相違のあることが示唆された。

1. 背景

情報アクセスの保障は、知る権利および平等な社会参加の観点から極めて重要な課題である。関根(2022, 2024)はその一端として、日本における視覚に障害のある人びと(以下、便宜上、視覚に障害のある人びとを「視覚障害者」、障害のある人びとを「障害者」と記す)の情報ニーズやそれを満たす情報源について明らかにした。それらの研究では、視覚障害者の情報アクセスを保障するために、図書館、とくに公共図書館による情報サービス提供の重要性が示唆された。情報サービス提供機関としての図書館は、視覚障害者を含む障害者の権利をめぐる国際的な議論や条約、図書館界におけるガイドラインの策定など、国際的な動向の影響を受けながら現在もなお変化し続けている。したがって、視覚障害者に対する情報サービス提供のあり方を検討するにあたっては、国内外の動向をも視野に入れた包括的な理解が不可欠である。

2. 目的と方法

本研究では、視覚障害者に対する情報サービス提供を包括的に理解する一助として、その歴史的変遷を明らかにすることを目的とする。この種のサービス提供には法制度や図書館界全体での考え方が重要な役割を担うと考えられることから、とくにその変遷を概観する。本稿では、日本の図書館の情報サービス提供体制の成立と展開に影響を与えていると考えられるイギリスおよびアメリカに注目し、両国の情報サービス提供に関わる主要な法制度、あるいは図書館団体および障害者団体の政策文書や声明、指針等を中心に文献調査を行う。

3. 文献調査の対象期間

情報サービス提供の変遷を時系列的に把握するため、文献調査の対象期間を19世紀後半から2025年までと設定し、この期間を便宜的に以下の4つの期に区分した。ここでは、各期の歴史的背景と特徴を概観する。

(1) 第I期 19世紀後半～1950年: 戦争にともなう障害者の増加

種々の戦争のため、障害を負った人びとの増加が顕著となった時期である。この時期に、戦争被害者、とくに傷痍軍人の救済という観点から、視覚障害者を含む障害者への支援制度や福祉的サービスの原型が形成され始めた。情報サービス提供については、図書館

や慈善団体による保護的もしくは慈善的な支援活動、あるいは支援者の熱意や宗教的義務感によって行なわれていた時期であるともいえる。

(2) 第II期 1951年～1975年: 障害や障害者の存在に対する認識の変化

戦後の社会変動とともに、障害や障害者の存在に対する認識が変化し始めた時期である。この頃から障害者は保護や慈善の対象ではなく、健常者と同様に権利を持ち、健常者と同じく社会に包摂される主体であるという認識が育ち始めた。とくに1950年代から1960年代のアメリカをはじめとした世界各地における公民権運動や、1970年代に登場した社会モデルは、障害者を含む多様な社会的弱者の権利回復に大きな影響を与えた。

(3) 第III期 1976年～2000年: 法による障害者差別の禁止と包摂の推進

差別の禁止を目的とする法制度が各国で整備され始めた時期である。英米では、図書館を含む公共機関における合理的配慮義務が制度化された。図書館界でも平等な情報アクセス、そしてその保障のためのアクセシビリティ確保が重要視され、各種ガイドラインの策定や実践的な取組が進展した。

(4) 第IV期 2000年～2025年: 情報媒体の多様化と国際化

情報技術の発展と国際的な連携が進む中で、障害者への情報サービス提供手段が多様化した時期である。電子書籍や新たな録音媒体などの普及とともに、情報技術の世界的な標準化が加速した。図書館の役割も、従来の資料提供に加え、デジタル資源へのアクセシビリティ促進へと拡大している。

4. 各時期区分におけるイギリスとアメリカでの主なできごと

(1) 第I期 19世紀後半～1950年

前節で述べたこの時期の社会的状況のもとに、イギリスでは視覚障害当事者による自助団体が活動を開始していた。まず、自身も視覚障害者であったT. ArmitageらによってBritish and Foreign Society for Improving the Embossed Literature of the Blind(現在のRoyal National Institute of Blind People, 以下RNIB)が設立された(RNIB, n.d.)。この団体は、視覚障害者用の文字媒体の統一を目的に設立された慈善団体であり、その後、図書貸出や生活支援を含む包括的サービスを

展開した。また、図書貸出においてはM. Arnoldによる私設図書館、Lending Library for the Blind(のちのNational Library for the Blind, 以下NLB)も大きな貢献を果たした(Munford, 1996)。

1908年のベルヌ条約ベルリン改正を受け、イギリスでは著作権法が1911年に改正された(UK Parliament, 1911)。新しく追加されたfair dealing項目は、例外規定として、私的な研究や引用などの目的での複製が著作権侵害ではないことを規定したものの、視覚障害者等についての言及や例外規定は明示されなかった。そのため、しばらくの間、図書館や専門団体は視覚障害者等用図書を製作する際には必ず著作権者の許諾を得なければならなかった。

アメリカにおいてはこの時期、国家主導で障害者、とくに傷痍軍人への支援が制度化され始めた。それがのちの視覚障害者への情報サービス提供の拡充において大きな役割を果たしている。具体的にはまず、1897年にLibrary of Congress(以下LC)が視覚障害者用閲覧室を開設した(Library of Congress, 2023a)。ここでは図書の閲覧のみならず、利用者の文化的、社会的交流の場として多岐にわたる会合が催されていた(Gerry, 1903)。また、1906年にはAmerican Library Association(以下ALA)が“どの階級の人びとも等しく市民であり、図書館サービスが提供されるべきである”という理念のもと、Committee on Library Work with the Blindを創設した(American Library Association, 1906)。これは、障害者への差別を撤廃する闘いにおいて、図書館が主導的な役割を果たすと宣言したことを示しているともいえる(Jaeger, 2018)。

そして、1931年にはPratt-Smoot Actが施行された(Library of Congress, 2023b)。これは連邦予算のもとでLCに成人視覚障害者へ図書を貸し出す体制を確立させた画期的な法律であった。しかし当初は当該予算が図書の複製のためにしか利用できなかったため、流通網の整備が後回しとなり、利用者への普及は限定的なものであった(St. John, 1957)。

(2) 第Ⅱ期 1951年～1975年

前節で述べたこの時期の社会的状況のもとに、イギリスでは、1950年代にNLBの協力要請のもと、Library Association(以下LA)が視覚障害者への情報サービス提供に尽力し始めた(Leach, 1996)。とくにLAは視覚障害者による大活字の利用に積極的な関心を持ち、1960年にはSub-Committee on Books for Readers with Defective Sightを設立し、大活字図書の開発に密接かつ継続的に協力していた(Bell, 1980)。

そのような状況において、1965年、郵政省が視覚障害者向け物品の郵送を全面無料とするサービスを開始した。もともと1906年から視覚障害者向け郵送料割引サービスは存在していたものの(*Post Office (Literature for the Blind) Act 1906*, 1906),

同年からは図書を含む視覚障害者向け物品の郵送がすべて無料となった(*The Inland Post Amendment (No. 1) Regulations 1965*, 1965)。そのため、その時点で蔵書を多く持つRNIB等の慈善団体と視覚障害者とのつながりはより強固になり、それに伴い、公共図書館員は障害者サービスへの関心を減少させていく(Kolousek, 1998)。

一方、1950年代のアメリカでは、American Foundation for the Blindが視覚障害者向け図書館サービスに関する全国調査を行った(St. John, 1957)。調査結果は視覚障害者向けの基本的な図書館サービスの基準設定の必要性を示唆するものであり、それを受けてALAはLCと協働し、Standards for Regional Libraries for the Blindを策定するに至った(Association of Specialized and Cooperative Library Agencies, 2017)。この基準は現在まで続くさまざまなALAのガイドラインの基礎となっている。

また、この時期、アメリカでは法制度においても大きな進展が見られた。1973年に制定されたRehabilitation Actにおいて、§ 504、つまり障害者に対する差別禁止を定めた条項が設けられたのである(Pub. L. No. 93-112, § 504, 87 Stat. 394)。しかし、実際の図書館現場での差別抑制は“書籍の点字版を作成する”程度の対応として形骸化している場合が大半であった(Kennedy, 2022)。理念は共有されていたものの、その実践は極めて限定的だったことがうかがえる。

そのような状況の中、イギリスで登場したのが、Union of the Physically Impaired Against Segregation(以下UPIAS)である。UPIASは、障害は障害者を排除して成り立っている社会の産物であり、社会による排除こそが障害の本質であると規定した(Union of the Physically Impaired Against Segregation & Disability Alliance, 1975)。これはのちに「社会モデル」と命名され、世界の障害者施策に大きな影響を与えた(Barnesほか, 2004)。それは図書館界にも波及し、障害者の図書館利用における困難は図書館側の制度設計によって生じるという考えが広まっていく(Sherman, 2022)。

(3) 第Ⅲ期 1976年～2000年

前節で述べたこの時期の社会的状況のもとに、イギリスでは、1980年代後半の図書館界において、多様性と平等の尊重が制度的な課題として取り上げられるようになった。まず、1987年にLAがEqual Opportunities Policy Statementを採択した。これはあらゆる社会的排除を図書館界から撤廃するという姿勢を公式に打ち出した、LAにとっての大きな前進であった(Parker, 1992)。

次いで1989年には、視覚障害者の情報アクセス向上を目指すShare the Visionプロジェクトが発足した(Craddock, 1997)。このプロジェクトはRNIB等

の専門団体と公共図書館の初の本格的な協働であった。この取り組みを通じ、専門団体の専門性と公共図書館の地域的インフラとが結びつき、利用者中心の包括的なサービスの構築が進展した(Owen, 2007)。

さらに1995年にはDisability Discrimination Act(1995 c. 50 (UK), 以下DDA)が制定された。これは障害を理由とする差別を違法とした、イギリス初の包括的差別禁止法であり、図書館を含むサービス提供者に「予見のかつ合理的な調整(anticipatory reasonable adjustment)」を義務づけた(Lawson & Orchard, 2021)。すなわち、物理的環境に加え、点字やEPUBなどの代替フォーマットやスクリーンリーダー対応のOPAC等をあらかじめ整備することが求められるようになったのである。

一方、アメリカでは1990年、Rehabilitation Act § 504の理念を継承したAmericans with Disabilities Act(42 U.S.C. § 12101 et seq. (1990), 以下ADA)が制定された。これにより、公的機関としての図書館には合理的変更(reasonable modifications)や効果的コミュニケーション(effective communication)の提供が義務化された(28 C.F.R. § 35.130(b)(7), 35.160 (1991))。つまり、必要に応じて、規則の柔軟化のほか、代替フォーマットやスクリーンリーダー対応といった補助手段を講じることが義務付けられた。

また、同時期のアメリカでは、障害者への情報アクセスの保障に関わる重要な法改正も行われた。まず、Rehabilitation Actに § 508が新設された(Pub. L. No. 99-506, § 508, 100 Stat. 1807 (1986))。当初は連邦政府における電子オフィス機器に限定されていたものの、1998年の大改正により適用対象は電子情報技術全般に拡張され(Workforce Investment Act of 1998, Pub. L. No. 105-220, § 508, 112 Stat. 936 (1998))、現在のアメリカにおけるデジタル・アクセシビリティ遵守の法的基盤を構築した。

さらに、1996年には著作権法に、いわゆるChafee Amendmentが導入された(17 U.S.C. § 121)。これにより、認定団体によるアクセシブルな形式での複製や頒布が著作権法上の明確な例外規定行為として認められ、情報の器とコンテンツの双方においてアクセシビリティが確保されることとなった。

(4) 第IV期 2001年～2025年

前節で述べたこの時期の社会的状況のもとに、イギリスでは2003年、Copyright (Visually Impaired Persons) Act 2002(c. 33 (UK))が施行され、Copyright, Designs and Patents Act 1988(以下CDPA)が改正された。これにより、イギリスで初めて、視覚障害者向けのアクセシブルな複製を認める明示的な例外規定が導入されることとなった。

さらに、2013年のマラケシュ条約の採択を受け、イギリスは2014年および2018年にもCDPAを改正し

た。とくに2014年の改正では例外規定の対象が拡大され、視覚障害者に限らず多様な障害者のためのアクセシブルな資料の複製が円滑化された(Copyright and Rights in Performances (Disability) Regulations 2014, S.I. 2014/1384 (UK))。

また、2018年には、図書館や大学、自治体における情報サービス提供実務に直結する規則として、The Public Sector Bodies (Websites and Mobile Applications) (No. 2) Accessibility Regulations 2018(S.I. 2018/952 (UK))が施行された。これにより、公的機関の提供するウェブサイトやモバイルアプリへのアクセシビリティ基準に対する適合が義務づけられた。

一方、アメリカでは、2001年にALA評議会がLibrary Services for People with Disabilities Policyを採択した(American Library Association, 2001)。これは、包括的な障害者サービス体制を整備する初の公的な方針であり、以降、全ALA加盟機関にとって遵守すべき行動規範となった。

マラケシュ条約に基づき、アメリカは2018年にMarrakesh Treaty Implementation Act(Pub. L. No. 115-261, 132 Stat. 3666 (2018))を制定した。その後2019年、アメリカは正式に批准国となり、既存のChafee Amendmentと条約の枠組みとが接続された。こうして、視覚障害者等用資料の製作や配布に関して、明確な法的根拠が確立された。

そして、2024年、アメリカでは、Final Rule on Web Accessibility under Title II of the ADA(89 Fed. Reg. 23472 (Apr. 24, 2024))が公表され、公的機関の提供するウェブサイトにアクセシビリティ基準の適用が義務づけられた。これにより、地方自治体や公共図書館等のウェブやモバイルアプリ上で提供されるコンテンツにもその適用が及ぶこととなった。

5. 全体のまとめ

以上の検討から、イギリスおよびアメリカの視覚障害者への情報サービス提供は、慈善や救済の実践から出発し、権利保障とアクセシビリティ基準の設定、さらにデジタル環境と国際的枠組みへの適応という段階的発展をたどってきたと整理できる(Hammarberg, 2011)。

その一方で、両国には情報サービス提供の基盤となる思想に差異が見られた。イギリスではUPIASによる社会モデルの提起以降、特定の人びとが社会的に排除されている体制、すなわち周縁化の構造を社会側の障壁として捉え、それを除去する制度的対応が強調されてきた(Goodley, 2016)。他方アメリカでは、公民権法系の系譜や図書館界の政策文書を通じて、個人の権利保障を軸にアクセス拡大を図るアプローチが顕著である(Jaeger et al., 2015)。

差異は差別禁止法制における理念の「重心」にも表れていた。イギリスの「予見のかつ合理的な調整」は、

1980年代の図書館界における平等機会方針や全国的協働に見られるように、包摂と機会平等を社会側の責務として組み込む方向で制度化された(Lawson, 2008; Liisberg, 2015)。これに対し、アメリカの「合理的変更」は、個々の権利救済を起点に、具体的ニーズに対する柔軟な対応を通じて普遍的アクセスを実現する設計が色濃い(Jaeger, 2018)。

6. 今後の課題

今後は、障害の範囲を広く想定し、各国の情報サービス提供について、社会的および制度的背景に即した変遷要因を明らかにするために、さらなる文献調査を行う必要がある。その分析を通じて、制度設計上の具体的な示唆、すなわち予見的義務と個別調整の最適な接合や図書館間の連携等に関する示唆を提示することが目指される。

7. 引用・参考文献

- American Library Association. (1906, June 29). Papers and proceedings of the twenty-eighth general meeting of the American Library Association, Narragansett Pier, Rhode Island, June 29 to July 6, 1906.
- American Library Association. (2001). *Library services for people with disabilities policy*. ALA Council.
- Americans with Disabilities Act of 1990, 42 U.S.C. § 12101 et seq. (1990).
- Association of Specialized and Cooperative Library Agencies. (2017). Revised standards and guidelines of service for the Library of Congress network of libraries for the blind and physically handicapped, 2017. American Library Association.
- Barnes, C., Mercer, G., & Shakespeare, T. (1999). *Exploring disability: A sociological introduction*. Polity Press. (邦訳: バーンズ, C./マーサー, G./シェイクスピア, T. (2004). 杉野昭博, 松波めぐみ, 山下幸子(訳). デイスアビリティ・スタディーズ: イギリス障害学概論. 明石書店)
- Bell, L. J. (1980). *The large print book and its user*. Library Association Publishing.
- Chafee Amendment, Pub. L. No. 104-197, 110 Stat. 2394 (1996), codified at 17 U.S.C. § 121.
- Copyright (Visually Impaired Persons) Act 2002, c. 33 (UK).
- Copyright and Rights in Performances (Disability) Regulations 2014, S.I. 2014/1384 (UK)
- Craddock, P. (1997). *Share the Vision* [Conference paper]. In 63rd IFLA General Conference: Conference programme and proceedings (August 31-September 5, 1997). International Federation of Library Associations and Institutions.
- Disability Discrimination Act 1995, c. 50 (UK).
- Final Rule on Web Accessibility under Title II of the ADA (89 Fed. Reg. 23472 (Apr. 24, 2024))
- Gerry, M. S. (1903). Library of Congress and the blind. *Scribner's Magazine*, 33(Jan-Jun), 101-108.
- Goodley, D. (2016). Disability studies: An interdisciplinary introduction (2nd ed.). SAGE Publications.
- Hammarberg, T. (2011). Disability rights: From charity to equality. *European Human Rights Law Review*, (6), 638-641.
- Jaeger, P. T. (2018). Designing for diversity and designing for disability: New opportunities for libraries to expand their support and advocacy for people with disabilities. *The International Journal of Information, Diversity, & Inclusion*, 2(1-2).
- Jaeger, P. T., Wentz, B., & Bertot, J. C. (2015). Libraries and the future of equal access for people with disabilities: Legal frameworks, human rights, and social justice. In P. T. Jaeger, B. Wentz, & J. C. Bertot (Eds.), *Accessibility for persons with disabilities and the inclusive future of libraries* (Vol. 40, pp. 237-253). Emerald Group Publishing.
- Kennedy, M. L. (2022, August 5). *ARL comments on Section 504 of the Rehabilitation Act of 1973*. Association of Research Libraries. <https://www.arl.org/news/arl-comments-on-section-504-of-the-rehabilitation-act-of-1973/>
- Kolousek, J. E. (1998). *A survey of services to visually impaired people in UK public libraries* (Master's dissertation, Loughborough University).
- Lawson, A. (2008). Introduction. In A. Lawson (Ed.), *Disability and equality law in Britain: The role of reasonable adjustment* (pp. 1-13). Hart Publishing.
- Lawson, A., & Orchard, M. (2021). The anticipatory reasonable adjustment duty: Removing the blockages?. *The Cambridge Law Journal*, 80(2), 308-337.
- Leach, A. (1996). William Munford: The NLB years. *Library History*, 12(1), 4-6.
- Library of Congress. (2023a, August 10). *History*. National Library Service for the Blind and Print Disabled (NLS). <https://www.loc.gov/nls/who-we-are/history/>
- Library of Congress. (2023b, October 3). *Laws and regulations*. National Library Service for the Blind and Print Disabled (NLS). <https://www.loc.gov/nls/about/organization/laws-regulations/>
- Liisberg, M. V. (2015). Accessibility of services and discrimination: Concentricity, consequence, and the concept of anticipatory reasonable adjustment. *International Journal of Discrimination and the Law*, 15(1-2), 123-144.
- Marrakesh Treaty Implementation Act (PL. No. 115-261, 132 Stat. 3666 (2018))
- Munford, W. A. (1996). A short history of the National Library for the Blind. *Library History*, 12(1), 253-262.
- Owen, D. (2007). Sharing a vision to improve library services for visually impaired people in the United Kingdom. *Library Trends*, 55(4), 809-829.
- Parker, S. (1992, August). *Women's status in librarianship: The UK experience*. In *58th IFLA General Conference proceedings* (New Delhi, India). International Federation of Library Associations and Institutions (IFLA).
- Post Office (Literature for the Blind) Act 1906, 6 Edw. 7 c. 22 (UK).
- Rehabilitation Act Amendments of 1986, Pub. L. No. 99-506, § 508, 100 Stat. 1807 (1986).
- Rehabilitation Act of 1973, Pub. L. No. 93-112, § 504, 87 Stat. 394 (1973), codified as amended at 29 U.S.C. § 794.
- RNIB. (n.d.). *Who we are*. Retrieved September 27, 2025, from <https://www.mib.org.uk/about-us/who-we-are/>
- Sherman, M. (2022). *Accessibility in libraries: A landscape review*. American Library Association & Knology. <https://www.ala.org/sites/default/files/tools/content/220928-ppo-ltc-access-landscape-review.pdf>
- St. John, F. R. (1957). *Survey of library service for the blind, 1956*. American Foundation for the Blind.
- The Inland Post Amendment (No. 1) Regulations 1965, S.I. 1965/502 (UK).
- The Public Sector Bodies (Websites and Mobile Applications) (No. 2) Accessibility Regulations 2018 (S.I. 2018/952 (UK))
- Twenty-eight C.F.R. § 35.130(b)(7), 35.160 (1991). (= 28 C.F.R. § 35.130(b)(7), 35.160)
- UK Parliament, House of Lords. (1911, November 14). Copyright Bill (Vol. 10). Hansard. <https://hansard.parliament.uk/lords/1911-11-14/debates/59978B62-B98C-44EB-8026-13560C37AD7C/CopyrightBill>
- Union of the Physically Impaired Against Segregation, & Disability Alliance. (1976). *Fundamental principles of disability: Being a summary of the discussion held on 22nd November, 1975 and containing commentaries from each organisation*. London: UPIAS and Disability Alliance.
- Workforce Investment Act of 1998, Pub. L. No. 105-220, § 508, 112 Stat. 936 (1998).
- 関根博子. (2022). 健康および社会的な支援に関する視覚障害者の情報ニーズとそれを満たすための情報源: 視覚障害者支援施設に関わる人びとを対象としたインタビューを通じて. *Library and Information Science*, 88, 1-23.
- 関根博子. (2024). 視覚に障害のある人びとの属性の類型化に基づく情報行動モデルの構築. 三田図書館・情報学会研究大会発表論文集, 2024, 21-24.

行政関係者による1950年制定図書館法の解説

葉袋秀樹

元筑波大学

qzw04141@nifty.com

抄録

本研究の目的は、1950年に制定された図書館法に関する行政担当者の解説を調査し、その特徴を明らかにすることである。文部省の立案担当者の解説と地方公共団体の行政職員の意見を収集し、図書館改革の観点から要点を抽出し、比較検討した。その結果、新しい法律の解説にはビジョンと発展の方向が示されていること、行政職員の意見には他では得にくい指摘が含まれていること、民間団体による内容の整理、重要部分の抽出、簡潔な評価が必要であること、民間団体は、法律を検討の上、実行計画を作成する必要があること等が明らかになった。

1. はじめに

1.1 研究の背景

1980年代まで図書館法の解説書としては、文部省の行政担当者による解説書があり、図書館関係者（図書館職員、大学教員）（以下、「関係者」という）による解説書は1990年以後、日本図書館協会によって出版された⁸⁾。行政担当者の解説には所管官庁の考え方が示されているため、図書館法の解説を検討する前段階として行政担当者の解説を調査する必要がある。しかし、これまで、図書館関係者によって適宜引用されてきたが、詳しい調査は行われていない。

行政担当者の解説は2種類ある。一つは、文部省の立案担当者の解説で、法律の歴史や関連法規に詳しい。一つは、地方公共団体の行政職員の意見で、実務の立場から問題点を指摘することが多い。

1.2 研究の目的

本研究の目的は、1950年に制定された図書館法に関する2種類の行政担当者の解説を調査し、その特徴を明らかにすることである。

1.3 研究の方法

文部省の立案担当者の解説と地方公共団体の行政職員の意見を収集し、図書館改革の観点から内容の要点を抽出し比較検討する。これらをもとに、行政担当者の図書館法解説の特徴を明らかにする。期間は1945年～88年とする。

2. 西崎恵『図書館法』¹⁾

立案担当者の解説は数点あるが、最もよく知られている1950年の西崎恵『図書館法』を用いる。前篇、後篇から成り、「前篇 図書館法について」の「四 図書館法の内容」を取り上げる。筆者は1990年代～2000年代の「図書館改革の時代」に研修資料で本書の図書館の意義に

関する記述を活用した。それを中心に紹介する。[]内に掲載ページ数を記載する。

2.1 社会教育法と図書館法の関係

戦前の図書館では「図書館の社会教育的な意義が軽視され、一般国民の教育活動と無関係に図書館が運営される傾向」[46]、「画一的な」活動に終わる傾向」[64]があったと述べている。

社会教育法との関係を「図書館法は（中略）社会教育法の趣旨をうけてできている」[42]、「図書館法の理解のためには、社会教育法の理解が」「必要となってくる」[46]と述べている。

社会教育法の中で特に重要なのは第3条の趣旨で、国・地方公共団体の任務として、「社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら实际生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない」と定めている。この根本的趣旨が「図書館について具体的に展開されたものが図書館法」である[44]と述べている。

2.2 定義

・図書館の目的

第2条の「教養、調査研究、レクリエーション」では、新たに加わった「レクリエーション」には「今日の疲労をいやして再び明日の人生を創造する」という所に意味があり、「享楽とは異なる」[49]ことを指摘しているが、「教養、調査研究」に関する解説はない。なお、本書前篇の「二 図書館関係法令の沿革」で1933(昭和8)年の図書館令第1条の「図書館ハ（中略）公衆ノ（中略）教養及學術研究ニ資スルヲ以テ目的トス」という条文[26]を挙げている。

2.3 設置

・義務設置と住民への啓蒙

義務設置を避けた点について「法律的な拘束力によって図書館を義務的に作るよりも、新しい図書館の在り方を啓蒙して、住民が本当に図書館を欲するようになってゆくとところから図書館運動が展開されるのが、現状としてはよりよいと言えるかも知れない」[56]と述べている。

・教育委員会の責任と指導助言

「市町村立図書館を育成してゆく責任は、市町村の教育委員会にある」[70]、「都道府県教育委員会は、その都道府県内の図書館奉仕を総合的に促進する役割を有する」[108]と述べているが、第7条の解説は控えめで、指導助言の内容や効果の詳細は解説していない。

2.4 図書館奉仕

・学校教育の支援

第3条の「学校教育」に関して、「図書館はその土地の学校教育を援助し得るように留意しなければならない」[64]と述べ、図書館が学習に必要な資料を備えて勉強しやすいようにする、「図書館と学校附属の図書館又は図書室とが相互に協力する」[65]等を挙げている。

・資料利用のための相談と図書館職員の在り方

第3号について、「図書館の職員はそれらの資料の内容や種類について深い広い知識をもって、利用者から色々図書館資料の利用についての相談があった時は、これに応じてやるようにしなければならない」[68]と述べている。

(井内慶次郎は「図書館職員は利用者の中に飛びこんでゆくべきである」、利用者に近いところに机を出して奉仕の仕事をする必要があると具体的に述べている³⁾。)

これに続けて、図書館職員の在り方を論じている。「このように考えてくると、これからの図書館職員は非常に大きな能力を要求されることがわかるのであって、優秀な図書館職員を得ることが何にもまして必要となってくる」「図書館法が図書館奉仕の規定と関連して、図書館の職員の問題を大きくとりあげているのはこの為である」[68]。

・時事情報・参考資料の紹介・提供

第7号の「時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること」を「インフォメーション・センターとしての図書館の新しい機能」と呼び、「時事に関する情報や、時事を判断する場合に参考となる資料を紹介したり、そ

ういうものを印刷にしたりして提供する」[73]という具体的な手法を解説している。

・公民館図書室の育成、技術支援

8号の公民館について、「公民館の活動の一つの中心が図書館資料によるものであるから、図書館はよく公民館の図書施設を充実してゆくようにこれを育てることが必要である。図書館のもっている技術的な能力等を公民館に与え、又公民館からよく住民の要望を聞いて、図書館資料を地方に流す時の重要な足場にこれを利用する面も大切であろう」[75]と述べている。

2.5 職員

・図書館長等の司書資格

第13条第3項の館長の司書資格については、図書館関係者の間に二つの意見があったことを指摘している。「館長に一定の資格を要求する場合に、所謂図書館の専門家のみから館長になれるようにするか、それとも広く学識経験者の中からも館長になり得るようにするか、いずれの意見にも理由のあることである」、従来、わが国では「館長に余りに素人が横すべしすぎたために色々な障害の起った事例も」ある[81]。

附則第7項で次のように規定している。「図書館職員養成所を卒業した者は、第5条の規定にかかわらず、司書となる資格を有するものとする」[93]。

2.6 公立図書館の公共性

「公立図書館の公共性を考える上において注目すべき規定」は「無料公開の原則」と「図書館協議会の制度」である[98-99]。

2.7 公立図書館の基準と補助

二つの基準が解説されているが、両者の関係は解説されていない。奨励補助金であることが示されている。「補助金の性格は、必要経費の一部を国で負担すると言うのではなく、あくまでも奨励金としての性格のものである」[105]。

3. 行政職員の意見

3.1 江口清治（東京都教育庁社会教育課）

1950年～51年に図書館法を逐条解説している²⁾。注・参考文献はない。

冒頭で「図書館法はあくまで社会教育法との関連において考えなければならない」、「社会教育関係施設の整備充実は世論の力に依つてのみ期待される」と述べている。

第10条の設置について、従来の図書館は国の事業であったため、「地方公共団体が特に条例

を設定する必要がなく公示等にて足りる」という解釈をしていたことを指摘している。

第19条の補助金について、補助金を受ける水準に達しない図書館こそ「補助金によって助成してゆくべきである」という意見も相当強いようである」と述べている。

3.2 中津栄三（市立三原図書館）

『図書館雑誌』1961年12月号の「北から南から」への投稿である⁴⁾。図書館の義務設置等の4項目の実現に必要な法改正の詳細（改正条文）を示し、司書等の専門職員としての必置化については、地方自治法第180条の8第3項別表第6への記載が必要であることを指摘し、同法の改正が必要であることを示している。

3.3 宇井儀一（神奈川県立図書館長）

日図協図書館法改正委員会が1961年6月に提出した「図書館法改正に関する意見書」に関する私見を7項目挙げ、その中で補助金の交付基準を論じている⁵⁾。法律と省令の二段階での規定、基準と現実との甚だしい遊離に疑問を示し、図書館の補助金は奨励的性質のため、基準は省令で定め、客観状況の変化に応じて操作しやすくする方がよい、また、図書館長に司書資格を義務付けることは地方公共団体の人事行政から見て適切でないと述べている。

3.4 武田英治（元神奈川県教育長、図書館長）

1979年12月の「図書館法研究シンポジウム」で「図書館法の諸問題」を報告した⁶⁾。図書館と社会教育、義務設置論議、図書館財政（補助金、単位費用等）、望ましい基準案等の6項目について行政法の知識を用いて論じている。

図書館活動は法律上すべて社会教育に含まれること、図書館は法律上教育機関であるため、自律性、主体性が重視されることを指摘している。補助金については、最低基準を達成した図書館に交付されることから、最低基準以下の図書館は切り捨てられることを指摘している。そのほか、基準財政需要額の単位費用の実態を検討し、問題点を指摘している。

3.4 浅見勝也（大阪府立中之島図書館長）

1981年に都道府県立図書館の法制を戦前から歴史的に検討している⁷⁾。図書館法を含むこれまでの法令では都道府県立図書館と市町村立図書館の役割分担を定めた一般的規定は見られないことを指摘し、地方自治法をもとに、都道府県立図書館は市町村立図書館に対する補完的機能を果たすべきであると述べている。

4. 考察

4.1 西崎恵『図書館法』

1) 社会教育法と図書館法の関係

図書館関係者には、社会教育法理解のための学習が必要である。本書には社会教育法の解説があり、図書館の目的に関する規定を補足しているが、図書館の立場を考慮した社会教育のより詳しい解説書とその学習が必要である。

2) 定義

図書館の規模にかかわらず、すべての図書館の目的に「調査研究」が含まれていることはきわめて重要で、強調する必要がある。

3) 設置

住民への啓蒙は、国の施策を求めがちな関係者に住民の意向が重要であることを示した点で優れている。これは図書館政策の根本で、図書館界を挙げて啓蒙活動を工夫する必要がある。

4) 図書館奉仕

第3条2項に関し、「米国教育使節団報告書」に見られる「自由に、制限なく」利用できるための開架・貸出の解説が必要である。

資料利用のための相談と専門職員の在り方を結び付けていることから、専門職員制度の実現にはレファレンスサービスの実施が不可欠であり、それには養成教育の充実が必要であることがわかる。

「時事情報」は、変化の激しい社会の安定、「正しい世論」の創造をめざすものである。広く捉えれば、現代社会の諸問題に関する情報と理解できる。筆者は、自治体情報やビジネス情報の提供と結び付けていた。

公民館との連携は現在でも十分ではない。まず、公民館・社会教育関係者に図書室の重要性や活用方法の理解を求める必要がある。図書館の持つ「技術的な能力等」を公民館に提供することは重要だが、図書館と公民館は独立した施設で、意思疎通は容易ではない。図書館の明確な方針、図書館と公民館の意思一致が必要であり、そのためには、公民館と図書館を含む地域連携を進める政策、職員研修や人事交流を含む連携の基盤づくりが重要である。

第7条では「求めに応じて」「専門的、技術的」、第8条では「協力を求めることができる」の意味が解説されていない。第7条をもとに指導助言を行うには、市町村教育委員会の「求め」が必要である。総合目録等では全市町村が対象となるため、「協力を求める」という穏やかな

文言になっていると考えられる⁹⁾。

5) 職員

関係者の文献で、館長の司書資格の根拠として、「色々な障害の起った事例」の文を引用しているものがあつたが、具体的な事例等は解説には挙げられていないため、関係者が自ら調査して明らかにする必要がある。

6) 公立図書館の公共性

住民と同様に協議会委員に対しても啓蒙活動・情報提供活動が必要である。これらの活動は全国共通であるから、全国的な団体による対応が望ましい。

7) 公立図書館の基準と補助

奨励補助金の意味の解説が必要である。

4.2 行政職員の意見

5つの意見には、文部省関係者の解説からは得にくい図書館改革に重要な指摘が含まれている。図書館法に関する行政職員の意見を収集・整理する担当者（専門家、委員会）が必要である。地方公共団体の行政職員の意見を聞く機会も必要である。

江口は他に見られない意見を紹介している。中津の意見は、関係者が触れないことの多い結論（改正条文）を示したもので、重要であり、きわめてわかりやすい。宇井の指摘は、補助金の条件に関する早い段階での数少ない指摘で、後に法改正されている。武田の社会教育と図書館に関する議論は後に引用され活用されている。補助金の性格は、公民館との相違点であり、江口も指摘している。基準財政需要額に関する議論は貴重な意見で、他にも文献がある。浅見の議論は、都道府県立図書館の制度に関する研究として最初のもので、一応の結論を示している。

4.3 まとめ

1) 立案担当者の解説の意義

法律制定後、法改正後の解説には、法律がめざすビジョン（インフォメーションセンター、レファレンスサービス等）と発展の方向が示されている。関係者はこれを受けとめて議論する必要がある。異論や疑問がある場合は、専門家に問題点の整理を求める必要がある。

立案担当者の解説には法律上の手続きなど煩雑な部分が含まれているため、民間団体による内容の整理、重要部分の抽出、簡潔な評価が必要である。

2) 行政職員の意見の意義

法律には不十分な点があるため、立案担当者

以外の行政職員の意見を収集・整理するとともに、意見を聞く機会を設ける必要がある。『図書館法研究』は日図協の成果であるが、十分活用されていない。このような書籍に関しては、書評にとどまらず、詳しく検討する必要がある。

行政法の専門的事項をどこまで説明するかも重要である。関係者には理解が困難な場合も少なくない。立案担当者の解説では説明が省略されている場合もある。わかりやすい段階的な解説を専門家に依頼する必要がある。

3) 関係者、民間団体の役割

関係者から成る民間団体の役割を明確にする必要がある。解説や意見には、民間団体が実施すべきことが示されている場合とない場合がある。民間団体は、法律を十分検討の上、住民への啓蒙を含む実行計画を作成する必要がある。文部省の解説にもかかわらず、学ばれていないことが多い。

知名度の低い雑誌に掲載された文献は知名度の高い雑誌に転載する等の対応が必要である。

注・参考文献（発行年月日順）

- 1) 西崎恵『図書館法』日本図書館協会, 1970. 3, 202p. 1950年5月, 羽田書店刊の復刻.
- 2) 江口清治「図書館法のあらまし」(一)～(三)『教育と事務』6, 1950. 8, p. 17-23; 9, 1951. 8, p. 35-38; 12, 1951. 12, p. 20-23.
- 3) 井内慶次郎著、全国学校図書館協議会編『図書館法の解説』明治図書出版 1954. 6 (学校図書館学講座), p. 50
- 4) 中津英三「＜北から南から＞職員の身分確立に打つ手あり: 結構づくめの夢ものがたり」『図書館雑誌』55(12), 1961. 12, p. 375-377.
- 5) 宇井儀一「図書館法改正問題に関する私見」『神奈川県図書館学会誌』12, 1962. 2, p. 1-4
- 6) 武田英治「図書館法の諸問題」『図書館法研究—図書館法制定30周年記念・図書館法研究シンポジウム記録』裏田武夫ほか, 日本図書館協会編・刊, 1980. 7, p. 29-70
- 7) 浅見勝也「府県立図書館法制序説」『大阪府立中之島図書館紀要』17, 1981. 3, p. 2-24
- 8) 森耕一編『図書館法を読む』日本図書館協会, 1990. 10, 277p.
- 9) 葉袋秀樹「都道府県教育委員会による市町村立図書館振興策の根拠法令: 変遷の経過と内容」『図書館学会年報』39(4), 1993. 12, p. 162-163.

ワークプレイスにおける知識の共有：3つの研究領域の関係と課題

原有希（慶應義塾大学大学院） yuukihara@keio.jp

生産年齢人口減少や生成 AI 等の技術進化を背景に、ベテランがもつ知識に関心が集まっている。ワークプレイスの知識共有に関連する検討は複数の研究領域で見られるが、領域間の言及や横断的な整理はなされていない。そこで、ワークプレイスにおける知識の共有について、情報行動、知識創造理論、専門的知識共有の研究領域を取り上げ、どのような研究がされており、どのような関係にあるかを整理し、今後の研究に向けた課題と方向性を明らかにする。

1. ワークプレイスを取り巻く変化

1.1 ベテランがもつ知識への関心の高まり

日本の生産年齢人口は 1995 年をピークに減少し、2050 年には 2021 年の約 29%になると見込まれる（総務省, 2022）。そうした中で、仕事における高い遂行能力をもつベテラン従業員に注目が集まっている（経済産業省, 2022）。理由は、ベテランの知識やノウハウの消滅は、ビジネスの存続のみならず、社会インフラの維持を脅かすリスクになるからである（リクルートワークス研究所, 2023）。

これまで、ベテランの知識が人やシステムを介してフォーマル、インフォーマルに共有されて、仕事は成り立ってきた。ところが、ベテランの退職や従業員の離職増加により、従来のような知識の共有が難しくなってきた。そのため企業の経営層では、ノウハウを含む知識共有が喫緊の課題であるとの認識が高まっている。

1.2 ワークプレイスのテクノロジー変化

ワークプレイスの IT は、経営を取巻く外的要因に呼応して進化してきた。2000 年代は業務標準化に資するシステム統合技術の加速、2010 年前後からは世界経済後退に伴うコスト抑制に資する IoT やビッグデータ活用、2020 年以降は COVID-19 による働き方改革に資するデジタル技術の広がり、そして最近では大退職時代や生成 AI 登場による業務自動化に向けた技術導入が進む（Bystrom et al., 2019; 総務省, 2022）。

現在、企業は AI やロボットへの投資を増加し、生産性を高めようとしている（内閣府, 2023）。McAfee ら（2023）は生成 AI が業務に組込まれ、何十億のワーカーが日常業務の一部に利用すると予測する。生成 AI やロボットがルーティンワークを行い、人には認知的な仕事が残るとの見方もある（Arias et al., 2025）。実際に Amazon 社では、75 万台のロボットを物流倉庫に導入し、梱包作業等の自動化を図る代わりに、ワーカーをロボット監督者の役割にリスクリダクションしようとしている（Kelly, 2025）。

生成 AI やロボットは、人とテクノロジーのタスクの分掌を変え、ワークを変容させる可能

性が高い。それに伴い、ワークプレイスにおける知識共有のあり方も変わることが考えられる。人から人の知識共有に、AI やロボットが加わる方向でのテクノロジー開発が期待されているが、その実現に向けては、ワークプレイスにおける知識共有の実態や課題を改めて詳しく理解することが重要であると考えられる。

2. 先行研究

LIS では、T.D. Wilson を中心に、ワークプレイスの Information management 研究において、組織の情報ニーズや戦略に基づく情報の組織化が検討されてきた。この研究のスコープや内容に関係する研究者や実践者は多岐に渡る。分野では「ビジネスマネジメント」、「情報・コミュニケーション技術」、「公共政策」、「コミュニケーション」等が関係し、研究領域としては「情報マネジメント」、「情報システム」、「情報技術管理」等が関わるとされる（Maceviciute & Wilson, 2002; Maceviciute, 2025）。

Information management に関係する代表的な研究領域にナレッジマネジメント（KM）がある。Wilson（2002）は両者の違いを明らかにすべく、KM における知識と情報の区別、暗黙知、知識管理の概念等を分析した。結果、KM は組織活動を対象として、コミュニケーション慣行の変化が情報共有を可能にするとの考えのもとで業務慣行の管理をするものであり、知識の管理とは異なると指摘する。また、暗黙知の表出化を前提とする点については、暗黙知は物事を行う際に当然の事として受け入れられている知識であり、全てが表出化されないと指摘する。KM における暗黙知は表出化された知識を指すが、それは知識ではなく情報であるとし、情報は管理できるが知識は管理できるものではないとの根本的な考え方の違いを明らかにした。

また Maceviciute と Wilson（2010）は、情報システム研究について、仕事のプロセスに沿った情報利用を可能にする技術的手段に主眼があるため、技術要件の策定では、情報行動研究によるユーザ行動の違いや理由の理解が役立つとする。一方で、個人の行動詳細に焦点を当てす

ぎると、中長期的な情報管理システム開発に向けて、情報システム研究が求めるユーザ行動の一般性の理解に適さなくなることを明らかにし、その改善が情報行動研究の課題であるとした (Maceviciute, 2025)。

このように、Information management 研究は、情報行動研究に他研究領域の知見を取り入れて研究観点を設定しながら発展してきた。前述した課題以外にも、情報を使う側の個人の情報ニーズのみならず情報を作る側の企業のニーズの理解、情報マネジメントサービス導入の鍵である企業構造や組織文化の理解、費用対効果を含む組織情報戦略の理解などの新たな観点が抽出されている。Wilson と Maceviciute (2025) は、“Information management は複雑な問題領域である。情報システムの観点から見ると、主な関心は情報システムの設計、開発、応用という主題にある。健康・医療分野、建設・工学分野の観点から見ると、実践を改善するシステムの開発、利用、評価に主な関心があることが示唆される” (p.13) とし、継続的に研究領域同士の違いや関係性を追求する必要があると述べる。

3. 問題意識と目的

ワークプレイスを取り巻く社会的・技術的背景の下に、知識の共有に関わる実態を詳しく理解する必要が高まっている。情報行動研究では主に情報ニーズ、情報源、情報利用の観点から、多様なワークプレイスにおける情報行動や実践が理解されてきた。一方で、それらの研究は、知識の共有の視点から十分に整理はされていない。また、Information management 研究には、知識共有の視点で参照可能な知見が存在すると考えられるが、研究の主眼が情報の組織化にあるため、知識共有の実態は十分に明らかにされていない。ワークプレイスの知識共有に関わる検討は、複数の研究領域に分散してなされているが、横断的に整理をした取組みは見られない。

そこで本研究では、ワークプレイスにおける知識の共有について、情報行動研究をはじめ、関連する主な研究領域でどのような研究がなされており、それらがどのような関係にあるのかを整理する。そこからワークプレイスの知識共有の研究における課題と求められる研究の方向性を明らかにすることを目的とする。

4. 方法

ワークプレイスにおける知識の共有に関して、異なる知見や観点を示していると考えられる主な研究領域として、「情報行動」、ナレッジマネジメントの「知識創造理論」に加え、「専門的知識共有 (Sharing expertise)」を取り上げて検

討をする。

具体的には、まずそれぞれの研究領域で、知識の共有の観点から関係が深いと考えられる主要文献を精読し、どのような研究がなされており、どのような示唆が提示されているのかを整理する。次に、それらがどのような関係にあるのかを考察し、ワークプレイスの知識共有の研究における課題と求められる方向性を特定する。

5. ワークプレイスの知識共有に関わる 3 つの研究領域

5.1 情報行動研究

情報行動研究では、リーマンショックをきっかけとする従業員間の information transfer の加速、職場の分散化等のワークプレイスの変化を背景に (Bystrom et al., 2019)、仕事のコミュニティにおける知識やベテランの知識の共有に関わる研究がなされている。

Browne と Martzoukou (2022) は、製薬会社の技術者等の情報探索行動を調査した。結果、市場の競争激化に伴う厳しい時間的制約の下で、情報源選択には信頼性や成功体験が重視され、同僚や社内文書を情報源とする他、社内コミュニティの専門家に対する高いニーズを抽出した。それに基づき、社内の主題専門家を中心に据えた従業員間の知識接続の有効性を示した。

Solomon (2023) は、ベテラン弁護士の情報実践の調査から、過去の経験から得た案件情報収集時に問題が起きやすい情報源の知識を活用してリスクを下げる実態を明らかにした。経験が浅い弁護士はこうした知識がなく、リスク低減に役立つ知識を共有する仕組みが必要であると指摘する。また、Qin ら (2020) は設計エンジニアの情報実践を調査し、仕様や図面は共有可能だが、判断や問題解決に有益な情報は誰もがアクセスできるように管理されていないと指摘する。グローバル化で職場が分散し、同じ場で仕事をする中でベテランの知識に触れる機会が減り、問題として表面化したとし、新たな KM システムを検討する必要性を主張する。

Evan と Price (2017) は、米国等の複数の弁護士事務所の情報管理システムの利用実態を調査し、システム導入や利用が進まない主たる原因として、シニア弁護士が自身の知識を若手に共有しても、彼らのインセンティブに繋がらないことを明らかにした。その背景には、弁護士特有のフィーモデルや秘匿性の高い顧客情報を扱う業務特性の影響があるとする。

ワークプレイスの情報行動研究は、組織文書に残らない類のノウハウや文脈に関わる情報が仕事の遂行を左右するが、その多くはベテラン

や専門家がもつ知識であり、そうした知識に極力容易にアクセスできる仕組みの必要性を示している。また、そのような仕組みを創るには、個々のワークプレイスの情報文化、インセンティブやサービスモデル等、知識共有に影響する要因を考慮する必要性を示している。しかしながら、こうしたニーズや課題に対応する知識共有のあり方は明らかになっていない。

5.2 知識創造理論

知識創造理論では、個人の知識が組織全体に増幅され、企業の優位性を高めるイノベーションを生み出すメカニズムを検討する(野中 & 竹内, 2024)。野中と梅本(2001)は、組織における知識を、明確な言語や数字で表される「形式知」とははっきりと表すことが難しいメンタルモデル等の「暗黙知」に分類する。また、仕事の場の相互作用を経て表出した暗黙知を、文書や特許等の体系的な知識資産にまとめ、ITベースの形式知に変換して展開する必要があるとする。この、組織の知識が生みされるプロセスは、知識の共同化、表出化、連結化、内面化の流れでSECIモデルに示される。また、暗黙知と形式知を含む知識資産を「経験的」、「概念的」、「体験的」、「恒常的」の4類型に分け、デジタル化等による管理のし易さの違いを整理している。

この考え方の下で、多様な企業がITによる形式知化を進めている。一方、吉田(2010)は、SECIモデルを使いこなすには、実務の中で個人の知識がどのように正当化され、形式知になるかの経験的過程を理解する必要性を指摘する。

知識創造理論は、知識は競合優位性をもたらす資産であるとし、経営に有益な知識を生み出すプロセスを示す。管理者が施策を(仕組みとその実現)を講じ易くすることに狙いがあり、組織の知識に着目するため、個々のワーカーがもつ知識の内容や使われ方の詳細には焦点が当たらない。しかし施策の検討には、仕事の中で、暗黙知が形式知としてどのように使われるようになるかの実態に照らした理解が必要であることも明らかになっていると言える。

また生成AI等の技術進化により、暗黙知と見做されていた知識の一部がより容易に抽出可能になった。そのため、知識創造理論で定義される暗黙知と形式知、知識資産4類型等の知識の分類の境界は曖昧になりつつあるとも言える。

5.3 専門的知識共有

1980年代にOrganizational Memory(OM)の概念が提示され、OMにアクセスするITシステムを検討する過程で、スキルや知識の共有を理解する、Knowledge sharing, Expertise sharing

(専門的知識共有)の概念が提示された。専門的知識共有では、仕事の文脈で行われる知識共有の実践を、社会、技術、文化、組織の視点から明らかにし、ITシステムデザインへ繋げる(Ackerman et al., 2003; Ackerman et al., 2013)。

Fitzpatrick(2003)は、政府系戦略機関におけるチーム内の自発的な知識共有の実態を調査した。結果、ある知識がどのように生まれ、いかなる必要性の下で、いかにして入手されたのか等の知識の背景ストーリーに当たる多彩な文脈が共有されること、またチームのリーダーがインフォーマルに担う情報ブローカーの役割が知識共有を促進することを明らかにした。

de Carvalho(2018)は、配管等の大型曲げ機のセットアップ業務を調査し、機器やツールの利用を通じてどのように知識が共有されているかを明らかにした。身体化された行動に埋め込まれた知識を捉えるために、仕事で使われるテクノロジーにも注目して理解をすることの重要性を示した。

Karhu(2002)はABB社の技術者の知識転移を調査し、熟練者は自身の知識を言語化し、書き物にして表現することが不得意であることを明らかにした。また、第三者が熟練者にインタビューを繰り返して知識を外在化せねばならず、相当な工数とコストを要する問題があると指摘する。同様の点をOrr(1996)も指摘する。

専門的知識共有の研究は、仕事の社会的ネットワークとの関わりの中でタスクを遂行する過程に知識の共有が埋め込まれていることを示している。また、知識の共有は仕事の社会的・技術的文脈と切り離せないため、その実践を丁寧に解き明かし、共有される知識の内容や所在、要件や制約を理解する重要性を示している。しかしながら、その実践を詳しく理解するために有効な調査の観点は十分に整理されていない。

6.3 3つの研究領域の関係と課題の考察

3つの研究領域の内容を踏まえると、3者の関係を次のように説明することができる。まず、経営に有益な個人の知識が組織の知識に変換されるプロセスの概観を「知識創造理論」が示し、「情報行動研究」は、そのプロセスのうち個人に焦点を当てて仕事の遂行に必要とされる情報や知識を特定していると言える。そして、そうした個人の知識がどのような実践の下に他者と共有されるかを明らかにするのが「専門知識共有」であると考えられる。

次に、今後の課題を考察する。一つ目に、ワークプレイスには多種多様な知識が存在するが、なかでも個人がもつどのような知識がいかにし

て共有されるのかの詳細を理解する必要がある。二つ目に、知識共有の仕組みの検討では、共有される知識が社会的・技術的文脈にどのように埋め込まれているのか、経営に有益な知識共有を促進あるいは阻害する情報文化やビジネスモデル等の制約が何であるかを捉える必要があると考えられる。しかしながら、この理解に有効な調査の観点や方法は明らかになっていない。

今後の研究では、仕事に埋め込まれている知識共有の実践とそれに影響を与える諸制約や文脈をできるだけありのままに捉えることに焦点を置くと共に、その理解に有効な調査の観点や分析の枠組みを検討する必要があると考える。

謝辞

ご指導いただいた池谷研究室のみなさまに心より感謝申し上げます。

引用文献

- Ackerman, M. S., Dachtera, J., Pipek, V., & Wulf, V. (2013). Sharing knowledge and expertise: the CSCW view of knowledge management. *Computer Supported Cooperative Work*, 22(4-6), 531-573.
- Ackerman, M. S., Pipek, V., & Wulf, V. (Eds.). (2003). Sharing expertise: beyond knowledge management. The MIT press.
- Arias, O., Fukuzawa, D., Le, D. T., & Mattoo, A. (2025). Future jobs: robots, artificial intelligence, and digital platforms in East Asia and Pacific. World Bank Publications. <http://hdl.handle.net/10986/43040>
- Browne, B., & Martzoukou, K. (2022). An investigation into the information-seeking behaviour of professionals, working within the pharmaceutical manufacturing sector in Ireland. *Library Management*, 43(5), 370-398.
- Byström, K., Heinström, J., & Ruthven, I. (2019). Work and information in modern society: a changing workplace. In K. Byström, J. Heinström, & I. Ruthven (Eds.), *Information at work: information management in the workplace* (pp.1-32). Facet publishing.
- de Carvalho, A. F. P., Hoffmann, S., Abele, D., Schweitzer, M., Tolmie, P., Randall, D., & Wulf, V. (2018). Of embodied action and sensors: knowledge and expertise sharing in industrial set-up. *Journal of Computer Supported Cooperative Work*, 27(3-6), 1-42.
- Evans, N., & Price, J. (2017). Managing information in law firms: changes and challenges. *Information Research*, 22(1). paper 736.
- Fitzpatrick, G. (2003). Chapter 4 Emergent expertise sharing in a new community, In *Sharing expertise: beyond knowledge management* (pp.81-110). The MIT press.
- Karhu, K. (2002). Expertise cycle – an advanced method for sharing expertise. *Journal of Intellectual Capital* 3(4), 430-446.
- Kelly, J. (2025, October 28). The rise of AI-powered robotics, and the future of work. Forbs. <https://www.forbes.com/sites/jackkelly/2025/04/15/the-rise-of-ai-powered-robotics-and-the-future-of-work/>
- McAfee, A., Roock, D., & Brynjolfsson, E. (2023). How to capitalize on generative AI. *Harvard Business Review*, 2023 November-December. (マカフィー, A., ロック, D., & ブリニョルフソン, E. (2024). 生成 AI の潜在力を最大限に引き出す法. 尼丁千津子 (訳). Diamond ハーバードビジネスレビュー, 2024 年 3 月, 18-28.)
- Maceviciute, E. (2025). Information management according to Professor Wilson. *Information Research*, 30(2), 39-64.
- Maceviciute, E., & Wilson, T.D. (2002). The development of the information management research area. *Information Research*, 7(3), paper 133.
- Maceviciute, E., & Wilson, T.D. (2010). Information behaviour research and information systems development: the SHAMAN project, an example of collaboration. *Information Research*, 15(4) paper 445.
- Orr, J. E. (1996). Talking about machines: An ethnography of a modern Job, Cornell University Press.
- Qin, H., Wang, H., & Johnson, A. (2020). Understanding the information needs and information-seeking behaviours of new-generation engineering designers for effective knowledge management. *Aslib Journal of Information Management*, 72(6), 853-868.
- Solomon, Y. (2023). Information disruptions and disruptive information sources in the practice of law: Obstacles in gathering information, through an Israeli lens. *Journal of Librarianship and Information Science*, 55(3), 671-680.
- Wilson, T.D., & Maceviciute, E. (2025). Where is information management research? SSLIS, University of Borås. <https://doi.org/10.48550/arXiv.2502.03059> [Unpublished manuscript].
- Wilson, T.D. (2002). The nonsense of 'knowledge management'. *Information Research*, 8(1), paper 144.
- 経済産業省. (2022). 令和 3 年度ものづくり基盤技術の振興施策 <https://www.meti.go.jp/report/whitepaper/mono/2022/pdf/all.pdf>
- 総務省. (2022). 令和 4 年版 情報通信白書 <https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r04/pdf/01honpen.pdf>
- 野中郁次郎, & 梅本勝博. (2001). 知識管理から知識経営へ: ナレッジマネジメントの最新動向. 人工知能, 16(1), 4-14.
- 野中郁次郎, & 竹内弘高. (2024). 知識創造企業 (新装版) (第 4 版). 東洋経済新報社.
- 吉田武稔. (2010). 組織的知識創造プロセスとしてのシステム方法論の諸問題, 経営情報学会 全国研究発表大会要旨集 2010(2010s), 2010 年春季全国研究発表大会,
- 内閣府. (2023). 令和 6 年度年次経済財政報告: 熱量あふれる新たな経済ステージへ https://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je24/pdf/all_01.pdf
- リクルートワークス研究所. (2023). 未来予測 2040 : 労働供給制約社会がやってくる. <https://www.works-i.com/research/report/item/forecast2040.pdf>

公立図書館における地域資料としてのエフェメラへの取り組み:

小平市立図書館と宝塚市立図書館の事例に着目して

北村智仁（東京都立図書館）tomohito_kitamura@keio.jp

【抄録】出版物と異なる意義を持つ地域資料としてのエフェメラに対する公立図書館の取り組みの現状や手法，課題を検討する。文献調査から図書館等が地域資料としてエフェメラを扱う事例が107件得られ現状を把握できた。うち2事例を詳しく分析する。小平市立図書館の例はエフェメラの意義や収集上の課題に示唆を与える。宝塚市立図書館の例は住民保有の記憶や情報を資料化する新たな手法を示す。

1. 地域資料としてのエフェメラ

1.1 エフェメラの定義と重要性

エフェメラとは当初の目的を超えた存続を意図しない資料をいう（Pearce-Moses, Richard, 2005）。伝統的には小冊子、一枚もの、紙片など主要なカテゴリに含まれない印刷物を包括的に指すことが多く、資料タイプとして国際的に用いられる。近年では映像やデジタル情報など印刷物以外の情報メディアも指す場合がある（Combs, 2015）。

エフェメラが書誌コントロール上の課題と見なされるのは概ね1960年代以降である。英国では『デイントン報告』等を通じ社会科学の一次資料としてのエフェメラの重要性に対する認識が高まった。米国でもエフェメラを含むオルタナティブな情報源への関心が高まり大学等でコレクション構築が進んだ（DankyとShore, 1982）。

その後ウィーガンド等は歴史的に記録が残りにくい集団の印刷文化に対する関心を高め、エフェメラへの新たな注目をもたらしめた（Pawley, 2008; 川崎と吉田, 2011）。

地域資料としてのエフェメラの意義については社会的周縁、市民生活、大衆文化など通常の出版物や記録に現れない具体的、代替的、視覚的情報の提供や回想法での活用可能性が指摘される（DeweとDrew, 1994）。

さらに、地域活性化を重視する日本の公立図書館の地域資料サービスの文脈では、地

域の新たな動向や地域に密着した情報がしばしばエフェメラとして流通し、出版物の形態に到らないことにも考慮が必要である。近年、住民協働により多様な形態の資料や未記録の地域情報、住民の記憶に踏み込んだ収集が各地で行われている（相宗, 2016; 蛭田, 2021）。

図書館、博物館、文書館（MLA）はいずれもエフェメラを扱うが、どの機関でも十分にカバーできていない（Clinton, 1981, p. 7, 16-17）。近現代資料の保存、地域社会への還元を課題として共有し、連携を促すべきと考えられる。

1.2 先行研究

日本の公立図書館ではエフェメラという包括的名称を用いず個別の形態に即した資料把握が一般的である。全国的な取り組み状況を先行研究から表1に整理したが背景にある考え方や具体的な収集内容など不明な点が多い。

表1 エフェメラを収集対象とする公立図書館の割合

	小冊子	絵葉書	ポスター
都道府県（n=47）	87.3%	70.2%	49.0%
市区町村（n=1253）	77.0%	29.5%	28.0%

※「積極的な収集対象としている」「基本的なものを収集対象としている」

「寄贈による収集を中心としている」の合計値

※小冊子：パンフレット、リーフレット、ピラ・チラシ・案内など

出典：全国公共図書館協議会. (2017). 公立図書館における地域資料サービスに関する実態調査報告書：2016年度. 全国公共図書館協議会. p. 13-16より作成

DeweとDrew（1994）はエフェメラの収集上の課題として対象が膨大で確立された標準がなく各機関の協働が図られていない点を指摘した。出版流通の経路では捕捉できない場合が多く、標準的な書誌事項を欠き形態が多様であるなど、整理や保存面でも課題が多い。

地域の近現代資料としてのエフェメラに対

する取り組みを改善するには、より具体的な調査を行う必要があると考えられる。

1.3 本研究の目的

本研究は公立図書館による地域のエフェメラに対する取り組みの実態を文献から調査し、背景にある考え方、課題や手法について具体例に即して検討する。その際、書誌コントロールの最初の段階となる収集に焦点を置く。本研究から、地域のエフェメラに取り組む際の考え方や広く展開可能な手法について示唆を得ることが期待できる。

2. 文献調査による概観

2.1 文献調査の方法

先行研究から得たキーワードにより2024年2月に国立国会図書館「カレントアウェアネス・ポータル」を検索し、国内の図書館等が地域資料として昭和期以降のエフェメラを扱う事例を取り組み主体別に抽出した。地域住民の記憶や記録されていない地域情報を新たに資料化する取り組みも対象に含めた。国立国会図書館関西館図書館協力課（2008）及び全国公共図書館協議会（2017）を参考としつつ、本研究の目的から必要な項目について事例の整理分析を行った。

2.2 文献調査の結果分析

キーワード検索結果に他の先行研究等から得られた事例を加え、107件を分析対象とした。以下、括弧内の数字は件数を示す。

取り組みの主体は市（60うち図書館48）、都道府県（15うち図書館13）が多く町(7)規模での取り組みは少ない。大学（6）、NPO（3）、コミュニティ・アーカイブ（2）など様々による主体の取り組みも見られた。

107件中46件で住民との協働が行われ、資料の寄贈や情報の投稿など集団活動を伴わないものが24件、取り組みを契機として新たに住民が組織されインタビュー、撮影な

どの記録や情報編集による資料作成などを行うものが17件あった。自治会・商店会（4）など既存集団との協働は少なかった。

他機関との連携は107件中20件で見られた。博物館（4）などMLA連携による取り組みは少なく、大学（7）との連携の多さが目立つ。

取り組みの目的は保存継承（37）や資料充実（14）が多いが、コミュニティ強化（9）、地域活性化（4）、回想法での活用（3）、防災啓発（2）など地域資料の活用によって生じるアウトカムに相当するものも見られた。

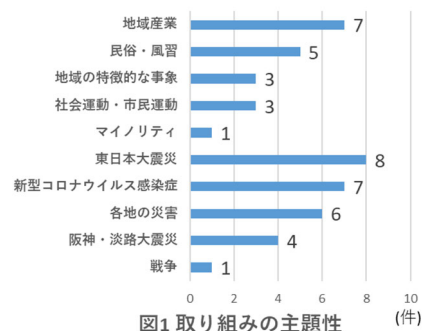


図1 取り組みの主題性 (件)

取り組みの主題性は災害に関するものが多く、地域産業がそれに次ぐ。数は少ないが市民運動やマイノリティも注目される（図1）。

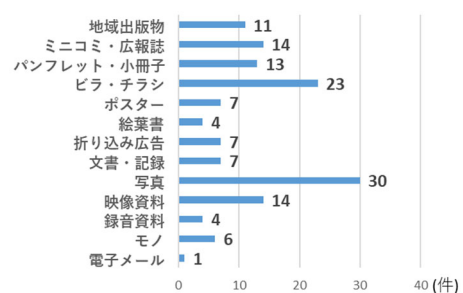


図2 エフェメラの種類 (件)

※上記以外：マッチラベル3、その他端物印刷物3、パッケージ2、その他2、貼込帖1、手紙1、図面1

扱うエフェメラの種類は写真とビラ・チラシが多く映像資料も一定程度見られた（図2）。これらは災害など非常事態の記録としての収集が多く、デジタルアーカイブの構築や展示に伴う寄贈や提供の呼びかけも複数見られた。

収集や記録の手法は寄贈の呼びかけ（49）やインタビュー（21）など件数が多く一般的と考えられる。投稿募集（19）のうち資料を媒介にした住民からの記憶の収集など複数の

例に共通の手法も見出された（図3）。

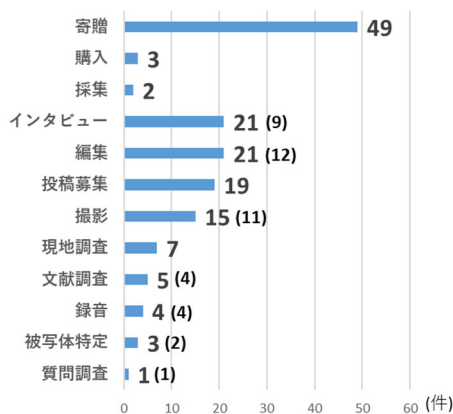


図3 エフェメラの収集・記録手法
※括弧内はうち住民との協働による件数。寄贈、投稿募集、被写体特定は市民の協力が前提のため内数は計上しない

また、住民が持ち寄った白黒写真をカラー化する広島市立中央図書館「記憶の解凍ワークショップ」、記憶を聞き取り地域の模型上に記録する神戸市立灘図書館「記憶の街ワークショップ」、写真や映像の被写体を住民の情報提供により特定する20世紀アーカイブ仙台「どこコレ？」など類例が少ないが特色ある手法が見出された。

3. 特徴的な事例の分析

3.1 小平市立図書館

本章では地域のエフェメラ収集に早くから取り組み、手法や考え方など豊富な文献が存在する小平市立図書館、地域住民の記憶や保有情報を資料化する新たな手法を示す宝塚市立図書館の2事例を詳しく分析する。

小平市立図書館は折り込み広告、ポスター、写真の収集や定点撮影など先駆的な取り組みを行ってきたが（蛭田, 2023）、本研究では『小平市史』編纂過程に着目する。

『小平市史』近現代編（小平市史編さん委員会, 2013）監修者の大門正克は、小平市立図書館の地域資料における近世文書、文献、行政資料の充実を高く評価する一方、民間団体の会報など市民生活資料の更なる収集が望まれることを指摘し、域内の悉皆

調査によりPTA、団地の自治会、工場、公民館、消費者や女性団体の1960年代以降の資料を新たに収集した（大門, 2011; 2013）。

同書には団地の自治会報、工場の社内報、小平すいか宣伝ポスター、国分寺厚生の家パンフレットなど様々なエフェメラが活用されており、特に、市民活動資料・情報センターをつくる会（当時）が提供した『めざす会ニュース』『あさやけだより』などの市民活動資料は「福祉」という地域の主題を浮上させる役割を果たした（大門, 2014; 中村, 2014）。

本事例から、地域のエフェメラは近現代の歴史資料として重要であること、出版物や行政資料の範囲を超え地域の中に踏み込んだ収集の実現方法が課題であることが分かる。

小平市立図書館が退職校長の活用により学校資料の把握収集を進めたことは、この課題の克服に示唆を与える。地域の人材、団体とのネットワークの中で資料の把握収集を行う手法は文書館や博物館とも共通する。

公立図書館が地域の一次資料にまで取り組む必要性について、蛭田（1992）は類縁機関がない地域では古文書や博物資料も図書館で扱わざるを得ないと述べる。全国的に存在する地域資料の収集保存に取り組むポテンシャルを持つ公的機関が図書館しかないという福島（2020）の指摘と考え合わせる必要がある。

3.2 宝塚市立図書館

宝塚市立図書館は2015年、市民や団体が地域に関する記憶や記録、関心のある事物を冊子にまとめ図書館で無期限に収蔵する「みんなのたからづかマチ文庫」を開始した。宝塚市立中央図書館と宝塚市文化財団（n.d.）のウェブサイトに基づき分析を行う。

この取り組みは2014年の西図書館開館20周年記念行事「マチオモイ帖in宝塚」を出発点に独自に発達した。市民アーカイブ構築及び市民の編集力・発信力向上を目的とし、地域を記録し後世へと伝える活動であると同時に、

市民一人ひとりの表現活動でもあるという。

作成に関する相談や収蔵を常時受け付けるほか、地域ゆかりのゲストを招きインタビューを行って冊子にする講座、認知症にやさしい図書館として実施した「たからづか思い出カフェ」での回想法への活用など、マチ文庫を基軸に様々な手法を組み合わせ取り組みを展開する点も特色がある。

これらのマチ文庫はOPACで検索できるほか、108冊（2023年6月）中97冊の概要をウェブ公開しており、多様な主体により地域情報の記録、記憶の表現、保有情報の復刻公表（ふじが丘住民有志『満願の里 ふじが丘自治会HPの記録』）など地域のエフェメラの資料化が行われた状況が窺える。

具体例として、消滅するランドマークについて地域団体が住民保有の写真や思い出を募集し開催した展示会の図録（宝塚まち遊び委員会『宝塚ファミリーランド思い出写真集』）、当事者による市民活動の記録、記憶や経験の表現、座談会や旧家への聞き書きの記録、まち歩きや調査研究、創作活動、小学生の探究学習などが挙げられる。

本事例は公立図書館の場の特性を生かした住民による主体的な情報生産の仕組みの整備により、市販の出版物が扱わない地域に密着した情報の資料化を実現しており、他館での展開可能性の点でも注目値する。

この仕組みが住民の記憶にまで射程を広げつつ自己表現や交流など生きがい向上につながる活動の基盤として機能し、資料充実と地域住民への還元を同時に実現している点も重要である。以上は豊中市立図書館「北摂アーカイブス」や都城市立図書館「まちなか記憶展」（蛭田, 2021; 未来の図書館研究所, 2023）にも通じる特徴である。

3.3 小括

日本の公立図書館が様々な手法で地域のエフェメラの収集に取り組んでいるが十分

に体系化されていない状況を文献調査により明らかにした。また、公立図書館が地域のエフェメラに取り組む意義、収集上の課題、地域の様々な主体とのネットワークに基づく収集や住民による地域情報の資料化を促す制度設計の手法について2事例をもとに考察した。過去と現在、歴史資料の収集と地域社会への還元の双方を視野に入れるべき公立図書館の地域資料サービスにおいて、エフェメラへの取り組みは重要な課題と考えられる。

【謝辞】本研究は2024年度三田図書館・情報学会の助成を受けた成果の一部です。

-
- Clinton, Alan. (1981). Printed ephemera: collection, organisation, and access. Bingley.
- Combs, Michele. (2015). Ephemera. In Luciana Duranti, & Patricia C. Franks (Eds.), *Encyclopedia of Archival Science* (pp. 202-205). Rowman & Littlefield Publishers.
- Danky, James P., & Shore, Elliott. (1982). *Alternative materials in libraries*. Scarecrow Press.
- Dewe, M., & Drew, P. R. (1994). A collection policy for printed Welsh ephemera: a report and guidelines. Dept. of Information and Library Studies, University of Wales, Aberystwyth.
- Pawley, C. (2008). "Success on a Shoestring:" A Center for a Diverse Print Culture History in Modern America. *Library Trends*, 56, 705-719.
- Pearce-Moses, Richard. (2005). A Glossary of Archival and Records Terminology. The Society of American Archivists. (p.149)
- 相宗大督. (2016). 公立図書館における住民との協働による地域資料サービスの構築. *カレントアウェアネス*, 328, 15-21.
<http://doi.org/10.11501/10020601/>
- 大門正克. (2014). 今を生きる小平の歴史 近現代の五一〇年. 小平の歴史を拓く. 65-6.
- 大門正克. (2013). 近現代史料の保存と収集、作成を望む 小平市史近現代編の刊行を準備するなかで. 小平の歴史を拓く. 5, 7-9.
- 大門正克. (2011). 空白をうめる 2010年度の近現代史編さんの成果から. 小平の歴史を拓く. 3, 7-10.
- 川崎良孝; 吉田右子. (2011). 新たな図書館・図書館史研究: 批判的図書館史研究を中心にして. 京都図書館情報学研究会. 2011
- 国立国会図書館関西館図書館協力課(編). (2008). 地域資料に関する調査研究. (図書館調査研究リポート, 9) 国立国会図書館.
- 小平市史編さん委員会. (2013). 小平市史 近現代編. 小平市.
- 全国公共図書館協議会. (2017). 公立図書館における地域資料サービスに関する実態調査報告書: 2016年度. 全国公共図書館協議会.
- 宝塚市立中央図書館, & 宝塚市文化財団. (n.d.). みんなのたからづかマチ文庫. 宝塚市立中央図書館. Retrieved October 27, 2025, from <https://machibunko.com/>
- 中村修. (2014). 「市民活動資料」の保存・調査・活用をめぐる. 大原社会問題研究所雑誌. 666, 67-77.
- 蛭田廣一. (2023). 地域資料サービスの実践 (補訂版). 日本図書館協会.
- 蛭田廣一 (編). (2021). 地域資料サービスの展開. 日本図書館協会.
- 蛭田廣一. (1992). 小平市立図書館における郷土資料の収集と保存について. *ネットワーク資料保存*. 33, 7-9.
- 福島幸宏. (2020). 図書館機能の再定置. *LRG*, 31, 10-32.
- 未来の図書館研究所 (編). (2023). 図書館とコミュニティセット. 未来の図書館研究所調査・研究レポート, 6) 未来の図書館研究所.

高等学校のキャリア教育における学校図書館員と教員の協働： プログラム運営組織に着目して

植田亜里沙（慶應義塾大学大学院） enutisoy.a3@keio.jp

本研究では、キャリア教育プログラムの教育効果を高める学校図書館員と教員の協働の在り方、協働促進のために考慮すべき要素を明らかにすることを目的に、学校図書館員・教員を対象にインタビュー調査を実施した。その結果、多様な立場の教職員による可変的な組織で運営されるといふキャリア教育の特徴は協働の阻害にも促進にも繋がりうることを、学校図書館員の運営組織における立場が協働開始までにかかる負担、情報共有や提案のしやすさと関係することがわかった。

1. 研究背景・目的

キャリア教育は“一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育”（中央教育審議会，2011）と定義される。目標や内容、方法は各学校が定める（文部科学省，2023）とされ、学年・コース単位の授業のほか、希望者対象の授業外活動なども教育計画に基づきキャリア教育に位置づけられる。職場体験や地域学習など生き方の発見に繋がるもの、小論文講座など希望進路実現のためのものなど、学校毎に多様なプログラムが展開されている。

現行の高等学校学習指導要領では、全校の協力のもとでのキャリア教育の充実が求められる（文部科学省，2018）。学校司書・司書教諭（以下、2職種の総称を「学校図書館員」とする）は推進組織の一員として計画から参加する（文部科学省，2023）など、専門性を活かした指導・支援を担うことが望まれる。学習指導要領改訂を契機に、学校図書館員がキャリア教育へ協働的に携わる必要性が示されたと言える。

Woolls と Hamner (2019), Shaper (2014) は学校図書館員を情報活用の専門家と位置づけ、社会での自己実現に必要な能力の育成のために発達段階に応じたプログラムを企画・提案し、関係教職員と連携することを求めている。しかし、日本にはキャリア教育に関して学校図書館員の指針となるものがない。朝倉（2018）、須

藤と野口（2023）は、多くの高等学校の学校図書館で情報提供によるキャリア教育支援があるものの教員との連携は少ないとし、事例共有や校内組織の改善、教員への学校図書館機能の周知の必要性を指摘する。1950年代より雑誌『学校図書館』では、進路指導・キャリア教育に関する取り組みとして教養講座、新聞教育など多様な報告が掲載され、校務分掌との協働の重要性も言及されてきた。こうした事例を分析し、協働成立の過程や学校図書館員の役割を示すことは、協働創出の促進に寄与すると考える。

Montiel-Overall (2016) は、学校図書館員が教員の求める業務を担う低次の協働よりも、互いの専門性を統合させて活動を構築する高次の協働の方が、教育の効果を高めるとする。学校図書館員と教員の協働事例の分析は新居（2022）など教科や探究の領域で主に行われてきたが、キャリア教育ではまだなされていない。そこで本研究は、自立が迫り、キャリア教育が重要な意味を持つ時期（文部科学省，2023）とされる高等学校段階に着目し、学校図書館員と教員の協働のもと行われるキャリア教育プログラムの分析を通じて、キャリア教育における効果的な協働の在り方、協働促進のために考慮すべき要素を明らかにすることを目的とする。

2. 調査方法

2024年4～8月に、キャリア教育プログラムに学校図書館員が携わる日本の全日制高等学

校 11 校を対象として、学校図書館員 11 人とプログラム担当教員 12 人に半構造化インタビューを実施した（第 1 表）。調査では以下の項目を中心に質問をした。(1) キャリア教育の方針と概要、(2) プログラムの内容、(3) プログラムでの協働内容、(4) 普段の学校図書館活用状況、(5) キャリア教育と学校図書館の関係。

第 1 表 調査対象校一覧

地方	設置	調査協力者
A	近畿 公立	学校司書1名, 教員2名
B	中国 公立	学校司書1名, 教員1名
C	関東 私立	司書教諭1名, 教員2名
D	東海 私立	学校司書1名
E	関東 私立	司書教諭1名, 教員1名
F	近畿 公立	学校司書1名
G	東海 公立	学校司書1名, 教員1名
H	中国 公立	学校司書1名, 教員1名
I	関東 私立	司書教諭1名, 教員1名
J	近畿 私立	司書教諭1名, 教員1名
K	関東 私立	学校司書1名, 教員3名

分析では、まず調査協力者の語りから各学校の協働の展開を整理し、学校図書館員の役割認識、協働前後のプログラム運営組織の構成の変化、協働の効果や課題を明らかにした。次に 11 校を 4 つに分類し、分類間での比較を行った。

3. 調査結果と事例毎の分析

3.1. 事例の分類

学校図書館員のプログラムの運営組織における立場が分析で重要な観点になると考えられたため、11 校を 4 つに分類した。運営を担う校務分掌等に配属され、指導的役割の教員が他にいる[構成員]、校務分掌等で指導的役割を果たす[指導]、他の教員と時限的な運営チームを作る[発起人]、プログラムに関与するが、運営を担う校務分掌等への配属がない[外部]で、11 校のプログラム概要と分類は第 1 図に示す。本稿では、協働開始時より携わる学校図書館員と教員に調査を行った A・C・G・K の 4 校を

主に分析する。各校学校図書館員は L と学校記号で（例：LA）、教員は T と学校記号、複数人の場合は数字を付して（例：TA1）表記する。

構成員	指導	発起人	外部
A 探究活動 (1・2年)	C (2年) 読書活動	G 学問分野 ガイダンス (3年希望者)	I 司書・ 司書教諭講座 (2・3年希望者)
B 探究活動 (1～3年)	D (1・2年) 小論文講座	H 読書活動、 探究活動 (3年希望者)	J (1・2年) 起業家教育、 探究活動
	E (1～3年) 探究活動		K (1・2年) 探究活動
	F (1～3年) 探究活動		

第 1 図 11 校のキャリア教育プログラム概要・学校図書館員の運営組織における立場による分類

3.2. [構成員]A 高等学校で見られた協働

対象プログラムは総合的な探究の時間に実施され、1 年次に探究スキル学習と地域学習を、2 年次に探究活動を行う。興味関心の追究を通じて、キャリア選択に繋がる気付きを促すためのプログラムである。その中で、2023 年度に導入した学習活動に関わる協働に注目する。

LA は 2 年次担当者として探究活動の個別対応をする中で、生徒の情報収集スキルの不足を感じ、1 年次担当の TA2 へ相談をした。そこで同じ問題意識を持つことを理解した両者は、1 年次での図書館ワークショップの導入を決めた。両者は意見交換を重ね、国を紹介するチラシ作りを通してメディアの特性や収集方法を理解させる活動とした。実施前には生徒を交えず試行し、課題設定や説明の調整をした。この協働経験から TA2 は LA の専門性を理解し、引き続き共にプログラムを改良したいと考えて LA を 1 年次指導担当に加えた。翌年度、両者はワークショップを発展させて行うとともに、新たな学習活動の計画に着手している。

3.3. [指導]C 高等学校で見られた協働

2 年次冬休みの学年読書課題を対象とする。LC の新書講座を受けて任意の新書を一冊読み、

要点をフォームで答える課題で、進路決定と社会理解の基盤となる読解力向上を目的とする。

LCと2年生担任のTCは進路指導委員会に所属する。TCは生徒の学習状況から読解力不足を感じており、LCに相談をした。そこでLCが紹介した他校の事例を参考に、読書課題を新設することを決めた。両者は委員会の定例会後に残って打ち合わせ、次の定例会での報告と検討を重ねて内容を構築した。実施中、LCは特集展示の設置や提出物管理を、TCは学年教員や生徒への声掛けを担い、両者は協働相手の提案や行動が円滑な運営に寄与したと認識していた。実施後、TCは生徒面談で課題の効果を実感したため委員会で課題の継続を提案し、翌年度は対象学年を広げての実施となった。

3.4. [発起人]G 高等学校で見られた協働

10月の放課後に学校図書館で行う3年生の希望者対象のガイダンスを対象とする。参加者は教員とLGの説明を聞いたのち、学問分野別ブースで、本を読んだりアドバイザーの教員に質問をしたりできる。進路選択に繋がる学問理解の伸長と小論文対策を目的として実施する。

LGは図書館資料利用促進のために、過去の実践や他校の事例に着想を得たガイダンスを進路指導部長のTGに提案した。TGは日頃よりLGの働きに信頼を寄せており、提案は生徒の読書推進に有用だと考え、賛同した。両者は日常的な対話を通じて原案を膨らませ、各分野に詳しい教員の参加を決めた。実施に向け、TGが進路指導部や対象学年への説明や協力要請を担い、LGは個々のアドバイザー教員と共にブースに置く図書を選んだ。教員への参加依頼は両者で行った。ガイダンスは、教室とは違う関係性で気軽に会話ができると参加生徒・教員双方から好評で、次年度以降も継続している。

3.5. [外部]K 高等学校で見られた協働

1・2年次の総合的な探究の時間で行う探究活動を対象とする。生徒はゼミ毎に大学教授な

どの外部講師の指導を受け、個人探究に取り組む。校内外の他者と協働しながら興味を追究する経験を通じ、社会や入試方法の変化に対応できる思考力・発信力を培うことを目的とする。

導入初年度、LKはプログラムへの関与を望むが情報が得られず、情報収集を重ねた。講師への利用案内も試み、一部の講師の貸出に繋がった。その後、発表の参観により必要な支援を理解し、主担当のTK1、副担当のTK2への提案を経て、翌年度は講師への個別利用案内と推薦本募集、展示の設置、ゼミでの資料紹介を行った。いずれも当該年度から加わった各ゼミ担当教員のサポートもあり円滑に進み、LKは講師の学校図書館への関心の高まりを感じている。TK1とTK2はLKの役割に期待を寄せるものの、次の協働の協議にはまだ繋がっていない。

4. 横断的分析

[構成員]A・[指導]C・[発起人]G 高等学校と[外部]K 高等学校では、協働の展開が異なっていた。協働開始段階では、3校は生徒の能力や読書機会に関する相談・提案を契機に両者共通の問題意識に気づき、学校図書館員の発想を原案とした新たな取り組みの創出へと話が展開した。円滑な展開の要因には、背景情報の共有、気軽に会話できる関係の構築が事前になされていたことがあると考えられる。A・C高等学校では校務分掌が、G高等学校では読書推進と学校図書館活用の意欲が両者で共通していたことが、これらの要因の獲得に繋がっていた。一方K高等学校では、運営組織と実施内容の把握のためにLKが行動を起こす必要があった。LKは周囲の教員との会話を通じた関与の意思の表明、勤務時間外の参観を1年間積み重ねることで支援の提案が可能になり、LA・LC・LGよりも時間的・精神的負担が大きかった。

協働成立後、A・C・G 高等学校では学校図書館員と教員が互いに提案・試行しながら内容を構築し、関係教員への周知を分担した。一方

K 高等学校では、LK の報告内容を TK1 が承諾し、LK が関係教員に伝達・依頼するという形であった。4 校には、設定された会議の場ではなく、予告なく相手を訪ねて始める打ち合わせや、他の用件で顔を合わせた際の偶発的な会話で内容の構築を進めたという共通点が見られる。しかし、その中で Montiel-Overall (2016) が提示した高次の協働の特徴の一つである、学校図書館員と教員の専門性の統合が実現したのは、A・C・G 高等学校の 3 校のみであった。

5. 考察

プログラム運営組織に着目すると、11 校の協働事例には共通する点が 2 つ見られる。

1 つ目は、関与の度合いや立場の異なる複数の関係者により運営組織が成り立つ点である。例えば学年全体で行う[指導]C 高等学校の場合、LC・TC を中心に校務分掌が計画や調整を、学年教員が指導を担う形で運営に携わっていた。調査では、組織構造の複雑さを起因とした、関係教職員間の共通認識形成の難しさについて各校で言及された。一方でこうした組織構造は、協働の規模の拡大や、多角的な助言による内容改善を可能にするという見方もできる。各校は、教職員のみでの授業の試行、会議前の個別の会話による背景情報の共有など、円滑な実施のため工夫を凝らしていた。これらは共通認識の形成だけでなく、改善・発展に繋がる意見や提案を得られる機会となっていた。

2 つ目は、運営組織の構造が可変的な点である。[外部]K 高等学校では、導入 2 年目に副主任の教員、各ゼミの補助担当教員が加わった。LK は補助担当教員の配置により講師に働きかけやすくなったほか、協働経験のある LK2 が運営担当に加わり、負荷が軽減されたことが伺える。特に[外部]の教員にとって、多様な教職員の関与は協働の糸口の増加となり、協働の提案のしやすさに繋がることが示唆された。

この 2 点は、生徒の学びの深まりに応じて複

数の教員や外部指導者との協力的な指導が必要になる（文部科学省、2023）とされるキャリア教育プログラム特有のものであると考えられ、協働の創出や発展の促進を図るうえで前提として考慮すべき事項であると捉えられる。

引用文献

- Montiel-Overall, P. (2016). A Theoretical Understanding of Teacher and Librarian Collaboration (TLC). In Mardis, M. A. (Ed.), *Librarians and educators collaborating for success : the international perspective* (pp.257-275). Libraries Unlimited, an imprint of ABC-CLIO, LLC.
- Shaper, S. (Ed.). (2014). *The CILIP guidelines for secondary school libraries* (Third edition.). Facet.
- Woolfs, B., & Hamner Williams, C. (2019). *Teaching Life Skills in the School Library : Career, Finance, and Civic Engagement in a Changing World* (1st ed.). Libraries Unlimited.
- 朝倉美徳. (2018). 高等学校図書館におけるキャリア教育の支援 [修士論文, 筑波大学]. つばりポジトリ. https://tsukuba.repo.nii.ac.jp/record/49283/files/201621596_thesis.pdf
- 新居池津子. (2022). 調べ学習授業における教師との役割分担に現れる学校司書の専門性に関する検討: 中学校の生徒と本を結びつける専門的行為の特徴に着目して. 日本図書館情報学会誌, 68(1), 1-21. <https://doi.org/10.20651/jslis.68.1.1>
- 須藤崇夫, & 野口武悟. (2023). 高等学校の学校図書館におけるキャリア教育支援の現状と課題: 進路室・進路資料室との違いに着目して. 情報メディア研究, 22(1), 28-48. <https://doi.org/10.11304/jims.22.28>
- 中央教育審議会. (2011 年 1 月 31 日). 今後の学校教育におけるキャリア教育・進路指導の在り方について(答申) [pdf]. https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/icsFiles/afidfile/2011/02/01/1301878_1_1.pdf
- 文部科学省. (2018 年 7 月). 高等学校学習指導要領(平成 30 年告示)解説特別指導編 [pdf]. https://www.mext.go.jp/content/1407196_22_1_1_2.pdf
- 文部科学省. (2023). 中学校・高等学校キャリア教育の手引き. 実業之日本社.

中学校社会科地理的分野における探究と学校図書館：文献の検討から
 東山由依(慶應義塾大学大学院) yuihigashiyama@keio.jp

本研究では、中学校社会科の地理分野の授業を扱う文献において「探究」がどのように論じられてきたのかを、探究の4類型と社会科における知識伝授の枠組みに基づいて整理した。その結果、地理の探究学習においては「地理的な見方・考え方」と「地理的探究」を一連の学習過程に位置づけ、生徒が習得した知識や技能を活用できるような授業設計が志向されていることが明らかとなり、探究学習の進め方のバリエーションがあることも示された。

1. 研究背景と目的

現行の学習指導要領では、「習得・活用・探究という学びの過程」の中で、各教科の「見方・考え方」を働かせながら「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業の工夫や改善が求められている（文部科学省, 2017a）。こうした授業改善が各教科で求められているなか、中学校の社会科では、「課題を追究したり解決したりする活動」を通して、“平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を育成することを目指す”ことが、地理・歴史・公民のすべての分野に共通した目標として掲げられている（文部科学省, 2017a）。さらに、「情報を収集する技能」「情報を読み取る技能」「情報をまとめる技能」を習得させ、博物館や郷土資料館、学校図書館、公共図書館などを活用して、生徒が自ら課題を設定し、その解決に向けて調べ、成果物にまとめる探究的な授業の展開が目指されている（文部科学省, 2017b）。そして司書教諭や学校司書（以降、二職種を総称する場合は「学校図書館員」を用いる）がそれに対応することが求められている。

社会科教諭による事例研究は、各分野（地理・歴史・公民）に固有の視点で報告されているのに対して、学校図書館員による事例研究の多くは、分野の違いにかかわらず社会科として論じられている。そこで本稿では、社会科の特定分野に絞り、文献において「探究」がどのように論じられてきたのかを検討する。それを踏まえて、教科に固有の探究学習を支援する学校図書館員の授業設計への関わり方について考察する。

2. 調査方法

中学校社会科の地理分野に焦点を当てる。地理分野は、「空間を軸に自然・社会環境と人の活動との関連を考察する分野」である（日本社会科教育学会, 2024a）。近年では実社会との関わりが重視されるようになり、日常生活での地理情報システム（Geographic Information System; GIS）の活用、防災など、市民教育としての内容も含まれる（日本社会科教育学会, 2024b）。そのため、地理教育は諸資料や調査活動などを

通して「課題を追究したり解決したりする活動」を取り入れた探究型の授業と親和性が高いと考え、調査対象とした。

対象文献の検索は2025年7月に行った。まず、地理教育でどのような探究学習が行われているかが論じられている文献を整理するため、CiNii Researchを用いて、タイトルに「探究 地理」「学校図書館 探究 地理」「学校図書館 探究 社会」「学校図書館 地理」「学校図書館 社会」を含む文献を2000年以降の論文と図書に絞って検索した。検索結果を第1表に示す。

第1表 文献検索結果の一覧

	論文	図書
探究 地理	182	26
学校図書館 探究 地理	0	1
学校図書館 探究 社会	1	0
学校図書館 地理	1	1
学校図書館 社会	73	8

次に、検索結果から、タイトルに「小学校」「高等学校」、高等学校で実施されている科目である「地理総合」「地理探究」が含まれているもの、学校教育に関連のないテーマの文献を除外した。そして、学校図書館を活用した授業実践事例を掲載している文献の中から地理の授業の事例を扱っているものを可能な限り収集した上で、最終的に論文80件、図書8件、オンラインデータベース1件を抽出し、合計で89件の文献を分析の対象とした。

3. 調査結果

3.1. 著者の属性

対象文献を著者の属性で整理した（第2表）。

第2表 対象文献の筆者の属性

研究者	授業者	共著	司書教諭	学校司書	校長	その他
45	35	3	2	1	1	2

注：「共著」は、研究者と授業者の共著を指す。

3.2. 文献の種類

対象文献は8カテゴリに分類できた（第3表）。

第3表 対象文献の種類

文献の種類	文献数
地理の探究学習に関する論考	18
地理の探究学習の事例報告・研究	34
地理教育における具体的な学習活動に関する調査研究	15
海外の地理カリキュラムの分析の調査研究	10
社会科における学校図書館の活用に関する解説・論考	5
日本の地理カリキュラムの歴史的変遷に関する調査研究	2
博士論文要旨	1
書評	4

4. 分析

4.1. 地理分野における探究学習の特徴

分析の結果、地理の探究学習には、「地理的な見方・考え方」と「地理的探究」という、分野に固有の観点があることが明らかになった。

「地理的な見方・考え方」は学習指導要領で明示されており、“社会的事象を、位置や空間的な広がりに着目して捉え、地域の環境条件や地域間の結び付きなどの地域という枠組みの中で、人間の営みと関連付けること”を指す（文部科学省, 2017b）。さらに、「地理的概念」として総称される5つの視点（位置や分布、場所、人間と自然環境との相互依存関係、空間的相互依存作用、地域）で構成される（文部科学省, 2017b）。

吉水（2024）は、「地理的な見方・考え方」は地理的な探究プロセスの中で定着していくものと述べ、「教科に固有の問いを発見する」「予想したり仮説を立てたりして問いの解決のための見通しをもつ」「思考して問いを解決する」「学習を振り返る」場面で働かせることができると論じている。また、吉田（2024）は、「地理的概念」を問いや活動指示の中に意図して位置付けることが重要であると説明している。

「地理的探究」とは、学習指導要領に直接的に明記されていないものの、文献から確認できる学術的な概念である。「地理的探究」に関して、金は、“地理的に考えたことを行動すること”と定義する（金, 2012）。さらに、“地理的概

念を反映した教材研究”，教師による“学問的知識に基づく問い”の設定，“児童・生徒自ら答えを探すために知識・技能を活用すること”が相互に関連する授業モデルを提示している（金, 2024）。

このように、地理の探究学習においては、「地理的な見方・考え方」と「地理的探究」を、課題の設定から資料の収集、振り返りに至る一連の学習過程において反映させることが重視されている。そして、生徒が習得した知識や技能を活用して主体的に行動できるような探究型授業の設計が志向されていることが明らかになった。

4.2. 事例分析の枠組み

34件の事例を、Banchi と Bell（2008）による「探究の4レベル」と、森分（1978）による社会科の知識伝授の類型に基づいて分類した。

Banchi らは、探究学習における「問い（Question）」「プロセス（Procedure）」「結論（Solution）」に着目し、その設計に教師がどこまで関わるかによって探究学習を4レベルに類型化した（第4表）。ここでの「問い」とは教師による課題の設定を指し、「プロセス」とは設定された課題の解決までの探究の手順を、「結論」とは学習の最終成果の発表を指す。これらに教師がどこまで関与し、準備をするかによって探究のレベルが分けられている。

森分（1978）は、社会科の授業における知識を、いつどこで何が起こったかを記述する「事実的知識」、「工業地域が開かれると公害がひどくなる」のような見方・考え方や一般法則を含む「概念的知識」、社会的事象に対する善悪や是非、価値などを習得させる「評価的規範的知識」に大別し、それらの知識を習得させる順序に応じて、第5表のように学習内容の構成を7つのタイプに類型化している。

第4表 探究の4レベル

探究のレベル	問い	プロセス	結論
レベル1 Confirmation Inquiry（確認としての探究） 探究のプロセスは踏んでいるものの、“問い”も“プロセス”も教師によって設定されており、“結論”も定まっている。理科の実験などのように、問いも実験手順も教科書で示され、すでに示された手順を追う。	✓	✓	✓
レベル2 Structured Inquiry（構造化された探究） “問い”や“プロセス”はある程度教師のほうが見通しを立て、その単元を探究のサイクルの中で学ぶためにさまざまな活動がスタート時点である程度デザインされている。学習者が可能な限り探究のサイクルを自分で回せるように教師はサポートし、“結論”は学習者が生み出す。	✓	✓	
レベル3 Guided Inquiry（ガイドされた探究） 領域や探究の軸はある程度決めておくが、プロセスやアウトプットは決められていない。常に学習者たちの様子を見ながら次の活動を決めていく。学習者たちの興味によってダイナミックに探究が動いていく。	✓		
レベル4 Open Inquiry（オープンな探究） 学習者が興味を持った内容について自ら“問い”を立て、活動を設計し、探究を深めていく。			

注：Banchi & Bell（2008）をもとに筆者が作成した。

第5表 社会科における知識の構造からみた学習内容構成の類型

(1)「事实的知識」型
いつでも何が起こったかを記述する知識を習得させることのみを目的とする型
(2)「事实的知識→概念的知識」型
どういう事实的知識を習得するかをまず決め、次にどういう概念的知識（見方・考え方、一般法則など）を習得させるかを定める型
(3)「概念的知識→事实的知識」型
まず、概念的知識（見方・考え方、一般法則など）を教えて、次にそれを教えるための事例を取り上げる型
(4)「事实的知識→評価的規範的知識」型
何らかの事实的知識を教え、それを通して賛同や怒りのような感情をかき立たせ、実際の行動に移すべきことを示唆しようとする型
(5)「評価的規範的知識→事实的知識」型
まず何らかの価値や規範を教え、それに適切な事实的知識のみを整理して教える型
(6)「事实的知識→概念的知識→評価的規範的知識」型
子ども自身の問題解決によって、事实的、概念的、評価的知識を統一的に習得させようとする型
(7)「評価的規範的知識→概念的知識→事实的知識」型
歴史観や世界観を固定し、その視点から解釈された概念的知識および事实的知識を習得させる型

注：森分（1978）をもとに筆者が作成した。

本分析では、これらの類型を組み合わせ、先に提示した34件の授業事例の分類を試みた。分類の手順としては、まず、BanchiとBell(2008)の分類に基づき、各授業事例を教師の探究への関与度合いに応じて4段階に分類した。そして、各授業事例から授業の流れや学習課題に関する記述を抽出し、森分（1978）の類型を用いながら整理した。なお、森分の類型にある「評価的規範的知識」は、「するべきである/べきではない」「～は良い/悪い」のような形で教師が伝授する知識を意味しているが、本研究では「評価的規範的知識」を、学習者自らが社会的事実について価値や考えを見出す知識として捉えた。

4.3. 探究学習のバリエーション

探究のレベルによって分類すると、教師が課題の設定と探究のプロセスを決め、結論は生徒に委ねるタイプの「構造化された探究」に該当する文献が28件と最も多かった。「確認としての探究」は2件、「ガイドされた探究」は4件で、「オープンな探究」の形式をとる授業は確認できなかった（第6表）。

第6表 探究のレベルと知識の伝授の仕方に基づく授業事例の整理（単位：件）

知識の伝授の仕方 \ 探究のレベル	1 確認 としての 探究	2 構 造 化 さ れ た 探 究	3 ガ イ ド さ れ た 探 究	4 オ ー プ ン な 探 究	計
(1)「事实的知識」型	2	0	0	0	2
(2)「事实的知識→概念的知識」型	0	11	0	0	11
(3)「概念的知識→事实的知識」型	0	2	1	0	3
(4)「事实的知識→評価的規範的知識」型	0	0	0	0	0
(5)「評価的規範的知識→事实的知識」型	0	0	0	0	0
(6)「事实的知識→概念的知識→評価的規範的知識」型	0	12	2	0	14
(7)「評価的規範的知識→概念的知識→事实的知識」型	0	0	0	0	0
その他	0	3	1	0	4
計	2	28	4	0	34

社会科の授業における知識伝授の型から見る

と、「事实的知識」型は2件で、いずれも「確認としての探究」に含まれる。「事实的知識→概念的知識」型は11件となり、これらはすべて「構造化された探究」に分類できた。「概念的知識→事实的知識」型は3件で、「構造化された探究」（2件）と「ガイドされた探究」（1件）に分けられた。最も多いのは「事实的知識→概念的知識→評価的規範的知識」型の14件で、12件が「構造化された探究」に、2件が「ガイドされた探究」に分類できた。

4.3.1. 確認としての探究

国土地理院の地図ツールの使い方を実際に操作することで習得させる実践（瀧本 & 川村, 2021）と、古写真に写っている場所の現在地についてフィールドワークを通して確認させる実践（蒲生 & 西田, 2019）がある。

4.3.2. 構造化された探究

「事实的知識→概念的知識」型の例として、アフリカに関する基本的知識を習得させた後に、貧困問題の背景や原因を探究させる授業（井寄, 2019）などが確認できた。

「概念的知識→事实的知識」型の実践として、「なぜ世界各地で人々の生活に違いが見られるのか」という問いを起点として世界の気候、宗教、環境などについて学んでいく授業（渡邊, 2022）などが見られた。

「事实的知識→概念的知識→評価的規範的知識」型では、近畿地方の特色に関する知識を習得させ、社会的諸問題をキーワード化して抽象度を高めて理解させた上で、近畿地方における持続可能な取り組みを問う授業（泉, 2023）などがあった。学校図書館員が授業に関わった実践例を教科、校種別に集約したデータベースに掲載されている中学校社会科の地理の授業事例には、世界や日本の諸地域について調べるため

の資料を教員が依頼することから始まる「資料提供」が多く掲載されているほか、生徒が興味関心のあるテーマを「地理的な見方・考え方」に捉え直し、調べたことを発表する授業に関わった事例や、調べ学習の意味や重要性について話す「授業相談」もあった（東京学芸大学学校図書館運営専門委員会, 2009）。

4.3.3. ガイドされた探究

「概念的知識→事実に知識」型の実践では、教師が「世界の中心はどこか？」と問い、地球儀の使い方や各国の地域、国際機関などについて、生徒の興味関心に沿って学べるように設計された授業（青本, 2022）があった。

「事実に知識→概念的知識→評価的規範的知識」型では、東北地方と中部地方の産業に関する事実に知識や概念的知識を学んだ後、学習過程を生徒に委ね、自由に「まちづくりプラン」を作成させる授業（児玉, 2024）などが確認できた。その他、学校図書館利用指導後、生徒に調べたいことを考えてくるよう指示し、各自が調べたいテーマに関する資料を探索させ、個別指導を進めていく司書教諭による選択社会科の授業実践（杉戸, 2008）があった。

5. 考察

文献の検討の結果、地理の探究学習においては、「地理的な見方・考え方」と「地理的探究」が分野に固有の観点として位置づけられていることが明らかになった。特に後者は授業で習得した技能を活用し、行動に移す過程を含み、両者の観点が反映された授業が実践されていた。また、学校図書館員が授業に関わることで、授業支援、資料収集、生徒に向けた情報探索の指導が可能となることも明らかになった。そして、探究学習における「問い」や「プロセス」の設定に対する教員の関与や知識伝授の方法によって探究学習の進め方が体系化されていることが示された。

一方、児玉（2024）が指摘するように、授業の時間的な制約から、教員はあらかじめ生徒が立てる仮説を想定し、必要な資料を準備せざるを得ない状況があることも示唆されている。このことから、より自由度の高い「オープンな探究」を展開することが難しいと教員が感じている現状もうかがわれる。

このように、地理の探究学習には、分野に固有の見方・考え方や概念を反映させた授業展開の仕方があることがわかった。学校図書館員は、こうした地理における探究型の授業の固有性を理解し、授業支援を構想することが求められるだろう。

謝辞

本研究は、潮田記念基金、慶應義塾博士課程学生支援プログラムによる研究助成を受けています。ご指導いただいた池谷研究室のみなさまに心より感謝申し上げます。

注・引用文献

- 青本和樹. (2022). 開かれたタスクベースの探究的な授業: 地理的分野 世界の様々な地域. 社会科教育, 59(2), 60-63.
- 泉貴久. (2023). 探究的な学びのプロセスを意識する: 近畿地方を事例に. 社会科教育, 60(7), 54-57.
- 井寄芳春. (2021). 社会的課題の探究を生かした学びの構想: 地理的分野 世界の様々な地域(アフリカ). 社会科教育, 58(2), 58-61.
- 蒲生諒太, & 西田彰一. (2019). 古写真を利用した探究的な学習プログラム: 道頓堀をフィールドとした歴史・地理教育の試行記録. 同志社女子大学教職課程年報, 3, 56-68. <https://doi.org/10.15020/00001724>
- 金玟辰. (2012). 地理カリキュラムの国際比較研究: 地理的探究に基づく学習の視点から. 学文社.
- 金玟辰. (2024). コメント: 力強い授業づくりとして地理的探究に基づく学習の実践に向けて. 新地理, 72(3), 75-78.
- 児玉和優. (2024). 中学校社会科地理的分野における探究カリキュラムの開発: 「日本の諸地域」「地域の在り方」の学習を通して. 新地理, 72(3), 63-69.
- 社会科と地理教育. (2024). In 日本社会科教育学会 (編), 社会科教育事典(第3版, p.87). ぎょうせい.
- 杉戸真由. (2008). 学校図書館を活用した中学校選択社会科の調べ学習. 子どもの本棚: 月刊書評誌, 37(6), 23-28.
- 瀧本家康, & 川村教一. (2021). 地理院地図を用いた水害の探究実習の実践. 2021年度日本地理学会発表要旨集, 154 https://doi.org/10.14866/ajg.2021s.0_154
- 「地理総合」と「地理探究」. (2024). In 日本社会科教育学会 (編), 社会科教育事典(第3版, p.115). ぎょうせい.
- 東京学芸大学学校図書館運営専門委員会. (2009). 先生のための授業に役立つ学校図書館活用データベース. Retrieved July 10, 2025, from https://www2.u-gakugei.ac.jp/~schoolib_v2/htdocs/#gsc.tab=02
- 森分孝治. (1978). 3. 社会科の知識と学習内容構成の原理: 課題研究II 社会科学学習内容構成の理論, 社会科学学習内容の構成原理をもとめて: 教育課程の改訂と社会科教育学. 社会科教育論叢, 25, 30-33. https://doi.org/10.20799/jcrassb.25.0_30
- 文部科学省. (2017年7月a). 中学校学習指導要領[pdf]. https://www.mext.go.jp/content/20230120-mxt_kyoiku02-100002604_02.pdf
- 文部科学省. (2017年3月b). 中学校学習指導要領解説 社会編[pdf]. https://www.mext.go.jp/content/20240919-mxt_kyoiku01-100002608.pdf
- 吉田剛. (2024). 地理的な見方・考え方×地理的技能で考える地理カリキュラム: 地理的概念, 地理的探究と地理的ツールとは. 社会科教育, 61(11), 10-13.
- 吉水裕也. (2024). 地理的な見方・考え方を働かせた授業デザイン: 地理的技能定着の工夫ポイント 地理的な見方・考え方を働かせた探究過程を. 社会科教育 61(11), 18-21.
- 渡邊圭祐. (2022). 単元を通して調べてきたことを生かして探究課題に挑む: 世界各地の人々の生活と環境: 地理的分野 「世界の様々な地域」. 社会科教育, 59(11), 58-61.
- Banchi, H., & Bell, R. (2008). The Many Levels of Inquiry. *Science and Children*, 46(2), 26-29. <https://www.michiganscagrant.org/lessons/wp-content/uploads/sites/3/2019/04/The-Many-Levels-of-Inquiry-NSTA-article.pdf>

学校における電子書籍サービスおよび公共図書館との連携に関する実態調査

池内 淳 (筑波大学)

atsushi@slis.tsukuba.ac.jp

近年、子どもの読書活動の推進の文脈において、電子書籍等を用いたデジタル読書のための環境整備の必要性が指摘されている。その一方で、電子書籍サービス導入のための予算や知識の不足といった問題から、いまなお導入している事例は少ない。そこで本研究では、既に電子書籍サービスを導入している事例について主にコンテンツの側面から調査を行うとともに、実施形態別の比較を行うことによって、導入の際の検討材料を提供することを目的とする。

1. 研究背景と目的

2001年に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、政府は「子ども読書活動推進基本計画」を策定・公表しなければならないことが規定されており、2002年以降現在まで五次にわたって基本計画が策定されている。この中で、2019年の第四次基本計画では読書活動の中に“電子書籍等の情報通信技術を活用した読書も含む”¹⁾ことがはじめて明記された。その後、コロナ禍を経て、GIGAスクール構想の取り組みが推進される中、2023年に公表された第五次基本計画²⁾では、基本的方針の中で「デジタル社会に対応した読書環境の整備」が掲げられており、読書におけるデジタル化の必要性が強調されている。

表1は第一次から第五次までの基本計画において、ICT関連用語の出現頻度をそれぞれカウントし、二度以上出現した用語を頻度順に示したものである。これを見ると、第一次から第五次まで全体の文書長（単語数）は増加傾向にあるものの、それを考慮しても、第五次基本計画においてICT関連用語の頻出していることが分かる。また、インターネット、データベース、ホームページといった語はすべての文書を通じて出現しているが、電子書籍やデジタルといったキーワードは第五次においてとくに頻出しており特徴的である。

一方、文部科学省委託調査「電子図書館・電子書籍と子供の読書活動推進に関する実態調査」³⁾によれば、すべての公立学校もしくは一部の公立学校で電子書籍サービスを導入している自治体の

比率は、2020年：2.0%、2022年：8.5%、2024年：14.3%のように推移しており、増加傾向にある。その一方で、School Library Journal 誌の調査⁴⁾によれば、2015年時点で、米国の916の学校図書館において電子書籍を提供しているものは56%となっていることから、日本ではいまなお低い水準にとどまっていることが分かる。

また、文部科学省委託調査³⁾では、公立学校における電子書籍の導入や活用の課題について質問しており、「電子書籍導入の予算が不足している」「電子書籍導入に関する知識が不足している」「利用者からのニーズがわからない」といった回答が一貫して上位を占めている。電

表 1. 子ども読書活動推進基本計画における ICT 関連用語の出現頻度の比較

	第一次	第二次	第三次	第四次	第五次
電子書籍	0	0	3	1	32
インターネット	5	7	5	7	2
ICT	0	0	0	2	20
オンライン	1	5	4	4	7
デジタル*	0	0	0	0	20
ネットワーク	4	4	5	1	6
端末	0	1	2	1	11
データベース	2	4	3	2	4
情報通信	1	2	4	6	1
ホームページ	2	5	4	2	1
GIGA	0	0	0	0	9
デジタル化	0	0	0	0	8
電子図書館	1	0	0	0	6
サイト	0	2	1	0	3
スマートフォン	0	0	0	4	0
SNS	0	0	0	3	0
ウェブサイト	0	0	0	0	2
パソコン	0	0	0	1	1
電子化	0	0	1	0	1
計	16	30	32	34	134
文書長	17,688	26,209	29,371	30,798	43,715

*デジタル化を除く

子書籍サービス導入の必要性が認識されつつある一方で、新たなサービスの導入に対する不透明感が見て取れる。

電子書籍サービスを導入する際には、従来の物理的資料とは異なり、どのようなベンダーと契約するかによって、その後の費用や提供されるコンテンツが異なってくる。加えて、一旦、特定のベンダーと契約すると、他のベンダーに容易に乗り換えられるという訳ではない。

また、2022年には、文部科学省から「1人1台端末環境下における学校図書館の積極的な活用及び公立図書館の電子書籍貸出サービスとの連携について」⁵⁾が発出され、その中で、東大阪市と帯広市における公立図書館との連携に関する事例が紹介されている。電子書籍サービスについては、学校単位での契約だけでなく、自治体単位、あるいは、公立図書館との連携など、実施形態についても複数の選択肢が存在する。

以上のように、学校において電子書籍サービスを導入する際、事前の検討や意思決定が重要であり、そのための十分な検討材料が提供されることが望ましい。そこで本研究では、現時点で既に電子書籍サービスを導入している学校や自治体において、実施形態の相違によって、どのようにサービスが異なっているのかについて、主にコンテンツの観点から定量的に実態を明らかにし、導入時の意思決定に資するデータを提供することを目的とする。

2. 方法論

上述の通り、電子書籍サービスにはさまざまなベンダーが存在する。「電子図書館・電子書籍と子供の読書活動推進に関する実態調査」³⁾によれば、TRC-DL、LibrariE、Yomokka!、School e-Library、OverDrive、Maruzen eBook Library、KinoDen、学研ライブラリー等が導入されている。これらのうち、学校における導入率の高さ、および、第三者が認証なしで個々の書誌データにアクセス可能なシステムであることといった条件を考慮し、TRC-DL (LibrariE) を調査対象とした。

実際に導入している学校については、TRCの公式サイトに掲載されている導入事例⁶⁾のほか、サーチエンジンによって検索を行った。検索ワードは“学校 AND (電子書籍 OR 電子図書館 OR web.d-library.jp)”とした。表2はその結果を示したものである。最終的に76事例を特定した。これらのうち、公立学校が19件、私立学校が57件であった。また、第三者

表 2. 電子書籍サービスを導入する学校

	公立	私立	計
高	6	19	25
中高	2	35	37
中	1	1	2
小中	9	0	9
小	1	1	2
幼	0	1	1
計	19	57	76
うち公開	14	42	56

がコンテンツを確認することができる公開されたシステムは56件あり、うち公立学校が14件、私立学校が42件であった。学校種別では私立中高が335件と最も多く、次に、私立高校(19件)、公立小中(9件：義務教育学校を含む)の順であった。また、公立学校19件のうち、自治体一括のものは11件(うち公開6件)であった。なお、全76システムのうち、2019年以前に導入されていたものは8件(10.7%)であることから、やはり学校図書館においてもコロナ禍を契機として電子書籍サービスが導入されるようになったものと推察される。

次に、公立図書館との連携事例について調査を行った。文部科学省委託調査³⁾によれば、すべてもしくは一部の公立図書館で学校図書館の電子書籍サービスと連携した取組を行っている回答した自治体は9.8%(110自治体)であった。ここでは、公共図書館において電子書籍サービスを実施している自治体に関する調査結果⁷⁾に基づいて、それぞれの自治体において学校図書館との連携を実施しているか否かについて調査を行った。その結果、2025年9月時点でTRC-DLを導入している386システムのうち、49件の連携事例が確認された。

また、公共図書館においては、読者対象を子どもに特化した、いわゆる「子ども電子図書館」を導入している自治体が存在する。ここで該当するのは、広島県、福岡県、宮崎市、北九州市、西東京市、伊丹市の6自治体であった。福岡県以外は電子書籍サービスの名称に「子ども」や「青少年」といった用語が含まれており、福岡県については、KinoDenを提供する1号館と、TRC-DL&LibrariEを提供する2号館とがあり、後者について、“オーディオブックや、子ども・中高生向けの電子書籍が利用”⁸⁾できることが示されている。

このほか、公共と学校それぞれにおいて電子書籍サービスを実施している自治体も存在する。ここでは、県立高校の所在地の自治体も対

象に含めた結果、さいたま市、久喜市、矢板市、習志野市、川口市、所沢市の6自治体が該当した。

以上のように、子どもの読書環境における電子書籍サービスの実施形態として、A. 学校(56)、A-1. 幼少中(7)、A-2. 中高(49: 中学校1校を含む) B. 公共連携(49)、C. 子ども図書館(6)、D. 学校公共別(6)の6つのグループを識別し、それぞれ比較行う。

3. 結果

3.1. コンテンツ数

表3は6つのグループごとのコンテンツ数を示したものである。学校のうち、幼少中の大半は自治体全体の公立小中学校(義務教育学校を含む)向けの電子書籍サービスであり、中高の大半は特定の高校もしくは中高の電子書籍サービスである。したがって、平均コンテンツ

数については、読み放題コンテンツや児童書を含めて中高よりも幼少中の方が多い。

公共図書館の提供する電子書籍サービスのうち、平均コンテンツ数の最も多いのは学校公共別であったが、児童書については最も少なくなっている。これは公共と学校を別にすることで明確な役割分担が生まれたためであると考えられる。また、公共連携と子ども図書館はいずれも児童書の数が多いが、子ども図書館の方が読み放題コンテンツがより多い傾向が見られた。

3.2. NDC 分類ごとの比率

次に、表4は6つのグループごとにNDC分類によるコンテンツ数を合計し、その比率を示したものである。また、参考のために、全国SLAによる学校図書館メディア基準⁹⁾による「標準配分比率」を併せて示した。

電子書籍サービスにおける幼少中について

表 3. 学校種別および実施形態別のコンテンツ数の比較

		コンテンツ数	コンテンツ数 除青空文庫	読み放題	児童書
学校	平均値	867	583	62	178
	中央値	559	431	0	64
幼小中	平均値	1,590	1,304	469	782
	中央値	1,772	1,272	365	547
中高*	平均値	764	480	4	92
	中央値	520	397	0	59
公共連携	平均値	8,951	5,465	260	1,480
	中央値	8,072	2,966	250	994
子ども図書館	平均値	5,291	2,225	1,742	1,268
	中央値	2,670	1,630	297	1,433
学校公共別	平均値	11,000	5,052	100	751
	中央値	11,009	3,856	0	779

*中学校(1校)は中高を含む

表 4. NDC 分類ごとのコンテンツ数の比率

	学校	幼少中	中高*	公共 連携	子ども 図書館	学校 公共別	基準: 小学校	基準: 中学校	基準: 高校
相関係数	1.000	0.964	1.000	0.988	0.992	0.990	0.777	0.773	0.679
0 類	2.1%	1.3%	2.2%	2.1%	1.2%	1.8%	6%	6%	7%
1 類	4.7%	13.5%	3.8%	3.0%	1.8%	2.9%	3%	5%	7%
2 類	4.2%	2.6%	4.3%	4.9%	3.1%	5.2%	16%	16%	16%
3 類	8.1%	4.3%	8.5%	9.4%	5.4%	8.3%	10%	10%	12%
4 類	6.7%	11.0%	6.2%	5.4%	3.8%	4.3%	16%	15%	14%
5 類	3.6%	4.1%	3.5%	7.3%	2.9%	5.1%	6%	6%	6%
6 類	1.6%	2.5%	1.5%	2.9%	1.1%	1.9%	5%	5%	4%
7 類	5.6%	7.0%	5.5%	7.8%	6.6%	7.3%	8%	8%	8%
8 類	8.2%	2.1%	8.9%	2.9%	1.3%	2.0%	5%	6%	7%
9 類	55.2%	51.7%	55.5%	54.3%	72.8%	61.2%	25%	23%	19%

*中学校(1校)は中高を含む

は、1 類（哲学・心理学・宗教）および自然科学（数学・理学・医学）の比率が高く、中高については8 類（言語）の比率が高い点が挙げられる。また、学校図書館メディア標準と比較して、電子書籍サービスの9 類（文学）の比率は総じて高いと言えるが、なかでも子ども図書館は72.8%と突出して高くなっている。

3.3. 連携による貸出数の推移

学校と公共図書館の連携事例においては、電子書籍サービスを実施している自治体内の小中学校の児童・生徒や教職員に一括してIDを配布するなどして、GIGA スクール端末からアクセスできるようにするといった事例が多い。図1は、そうした学校と連携している公共図書館の年報・要覧に電子書籍の貸出数を掲載しているもののうち、2018 年以前から電子書籍サービスを実施している自治体の貸出数の推移を示したものである（関市のみ OverDrive、それ以外は TRC-DL）。

その結果、いずれも連携を始めることによって貸出数が大きく増加していることが分かる。植村らの調査¹⁰⁾によれば、電子書籍サービスを実施する公共図書館のうち、45.7%が「予想（計画）よりも、利用（利用者）が少ない」と回答していることから、公共図書館にとって学校との連携には一定のメリットがあるといえる。

一方、学校側の予算的なメリットは明白であるが、公共図書館における電子書籍サービスの導入率は2025 年7 月時点で33.1%であることから、現状では、すべての自治体においてこうした電子書籍サービスの連携が実施可能という訳ではない。

【参考文献】

- 1) 文部科学省. 子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）. 2018, 32p.
<https://www.kodomodokusyo.go.jp/happyu/>

hourei_download_data.asp?id=28.
(accessed: 2025-09-24)

- 2) 文部科学省. 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）. 2023, 37p.
https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00072.html. (accessed: 2025-09-24)
- 3) 株式会社リベルタス・コンサルティング. 令和6 年度「子供の読書活動の推進等に関する調査研究（電子図書館・電子書籍と子供の読書活動推進に関する実態調査）」調査報告書. 2025, 87p.
https://www.mext.go.jp/content/20250528-mxt_chisui01-000042427_2.pdf. (accessed: 2025-09-24)
- 4) Girmscheid, L., Genco, B. ed. Sixth Annual Survey of Ebook Usage in U.S. School(K-12) Libraries. School Library Journal. 2015, 132p.
- 5) 文部科学省. 1 人1 台端末環境下における学校図書館の積極的な活用及び公立図書館の電子書籍貸出サービスとの連携について（事務連絡）. 2022.
https://www.mext.go.jp/content/20220803-mxt_jogai01-000003278_1.pdf. (accessed: 2022-08-03)
- 6) TRC. 電子図書館サービス：導入事例.
https://www.trc.co.jp/solution/pdf/school_jirai.pdf. (accessed: 2025-09-24)
- 7) 池内淳. 公共図書館における電子書籍サービスのコンテンツに関する実態調査. 三田図書館・情報学会 2024 年度研究大会発表論文集. 2024, p.25-28.
- 8) 福岡県立図書館. 電子書籍サービス.
https://www2.lib.pref.fukuoka.jp/page_id1064. (accessed: 2025-09-24)
- 9) 全国学校図書館協議会. 学校図書館メディア基準. <https://www.j-sla.or.jp/material/kijun/post-37.html>. (accessed: 2025-09-24)
- 10) 植村ら編著. 電子図書館・電子書籍サービス調査報告 2024. 樹村房. 2025, 126p.

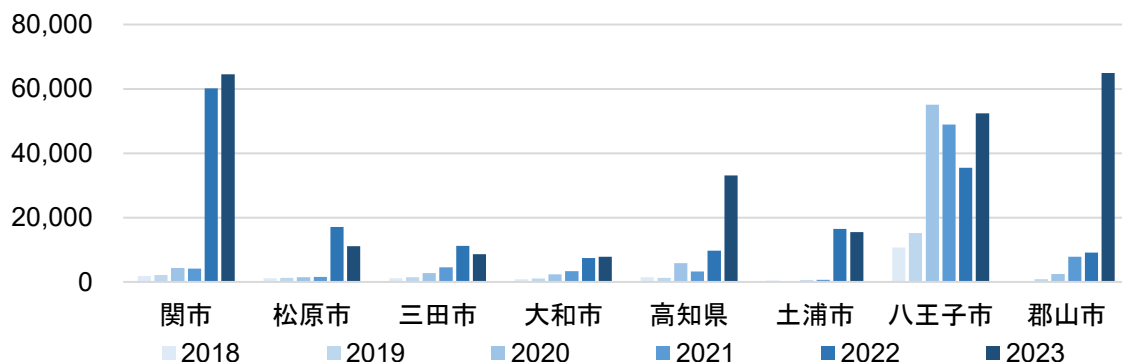


図1. 自治体内の小中学校の児童・生徒にIDを配布した自治体の電子書籍貸出数の推移

公立図書館の観光資源性に関する探索的研究

吉井 潤

都留文科大学非常勤講師

jun-yoshii@tsuru.ac.jp

抄録

本研究は、公立図書館が持つ観光資源としての特徴と傾向を実証的に明らかにすることを目的とした。発表者が観光客として47都道府県168館を訪問し、6項目（建築、滞在性、雰囲気、コレクション、地域資料、連携）で観察評価を行った。結果、「気軽に入れる雰囲気」（89.3%）は圧倒的に高評価だったが、「建築物自体が観光対象」（7.7%）、特に「他施設との連携」（3.0%）は極めて少数だった。施設固有の魅力に加え、情報発信と連携が観光資源化には不可欠であり、実態と認知の乖離を埋めることが今後の課題である。

1. 研究の背景

法改正による制度的後押しと観光客のニーズを背景に、公立社会教育施設（図書館、博物館等）を観光振興に活用する環境が整いつつある。まず制度面では、第9次地方分権一括法により、従来教育委員会が所管していた博物館や図書館といった公立社会教育施設を、観光・地域振興やまちづくり分野を担う首長部局へ移管することが可能になった。内閣府資料¹⁾が示すように、この改正は「文化・観光振興や地域コミュニティの持続的発展等に資する」ものであり、地方公共団体がこれらの施設を観光振興へ活用する方向性を強めることを可能にした。加えて、観光客のニーズもこの動きを後押ししている。「JTBF 旅行意識調査」²⁾によれば、38.4%の回答者が「歴史・文化観光」を行ってみたい旅行タイプとして挙げており、地域の歴史や文化を深く知りたい、あるいは地元住民と交流したいと望む観光客が一定数存在することが示唆されている。

2. 先行研究

先行研究は、図書館が従来の役割を超え、観光客の知的ニーズや地域指向といった新たな観光トレンドに対応する存在として、観光客と地域をつなぐ役割を担い、観光振興やまちづくりに貢献しうる可能性を示唆している。まず、松本秀人は、観光が従来の「物見遊山型」から、地域の文化や固有性を求める「地域志向」や学習・体験を求める「多様化」へと変容していると指摘

し、この観光客の「知的ニーズ」に応える存在として図書館が注目されるべきであり、両者の「融合」がまちづくりの課題解決策になり得るとした³⁾。さらに松本は、従来観光資源と見なされてこなかった図書館が持つ地域資料やレファレンス機能等の諸要素が観光に貢献できるとし、特に観光客と地域との「コミュニケーションの媒介役」として、「よそ者」と交流し地域外の声を聴く場となりうる機能を強調した⁴⁾。また、日本交通公社の「観光文化」⁴⁾では、こうした可能性を背景に、観光対象・目的となる図書館、「観光客の滞在・時間消費の場となる図書館」、「地域をつなぐ図書館」、「地域魅力を発信する図書館」と分類し代表的な事例を紹介し、この融合をより効果的に進めるためには、観光行政や地域関係者との連携、および観光客が利用しやすい環境づくりが必要であると提言している。

3. 研究の目的

先行研究が可能性の提示や事例紹介に留まり議論が停滞している現状を踏まえ、本研究は、公立図書館が観光資源として持つ特徴と傾向を実証的に明らかにすることを目的とする。松本（2010年）による研究は「可能性の提示」が中心であり、日本交通公社の「観光文化」（2019年）も29の「事例紹介」が中心であった。これら以降、「図書館と観光」に関する議論は深まっているとは言い難い。そこで本研究は、図書館と観光が結びつくか否かという点を改めて問い直し、

特に図書館建築・施設設備と公立図書館が収集する、地域の文化・歴史を知るための地域資料や地域情報を観光資源として注目する。その上で、現代の公立図書館において、どのような要素が観光資源として機能しているのか、そしてどのような要素が希少であるのかを解明し、今後の可能性と課題を探るための基礎的知見を提供することを目指す。

4. 研究方法

本研究は、発表者自らが 47 都道府県の観光旅行者として 168 館の公立図書館を訪問し、その観光資源としての実態を「建築・施設設備」と「地域資源」に関する評価項目に基づき観察評価したものである。2021 年 7 月から 2025 年 10 月現在にかけて、家族で 47 都道府県すべてを宿泊を伴う観光目的で訪問する過程で公立図書館に行った。図書館訪問の際、図書館側が身構えることを避けるため、視察等の事前連絡は行わず、あくまで一来館者の視点で館内の状況を観察した。また、図書館員や他の来館者にインタビュー調査は行っていない。評価にあたっては、先行研究を踏まえて項目を「図書館建築・施設設備」と「地域資源」に大別し、具体的には「建築物自体が観光対象になっている（例：歴史的建造物、著名建築家の設計、ユニークな外観）」、「観光客が滞在しやすいカフェ、飲食店や飲食可能な休憩スペースがある」、「誰でも気軽に入れる雰囲気がある」、「見に行きたくなるような貴重なコレクションや演出がある」、「地域資料や地域文化等地元の産業をアピールするコーナーがわかりやすい」、そして「他施設や宿泊施設等との連携がある」という 6 点について評価を行った。

5. 調査結果

5.1 評価項目全体の傾向

表 1 に示すように調査結果の評価項目全体の傾向として、「誰でも気軽に入れる雰囲気がある」と評価された公立図書館は 150 館（89.3%）に達し、全項目の中で圧倒的に最も多かった。これに続いたのは「観光客が滞在しやすいカフェ、飲食店や飲食可能な休憩スペースがある」（73 館、43.5%）であったが、「他施設や宿泊施設等との連携がある」はわずか 5 館（3.0%）にとどまり、評価項目として最も少なかった。

表 1 評価項目別集計表

	評価項目	館数(館)	(%)
図書館建築・施設設備	建築物自体が観光対象になっている(例:歴史的建造物、著名建築家の設計、ユニークな外観)	13	7.7%
	観光客が滞在しやすいカフェ、飲食店や飲食可能な休憩スペースがある	73	43.5%
	誰でも気軽に入れる雰囲気がある	150	89.3%
地域資源	見に行きたくなるような貴重なコレクションや演出がある	49	29.2%
	地域資料や地域文化等地元の産業をアピールするコーナーがわかりやすい	58	34.5%
	他施設や宿泊施設等との連携がある	5	3.0%

5.2 建築物自体が観光対象になっている

「建築物自体が観光対象になっている」施設は 13 館（7.7%）存在した。その具体例として、建築家・平田晃久氏が設計を手がけた群馬県の太田市美術館・図書館が挙げられる。この公立図書館は建築デザインが来館者の体験価値を高めている点が特徴で、例えば、図書エリアには様々なデザインの椅子が配置され、大きな窓ガラスから日を浴びながら読書ができ、展示室はゆるやかなスロープと螺旋階段で結ばれる等、建物自体が魅力的な体験空間となっている。

図書館施設そのものではないが、オブジェやブロンズ像が観光客の撮影対象になっている図書館もある。その具体例として、鳥取県の北栄町図書館が挙げられる。この図書館は、JR 由良駅から青山剛昌ふるさと館『名探偵コナン』の原作者の資料館）へ向かう途中に位置しており、図書館の目の前には小嶋元太のオブジェ、入り口近くには工藤新一のブロンズ像といった、同作品に関連するオブジェや像が設置されている。実際に観光客がこれらのオブジェやブロンズ像の写真を撮っている観光客を確認した。図書館自体が観光対象として機能していることが裏付けられる。なお館内には名探偵コナンコーナーがあり、貴重なセル原画やサイン色紙も展示されている。

5.3 観光客が滞在しやすいカフェ、飲食店や飲食可能な休憩スペースがある

多くの公立図書館には、観光客が滞在しやすいカフェや飲食店、飲食可能な休憩スペースが設けられている。実際、調査対象の 73 館（43.5%）がこれに該当した。その具体例として、岐阜県の中津川市ひと・まちテラスが挙げられる。この

施設は図書館やカフェ、子育て支援、市民交流を備えた複合施設であり、建物の外にカフェがある案内を出すことで、カフェ目的の観光客でも入りやすいよう工夫されている。

香川県の善通寺市立図書館は、館内で飲食や会話が可能なスペースを提供している。具体的には、館内の一角に「カフェ・イベントコーナー」を設けており、実際に、このスペースで持参した弁当を広げて食事をしている人を数名確認した。

5.4 誰でも気軽に入れる雰囲気がある

多くの公立図書館が、誰でも気軽に入れる雰囲気を持っている。調査対象の150館（89.3%）が該当した。その例として一関市立一関図書館が挙げられる。この図書館では野外のSL展示やカフェが設置されている。さらに、館内はスペースが広く取られ、書架間も広くゆったりと本が選べる設計になっており、こうした要素が誰でも気軽に入れる雰囲気作りに寄与している。

鳥取県の境港市民図書館は、開放的な建築デザイン、公園との一体感、そして利用しやすい設備の導入により、誰でも気軽に入れる雰囲気を作り出している。市民交流センターやカフェ等を含む複合施設「みなとテラス」の一部として整備されたこの公立図書館は、弓ヶ浜半島をイメージした湾曲した外観が特徴である。吹抜けのエントランスホールやカフェや、内部の活動がわかりやすいように意図された開放的なデザインを採用している。さらに、公園とのつながりをコンセプトに、豊かな緑の景観を取り込んだ明るい空間を実現し、バルコニーを介して公園と自由に行き来できる構成となっている。こうした環境は、くつろぎながらの読書、一人での勉強や仕事、友人との時間等、来館者が思い思いの時間を過ごすことを可能にしている。加えて、子ども用トイレや授乳室といった観光途中の休憩にも便利な設備が整っている点も、その入りやすさに寄与している。

5.5 見に行きたくなるような貴重なコレクションや演出がある

一部の公立図書館は、「見に行きたくなるような貴重なコレクションや演出」を有しており、調査対象の49館（29.2%）がこれに該当した。その具体例として、熊本県の菊陽町図書館の「少

女雑誌村崎コレクション」が挙げられる。これは、明治から昭和初期に独自の発展を遂げた「少女雑誌」を3,000点以上集めたもので、貴重な資料である。また、一冊一冊が製本されずに当時のまま残っている点も特徴である。

新潟県の長岡市立互尊文庫は、独自の資料排架と空間デザインによる演出によって、来館者の感性を刺激する空間を提供している。この公立図書館の大きな特徴は、NDC（日本十進分類法）を用いず、館内を「くらす」「はたらく」「ひらめく」の3つのエリアに区分けし、15の独自テーマで資料を排架している点にある。例えば、大人の読み物と一緒に絵本や漫画を排架し、図鑑の隣に料理の本がある等意外性のある組み合わせが、来館者の感性を刺激する。こうしたユニークな排架に加え、木をふんだんに使った落ち着いた雰囲気の空間に、大小さまざまな形の本棚やソファ、テーブルを配置する等、空間デザインにも工夫が凝らされている。

5.6 地域資料や地域文化等地元の産業をアピールするコーナーがわかりやすい

一部の公立図書館では、地域資料や地元の文化・産業をアピールするコーナーが分かりやすく設置されており、調査対象の58館（34.5%）がこれに該当した。その具体例として栃木県の真岡市立図書館が挙げられる。この図書館では、1階入口すぐのウェルカムギャラリーに「もおか資料」コーナーを設け、真岡木綿や真岡鐵道といった真岡市の産業や地域に関する展示を分かりやすく行っている。

また、宮城県の気仙沼図書館2階にある「物産展示コーナー」では地元企業のツナ缶、さば味噌煮缶等が展示されていた。

5.7 他施設や宿泊施設等との連携がある

他施設や宿泊施設等との連携を行っている公立図書館はごく少数である。実際、調査対象のうち、こうした連携が見られたのはわずか5館（3.0%）のみであった。その一例として神奈川県の小田原駅東口図書館が挙げられ、ここでは近隣の宿泊施設である天成園小田原駅別館の宿泊客に対し、小田原観光や仕事に役立ててもらうことを目的として図書館資料の貸出サービスを行っている。

また、山形県の酒田市立中央図書館は、ホテル、レストラン等を含む複合施設「ミライニ」の一部として一体整備されており、連携により月のホテルの宿泊者は、貸出処理を行わずに図書館資料を客室やレストランに持ち出すことが可能である。

5.8 調査対象図書館の傾向

表2は調査対象図書館の評価項目該当数を示したものであり、6つの評価項目を満たした図書館はなかった。高知県梼原町のゆすはら雲の上の図書館は、本も建築も楽しめる人気のスポットである。建築家・隈研吾氏が設計を手掛け、梼原町産のスギを内外装にふんだんに使用した空間は、訪れる人を木のぬくもりで包み込む。さらに、本との出会いにも工夫が凝らされており、書架が「いろは」順のテーマ別に分類され、利用者が館内を歩きながら自然と新しい本に出合える仕掛けとなっている。こうした本と建築両面の魅力が評価された結果、調査対象図書館の中で5つの評価項目を満たしている。

表2 調査対象図書館の評価項目該当数

評価項目該当数	館数(館)	(%)
6	0	0.0%
5	2	1.2%
4	12	7.1%
3	48	28.6%
2	48	28.6%
1	50	29.8%
0	8	4.8%
合計	168	100.0%

6. 考察

公立図書館が観光客のニーズに応える開かれた場所となることで、観光活動の多様化や地域経済に貢献する可能性がある。観光客は、旅の途中で休憩や情報収集の場所を必要としている。公立図書館がこうした需要に応える開かれた雰囲気や機能を提供することで、観光客が図書館で時間を過ごすことが可能となり、それが観光活動の多様化や観光中における時間消費の場の増加につながる。このように、図書館が観光客の多様な活動を支えることは、結果として間接的に地域の経済活動にも寄与すると考えられる。

公立図書館は、地域の知的遺産を活用して情報を「地域の魅力」として可視化する要の存在であり、観光客の好奇心を刺激し旅の可能性を広げる不可欠な役割を担っている。調査対象の多くの図書館で「地域資料や地域文化、地元の産業をアピールするコーナー」が分かりやすく設置されていることが示すように、図書館はまず観光客がその地域特有の歴史や文化を深く知るための重要な情報源となっている。さらに、図書館は単なる情報源に留まらず、観光客がそこでを発見を通じて周辺地域を発見するための「出発地」としても機能する可能性を秘めている。来館者は、図書館が提供する地域資料や情報を手がかりに、史跡、地場産業、祭り等、次の目的地を発見できるのである。このような「出発地」としての機能は、特別な建築やコレクションを持たない図書館においても比較的ある。

公立図書館が観光資源としての機能を発揮するためには、施設固有の魅力に加え、それを観光客に伝達する情報発信や関係機関との連携が不可欠である。いかに優れた建築や特色あるコレクションを有していても、それらが観光客に認知され、訪問の対象として選択されなければ、観光資源として顕在化するには至らない。このような認知と実態との乖離は、今後の図書館と観光振興を考察する上で重要な課題である。

引用文献

- (1) 内閣府地方分権改革推進室 “「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律 内閣府地方分権改革推進室の整備に関する法律案（第9次地方分権一括法案）の概要」”. 内閣府. https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/09ikkatsu-gaiyou_kakugi.pdf, (参照 2025-10-25).
- (2) 公益財団法人日本交通公社 『旅行年報2024』第I編 日本人の旅行市場 I-4 日本人の旅行に対する意識”. JTB 旅行者調査. https://www.jtb.or.jp/book/wp-content/uploads/sites/4/2024/10/nenpo2024_1-4.pdf, (参照 2025-10-25).
- (3) 松本秀人. 観光と図書館の融合. CATS 叢書. 2010, (5). <http://hdl.handle.net/2115/43215>, (参照 2025-10-25).
- (4) 松本秀人. 図書館と観光: その融合がもたらすもの. カレントアウェアネス. 2010, (306), p. 2-4. <https://current.ndl.go.jp/wp-content/uploads/mig/ca/cal729.pdf>, (参照 2025-10-25).
- (5) 公益財団法人日本交通公社 特集 観光と図書館: 地域の観光に図書館はどう寄与できるか. 観光文化. 2019, (243). <https://www.jtb.or.jp/wp-content/uploads/2019/10/bunka243.pdf>, (参照 2025-10-25).

生成 AI を用いたメタデータマッピングの効率的作成法

RDA-BIBFRAME マッピングの作成試行

谷口 祥一 (元・慶應義塾大学文学部)
s.taniguchi@keio.jp

メタデータスキーマのマッピング作成における生成 AI 活用の有効性検証を目的にして、最新 RDA エlement から BIBFRAME へのマッピング作成を ChatGPT を用いて試行し評価した。体現形・著作・表現形Element群を対象に、それらの定義データに加えて、階層表現、「意味的な分解表現」を追加した上で、マッピング先を示した一定数の訓練用データを与えた評価実験とした。併せて、全件マッピング先同定済みデータを用いた層化 k 交差検証を追加して実行し評価した。

1. はじめに

メタデータスキーマのマッピング作成と管理には多大な労力を通常必要とする。本研究は、汎用的な生成 AI である ChatGPT 5 をマッピング作業支援ツールとしてどのように活用することができ、どの程度の性能を示すのかを実験により検証することを目的とする。取り上げる事例は、最新 RDA エlement から BIBFRAME (以下、BF) へのマッピングという、両者間に大きなギャップがある事例とし、human-in-the-loop による効率的なマッピング作成支援の構図を意図した。

最新 RDA は「オフィシャル RDA」と呼ばれ、2020 年末に完了した 3R プロジェクトによって、それ以前の RDA (オリジナル RDA) から大幅に変更されており、数年後には欧米等において移行が予定されている。他方、BF は 2016 年にバージョン 2 が公開されてからも微調整が続いており、その後に実体 Hub が導入されるなど最終形は未だ見えない状況にある。

これら両者間のマッピングとして、現在、公認されたものはない。RDA 運営委員会は、最新 RDA から MARC21 や DCMI メタデータ語彙などへのマッピングを策定し公開しているが、BF へのマッピングは対象とされていない。代わって、BF へのマッピングをフィンランド国立図書館は 2023 年時点で試作し公開したが、マッピング先の BF 記述が粗く、大まかなマッピングと言わざるをえない¹⁾。また、複数のマッピング先 BF 記述があるものは除外されている。他方、オリジナル RDA から BF へのマッピングはワシントン大学図書館による 2020 年時点のものがあるが、その後の更新はなされていない²⁾。

2. マッピング作成の試行実験

2. 1 対象データと前処理

実験には 2025 年 7 月時点の最新 RDA 語彙 v5.4.5³⁾と BF オントロジー v2.6.0⁴⁾の定義データを用いた。RDA エlement は、体現形を定義域とする 409 個、著作を定義域とする 608 個、表現形を定義域とする 516 個を採用した。これら以外の個別資料や Agent (行為主体) を定義域とするElementは対象にしていない。

個別Elementの定義データには、URI、Element名であるラベル、定義文、直上位Elementが示されている。

その後の試行を見据えて、各Elementの意味と位置づけの理解を容易にするために、Elementの上位下位関係に基づき階層的に整列させた。ただし、最大 2 つの上位Elementをもつ多重階層であるため、同一Elementの複数回出現が伴う。また、上位Elementのうち、定義域が実体 RDA entity であるものは階層木に加えていない。

さらに、最上位Elementからの経路を順に並べて表した「階層表現」を定義データに追加した。例えば、「related entity of work > related RDA entity of work > related agent of work > creator agent of work > artist agent > artist collective agent > artist corporate body > calligrapher corporate body」となる。同一Elementでも出現箇所に依存して、この階層表現は異なるものとなる。

他方、BF オントロジーは RDF+OWL を用いて定義されたクラスとプロパティからなる。

2. 2 実験 1: RDA Elementの「意味分解表現」の付与

個々の RDA Elementの意味と位置づけを明瞭に表すものとして、新たにElementの「意味分解表現」を追加した。Element calligrapher corporate body の意味分解表現は「related agent - creator agent - corporate

body - calligrapher」、エレメント preferred title of work のそれは「related nomen - title of work - preferred title of work」のようにした。こうした意味分解表現の方式は複数考えられ、ここではそのうちの一つを採用した。厳密な構成規定等は設けておらず、他の表現方式を含めて詳細な検討は行っていない。

実験では、階層的に整列したエレメント群の一定範囲に対して、人手で意味分解表現を付与した。ある範囲のエレメント群に適用されるであろうパターンをもつ部分を選んで人手で意味分解表現を付与した。つまり、ランダムに付与対象エレメントを選択することをしていない。これは ChatGPT による付与実験において、訓練用（事前学習用）の正解データとして用いる、すなわち自動付与処理において適用可能な事例が一定程度存在し、それによって有効に機能することを意図したからである。

実験 1 では表 1 に示した通り、先ず人手で順次、表現形エレメント 409 のうち 213 個（階層表示では 224 行）、著作エレメント 608 のうち 133 個（149 行）、表現形エレメント 516 のうち 63 個（63 行）に意味分解表現を付与した。それらを訓練用正解データとし、ChatGPT にその作成ルールを導出させ、かつ未付与分のエレメントに対して意味分解表現を付与させた。

その付与結果を人手で確認したところ、表現形で未付与の 196 エレメントのうち 52 が正しい表現であった（正解率 0.265）。同様に、著作の 475 エレメントのうち 232、表現形の 453 エレメントのうち 222 がそれぞれ正しい表現であった（正解率 0.488 と 0.490）。正解率に幅があるとはいえ、ChatGPT による意味分解表現の付与は比較的良好な性能を示したと考えられる。なお、著作エレメントの実験、表現形エレメントの実験では、それぞれ先行して処理した表現形と著作のエレメント意味分解表現全件を追加データとして参照させている。

自動付与した結果の誤りデータはすべて人手で修正し、以降の実験に用いた。後の BF 記述の付与実験において、この意味分解表現を参照対象データに含める場合と含めない場合との相違を調べた。

2. 3 実験 2：マッピング先 BF 記述の付与

1) ステップ 1：RDA エレメントのマッピング先 BF 記述を人手で一定数のエレメントに対して付与し、訓練用データを準備した。ランダムに対象エレメントを選ぶのではなく、一定程度の適用が期待されるパターンをもつ部分を

選んでおり、ChatGPT による付与処理が有効に機能することを意図した。表現形では 226 個（全体の 55.3%）、著作では 133（21.9%）、表現形では 111（27.4%）のエレメントに対する正解付与とした（表 2）。

マッピング先 BF 記述の同定においては、フィンランド国立図書館とワシントン大学図書館によるものの両者を参考にしたが、それらとは異なるマッピング先とした事例もある。BF の説明文書などは不十分であり、曖昧さが残る段階での判断とした。例えば、RDA エレメント calligrapher corporate body のマッピング先は「W - contribution - [Contribution ; agent - Organization ; role - rdf:resource = "http://id.loc.gov/vocabulary/relators/cll"]」、エレメント preferred title of work のマッピング先は「W - title - Title」とした。これらは Turtle の略記形式を採用しており、最初の事例は「bf:Work bf:contribution [a bf:Contribution ; bf:agent bf:Organization ; bf:role rdf:resource = "http://id.loc.gov/vocabulary/relators/cll"]. 」を略記したものであり、Relator の MARC コード（"http://id.loc.gov/vocabulary/relators/"）を組み合わせて使用している。

なお、表現形間・著作間・表現形間という同一実体間での関連、あるいはこれら異種実体間の関連については、プロパティ relatedTo とその下位プロパティのみマッピング先として採用した（「W - relatedTo - W」、「W - hasDerivative - W」など）。クラス Relationship に属する MARC コード値（"http://id.loc.gov/vocabulary/relationship/"）を採用して「W - relation - Relation - relationship - rdf:resource = "http://id.loc.gov/vocabulary/relationship/****"」のようにすることも可能と見られるが、BF プロパティとして定義済みのものとの持ち分けなどが不明なため、今回のマッピング先には採用していない。

2) ステップ 2：人手で付与した BF 記述を訓練用データとし、併せてエレメントのラベル、定義文、階層表現、先に付与した意味分解表現、そして BF オントロジーであるクラスとプロパティの定義ファイル、Relator の MARC コードファイルを ChatGPT に入力し、そこから Relator マッチング手順書を生成させた。これは上述の事例のように「I/W - contribution - [Contribution ; role - Role]」（I は Instance）となるマッピング先において、クラス Role に該当する MARC コード値をいかに同定するかという手順をまとめたものである。意味分解表

現の箇所を活用した規則が導出されているバージョンと、意味分解表現を用いないバージョンとを生成させた。

同様に、著作エレメントについてのみ、プロパティ **subject** が用いられるパターンを同定する **Subject** マッチング手順書を導出させた。

3) ステップ 3: **BF** 記述未付与分の **RDA** エレメントに対して、**ChatGPT** による **BF** 記述付与を実験した。実験は、2-①先に付与した **RDA** エレメントの「意味分解表現」とそれを活用したマッチング手順書を使用した場合と、2-②意味分解表現を参照せずに **BF** 記述付与を試行した場合との両者を行った。それぞれの実験において、**ChatGPT** に順位を付けて 3 つまで候補を回答させた。最終的には、付与されたものを人手で点検し、必要な修正を行った。

実験 2-①: 「意味分解表現」とそれに対応する **Relator** のマッチング手順書、さらに著作エレメントの場合には **Subject** マッチング手順書を入力している。体現形・著作・表現形エレメントの順に実行し、著作の実験では先行して同定した体現形エレメントの全件正解データを、表現形の実験では著作エレメントの全件正解データを、それぞれ訓練用データとして追加入力している。

実験結果は、体現形エレメントでは評価用データである 183 エレメントのうち 84 (45.9%)、著作は 475 エレメントのうち 175 (36.8%)、表現形は 405 エレメントのうち 188 (46.4%) が正解であった (表 3)。また、正解となったエレメントのマッピング先 **BF** 記述パターンを集計したところ、その殆どはパターン「**I/W - contribution - Contribution**」に該当するもの、すなわち実体 **Agent** との関連に属するエレメントであった。体現形エレメントでは正解 84 個のすべてがこれに該当し、著作では正解 175 のうち 171、表現形では正解 188 のうち 186 がこれに該当した (表 4)。

一方、著作エレメントにおける **Subject** マッピング手順書は結果的に殆ど機能せず、正解数の増加に寄与しなかった。表 4 に示した「正解 - それ以外」の 4 件がこの **Subject** パターンに該当したが、同じ著作エレメントにおいても、**Subject** に該当する 23 件が不正解であった。

なお、**ChatGPT** からの第 2 候補および第 3 候補の回答は、いずれのエレメントにおいてもすべて不正解であった。

実験 2-②: 「意味分解表現」を参照せず、併せて **Relator** マッチング手順書もそれに合ったものを採用して実験した。実験結果は、いずれ

のエレメント群においてもかなり低い正解率となった (表 3)。

ChatGPT による第 2 および第 3 候補の回答は、体現形エレメントにおける 3 件の正解にとどまった。表 3 ではこの 3 件を便宜的に正解数に含めて示した。

以上の実験 2-①および②の結果を得たが、**ChatGPT** を含めて生成 AI による回答は、プロンプトの微細な調整、あるいは同一プロンプトの再実行によっても、その回答が変化するという特性がある。本研究で今回得られた結果も安定したものとは言えないことは留意しなければならない。

3. 交差検証による性能評価実験 (実験 3)

先の実験によりマッピング先 **BF** 記述の同定と確認が完了した 3 つの **RDA** エレメント群に対して、再度、**BF** 記述付与の性能評価実験を、層化抽出 k 分割交差検証によって実行した。ここではエレメントの階層的な整列は用いず、エレメント数に該当するデータとした。

2 つの方法による層化抽出を行っており、1 つめはマッピング先 **BF** 記述のパターンに依拠した 4 分割を行い、2 つめの方法ではマッピング先 **BF** 記述を参照せず、残りの要素に基づき 4 分割を行った。それぞれの層化抽出後に、訓練用・テスト用のデータを順次切り替え、4 回の独立した **BF** 記述付与実験を行った。実験は、前述の実験 2-①に相当する、「意味分解表現」とそれを活用した **Relator** マッチング手順書・**Subject** マッチング手順書を用いた実験のみとした。ただし、先の実験と異なり、著作エレメントの実験において体現形エレメントの全件正解データを、表現形エレメントの実験において著作エレメントの全件正解データを訓練用データとして追加入力することはしていない。

実験結果は、交差検証のマイクロ平均正解率と、その正解率の **Wilson 95%** 信頼区間をもって表 5 に示した。層化抽出法 1 による実験では、体現形エレメントの正解率 0.210、著作エレメント 0.321、表現形エレメント 0.343 であった。なお、**ChatGPT** の第 2 または第 3 候補の回答が正解であった事例も、ここでは正解に含めている。結果的には大まかに言って、**BF** 記述のうちどの程度が「**I/W - contribution - Contribution**」のパターンに該当するかが性能を決定している模様である。

層化抽出法 2 による実験結果は、体現形エレメントの正解率 0.249、著作エレメント 0.326、

表現形エレメント 0.192 であった。表現形エレメントを除いては、層化抽出法 1 による結果と同程度の正解率であった。ただし、十分に有効とはいえない性能値である。

引用文献

- 1) Finland National Library. *RDA BIBFRAME mapping_2022_2023_FI*. <https://docs.google.com/spreadsheets/d/16JWdhQcFMybVQtEsWV1RIiOh2URl1JT0/edit?usp=sharing&ouid=1074629567>
- 2) University of Washington Libraries. *RDA/RDF to BIBFRAME Mapping*. 2020-11-04. https://lib.uw.edu/wp-content/uploads/cams_swr_rda-rdf-to-bibframe-mapping.pdf
- 3) *RDA Registry*. <https://www.rdaregistry.info/>. v5.4.5 の定義データは、次の URL でアクセス可能：<https://github.com/RDAREgistry/RDA-Vocabularies/releases/tag/v5.4.5>
- 4) Library of Congress. *BIBFRAME Ontology*. v2.6.0. <https://id.loc.gov/ontologies/bibframe.rdf>

表 1 実験 1：RDA エレメントの意味分解表現の付与実験結果

	訓練用データ		テスト用データ					
エレメント数	エレメント数	%	エレメント数	%	正解数	正解率	不正解数	不正解率
体現形エレメント	409	213 52.1	196	47.9	52	.265	144	.735
著作	608	133 35.0	475	78.1	232	.488	243	.512
表現形	516	63 41.3	453	87.8	222	.490	231	.510

表 2 実験 2：マッピング先 BF 記述の付与実験

			訓練用データ			テスト用データ		
エレメント数	行数		エレメント数	%	行数	エレメント数	%	行数
体現形エレメント	409	865	226	55.3	408	183	44.7	457
著作	608	1,765	133	21.9	491	475	78.1	1,274
表現形	516	2,731	111	27.4	173	405	78.5	2,558

表 3 実験 2：マッピング先 BF 記述の付与実験結果 1

		実験 2-①：意味分解表現の活用あり				実験 2-②：意味分解表現の活用なし			
エレメント数		正解数	正解率	不正解数	不正解率	正解数	正解率	不正解数	不正解率
体現形エレメント	183	84	.459	99	.541	12	.066	171	.934
著作	475	175	.368	300	.632	40	.084	435	.916
表現形	405	188	.464	217	.536	42	.104	363	.896

表 4 実験 2：マッピング先 BF 記述の付与実験結果 2（実験 2-①：意味分解表現の活用あり）

	訓練用データ			テスト用データ				
				合計	正解数		不正解数	
	合計	contribution	それ以外		contribution	それ以外	contribution	それ以外
体現形エ レメント	226	65	161	183	84	0	1	98
著作	133	41	92	475	171	4	65	235
表現形	111	13	98	405	186	2	100	117

表 5 実験 3：マッピングの層化 k 交差検証結果

		層化交差検証 1		層化交差検証 2	
		正解率	95%信頼区間	正解率	95%信頼区間
体現形エレメント	409	.210	[.174, .252]	.249	[.210, .294]
著作	608	.321	[.285, .359]	.326	[.290, .364]
表現形	516	.343	[.303, .385]	.192	[.160, .228]

研究者ニーズを踏まえた中近世チベット文書に必要なメタデータ要素の特定

片桐宏道（慶應義塾大学臨時職員）hiromichikata@keio.jp

【抄録】中近世チベット文書は様々な要因により公開が遅れてきたが、その総数は膨大であり、今後の公開・利用に向けてメタデータの整備が課題となっている。そこで本研究は研究者ニーズを踏まえた中近世チベット文書のメタデータ要素を特定することを目的とする。まずチベット史に関する研究論文を Scopus から収集し、所定の選定基準に基づいてトピック抽出論文 67 件を選定した。次に抄録からトピックを抽出し、トピックに対応するメタデータ要素を特定し、研究者ニーズの高いメタデータ要素を明らかにした。

1. 研究背景

1.1 中近世チベット文書を取り巻く状況

近年、世界各地において文化資源の電子媒体による公開が急速に進展している。その背景には、デジタル化技術の発展により資料の電子化および公開が容易になったことが挙げられる。しかし、それらに付与されるメタデータについては、十分に整備されていない事例が少なくない。また、メタデータが付与されていても非構造化データが多いことや¹、デジタル化に際して、利用者である研究者視点の必要性が既に指摘されている²。

本研究で対象とする中近世チベット文書も、近年、オンライン上で公開され閲覧が可能となった。チベット文書を対象とするデジタルアーカイブのなかで、現在、最も大規模なチベット文書デジタルアーカイブである Digital Tibetan Archives Bonn (DTAB) では、7 件のアーカイブズ、4,417 件の文書が公開されている。文書の所蔵機関はチベット自治区档案馆、ダラムサラのチベット文献図書館、ドイツのベルリン州立図書館など 3 カ国に及ぶ。

このように中近世チベット文書の一部がオンライン上で閲覧可能となったが、歴史的経緯や様々な事情により、その大半は依然として未公開のままである。既に公開されている情報から、その総数が相当な規模に達することが明らかとなっているだけでなく、多言語文書群であることから、今後、多分野での利用が想定される。そのため、これらの文書をいかに整理し、体系的に公開していくかが課題となっている。しかしながら、現時点においては議論は十分に進展していない。また、DTAB はチベット文書のデジタル化に関する先駆的な業績であるが、後述するようにメタデータに少なから

ず課題がある。例えば DTAB は文書の素材に関するメタデータ要素がないため、絹製の文書だけを見たいというニーズに応えることができない。

一方で、古代チベット文書については公開が比較的活発に行われており、研究成果も豊富にある。しかし、文書の形態や書式、時代的な断絶、文書数の規模の違いといった要因により、古代チベット文書のメタデータを中近世チベット文書にそのまま応用することはできない。現在、中近世チベット文書の大半は未公開ではあるが、将来的な公開を見据え、中近世チベット文書を対象とするメタデータの在り方を検討しておく必要がある。

1.2 研究の目的と方法

本研究は、研究者ニーズを踏まえた中近世チベット文書に必要なメタデータ要素の特定を目的とする。

研究の手法は、ヨーロッパの中世写本を対象とする論文¹を参考とした。この先行研究では、研究者や図書館員が作成した 25 のリサーチクエスション (RQ) が、統合データモデルに必要なメタデータ要素の特定と、プロジェクトで作成した統合ポータルサイトの検証とに用いられている。RQ は“15 世紀のロンドンでは、どれくらいの数の写本が作られたのか”という比較的簡単なものから、複雑なものまで様々である。各 RQ からメタデータ要素をどのように特定したのか明示的な記述は見られないが、上記に関して言えば、実際に特定されたメタデータ要素のうち、作成年月日や作成地といった要素が該当するものと考えられる。

本研究では、これを参考にしつつ、研究論文の抄録から、中近世チベット文書を探索するための「トピック」を筆者が抽出する方法を採用する。ここ

でトピックと呼ぶのは、研究論文の RQ とは異なり、筆者が独自に設定したことを明確化するためである。また、先行研究では、研究者や図書館員がそれぞれの関心に沿った RQ を作成したが、本研究では、特定の研究者だけでなく、さまざまな研究者のニーズを把握するため、研究論文からトピックを抽出することとし、その論文をトピック抽出論文と呼ぶ。トピック抽出を行った目的は、研究に資する中近世チベット文書を効果的に探索するために有用なメタデータ要素を明らかにすることにある。そのための手段として、実際に中近世チベットの時代範囲に該当する文書を用いた研究論文を分析対象とした。なお、チベット文書のアーカイブズには、いわゆる一枚紙の文書だけでなく、冊子体、地図、メモなどが含まれている。したがって、本稿において「文書」とは、これらを包む広い意味で用いている。

2. 対象となる研究論文の選定

2.1 トピック抽出論文

トピックを抽出する論文は、抄録・引用データベースである Scopus から選定した。その理由は、本研究では、トピックの抽出に抄録を利用し、また、研究者ニーズを把握するため、少なくとも 1 回以上引用されている論文に対象を限定することが適切だと考えたからである。

調査対象となる論文は、チベット文書に関する研究論文のみを対象とするのではなく、ひろくチベット史に関する研究論文から網羅的に収集した。これは、中近世チベット文書を主題とする研究は依然として少ないこと、また、中近世チベット文書は文書研究にのみ利用可能なのではなく、多様なチベット史研究に利用しうる広がりが見込まれるからである。

Scopus での検索は 2023 年 6 月 30 日に行った。検索項目を「タイトル、抄録、キーワード」に設定し、検索語「tibetan and history」で検索したところ、ヒットした人文学、社会科学の論文、学会発表論文、学術書は 786 件であった。そこで、この 786 件を対象に、さらに 5 つの選定条件を設定し、絞り込みを行った。その結果、67 件のトピック抽出論文を得た。以下、第 1 表に各選定条件と、絞り込

まれた論文数を示す。

第1表 トピック抽出論文の選定条件と論文数

選定条件	論文数
Scopusで「Tibetan history」と検索し、人文学、社会科学に限定	786件
引用が1回以上の研究に限定	527件
抄録が付されていない研究は除く	514件
同一著者、同一タイトルは除く	510件
中近世チベット文書の年代範囲(13世紀から20世紀半ば)に限定	266件
文書を利用した研究に限定	67件

研究論文には、歴史学や仏教学だけでなく、気候学、医学、教育学、言語学といった様々な分野の論文が含まれている。とくに気候学分野に関しては、研究対象となる年代範囲が紀元前のものも多い。本研究では、中近世チベット文書を利用しうる研究論文に対象を限定するため、このような古い年代に関する論文や、現代を対象とする論文は除外した。さらに、本研究では、中近世チベット文書のメタデータ要素を特定することを目的としており、文書の利用が抄録中に明示されていない論文は対象外とした。

以上の手順を経て、チベット史に関する 786 件の研究論文から選定したトピック抽出論文は 67 件となった。

2.2 トピック抽出論文の概要

トピック抽出論文 67 件の被引用数の平均は 5.9 であり、中央値は 2 である。トピック抽出論文の出版年は最も古いもので 1996 年、最新のもので 2022 年である。基本的な傾向として、出版年が古い論文は少なく、新しい論文は多い。とりわけ 2013 年から 2022 年にかけての 10 年間に出版された論文が 49 件と全体の約 7 割を占める。

トピック抽出論文の掲載数が多い順に雑誌名を第 2 表に示す。掲載回数が 1 回の雑誌名は省略する。

第2表 トピック抽出論文の雑誌名

掲載回数	雑誌数	雑誌名
8	1	Inner Asia
7	1	Oriental Studies
5	2	Himalaya
		Asian Medicine
3	1	Journal of the Royal Asiatic Society
		New Research of Tuva
2	3	Etudes Mongoles et Siberiennes, Centrasiatiques et Tibetaines
		Archiv Orientalni
1	33	〔省略〕

全 67 件中約半数の 33 件が、掲載回数 1 回のみの出版物である。本研究では抄録からトピックを抽出しており、雑誌ごとの抄録の文字数、方針の違いがトピックにも影響を与える可能性がある。

3. トピックの抽出

3.1 トピック抽出の方針

67 件の論文の抄録から、論文で利用されている、あるいは研究課題の解決、研究目的の達成に必要な中近世チベット文書を探索するためのトピックを抽出する。本研究のトピックは、先行研究の RQ とは異なり、各トピックが1つのメタデータ要素と対応するよう、細かく設定する。さらに、抽出されたトピックから、そのトピックに対応するメタデータ要素を考える。

3.2 トピック抽出手順からの抽出例

トピック抽出論文 No. 6 は、Karl. E. Ryavec が 2001 年に Geographical Journal に発表した「中央チベットにおける土地利用/被覆変化、c. 1830-1990: 歴史的なチベットの土地法令を研究するための GIS 方法論の開発」というタイトルの論文である³。被引用数は 16 回と多い。以下、この論文に付された抄録を訳出する。

本研究では、中央チベットの耕作地に関する歴史的なチベット税関連データを GIS を用いて分析し、現代のパターンと比較した。1830 年に作成された①チベットの土地法令には、②中央チベットの 57 地区における③土地課税単位の集計データが含まれている。本研究の目的は、これらのデータを歴史地理学的研究に活用するための GIS 手法を開発するとともに、④1830 年から 1990 年の間の耕作地面積のおおよその変化を明らかにすることである。チベットの伝統的な租税データは、地球規模の変動の人間的側面を研究するためにチベット高原地域の歴史的な土地被覆データベースを構築する現在の取り組みにとって重要である。

資料に対するこの論文のアプローチは、1830 年から 1990 年にかけての耕作地面積の変化を明らかにするために、土地の課税や法律に関する文書を探すことにある。抄録から抽出したトピックとメタデータ要素を第 3 表に示す。

第3表 論文No. 6から抽出されたトピックとメタデータ要素

トピック	要素
① チベットの土地法令を探せるか	ジャンル
② 中央チベットで作成された文書を探せるか	作成地
③ 土地法令に記された課税関連データを探せるか	研究データ
④ 1830年から1990年にかけて作成された文書を探せるか	作成年月日
課税や法律などを記録した冊子体を探せるか	形態

なお、Ramble(2018)は、チベットのブックレット(冊子体)をデプテルと呼び、“納税や債務、祭祀のための寄進、法律書など、何らかの記録として用いられることが多い”と述べる⁴。よって、冊子体を探すためのトピックを作成した。

4. 研究者ニーズの高いメタデータ要素

4.1 トピック抽出の結果とメタデータ要素

トピック抽出論文からトピックの抽出を行った結果を第 4 表に示す。

第4表 トピック抽出論文のトピック数と要素数

トピック抽出論文数	67
トピック数	978
論文1件から抽出されたトピック数の平均	14.6
メタデータ要素数	46

全 67 件のトピック抽出論文から抽出されたトピック数は合計で 978 件であり、論文 1 件から抽出されたトピック数の平均は 14.6 であった。また、各トピックに対応するメタデータ要素を集計したところ全部で 46 件であった。

トピック抽出論文から抽出されたメタデータ要素まとめたものが以下の第 5 表である。メタデータ要素は、抽出した論文数が多い順に並べる。

第 1 位の「作成年月日」、第 2 位の「作成者」、第 3 位の「ジャンル」といった上位 3 件のメタデータ要素は、7 割を超える論文から抽出された。トピック数で比較すると、上位 3 件は、第 1 位が「作成者」、第 2 位が「作成年月日」、第 3 位が「作成地」の順である。

また、出現頻度としては上位ではないが、表中に「*」を付した第 13 位の「系統」、第 20 位の「冒頭句」、第 27 位の「翻訳者」および「スポンサー」など、チベット文書に特有のメタデータ要素も抽出された。これは、このようなメタデータ要素に対する研究者のニーズも少なからず存在していることを明確に示している。

4.2. 既存スキーマやデジタルアーカイブとの比較

本研究において明らかとなった研究者のニーズを踏まえた中近世チベット文書に必要なメタデータ要素と、既存のメタデータスキーマおよびデジタルアーカイブとの比較検討を行った。比較対象としては、アーカイブズ記述の国際標準である ISAD(G)第 2 版、EAD3 をメタデータスキーマ

マの代表例として選定し、さらにデジタルアーカイブの事例としては、最も豊富なメタデータを収集・提供している DTAB を採用した。なお、比較検討の対象から Records in Contexts (RiC) を除外した。これは、RiC が資料間の関係性を中心とした枠組みを採用しており、固定的な項目を前提とした他のモデルとの直接的な比較には適さないと判断したからである。以下に、その比較結果を第 6 表として示す。対応する要素のうち、直接的な関連性は認められないものの、代理的に記述可能であると判断したものについては「△」を付して示した。

第 6 表からも明らかな通り、本研究において明らかとなった研究者のニーズに基づくメタデータ要素を網羅的に満たす既存のメタデータスキーマやデジタルアーカイブは、現時点では存在しない。

既存のスキーマは、研究者ニーズの高い要素の上位項目についてはほぼ対応可能であるものの、チベット文書に特有のメタデータ要素、すなわち系統、冒頭句、翻訳者、印影に関する情報などは十分に記述することが困難であることが明らかとなった。

第5表 トピック抽出論文から抽出されたメタデータ要素

順位	メタデータ要素	該当する論文数	67件に占める割合	トピック数
1	作成年月日	56	84%	109
2	作成者	52	78%	167
3	ジャンル	50	75%	89
4	作成地	44	66%	104
5	概要	36	54%	51
6	言語	23	34%	54
7	タイトル	23	34%	38
8	形態	20	30%	24
9	制作方法	18	27%	21
10	構成	17	25%	25
11	所蔵機関	17	25%	21
12	数量	16	24%	22
*13	系統	15	22%	24
14	キーワード	15	22%	21
15	関連資料	14	21%	19
16	イベント	13	19%	17
17	研究	13	19%	15
18	来歴	9	13%	11
19	受信者	8	12%	36
*20	冒頭句	8	12%	11
21	装飾・図版	8	12%	10
22	コレクション	8	12%	8
23	研究データ	7	10%	8
24	翻訳	7	10%	7
25	物的特徴	5	7%	6
26	翻刻	5	7%	5
*27	翻訳者	4	6%	4
27	空白	4	6%	4
*27	スポンサー	4	6%	4
30	素材	3	4%	5
30	旧蔵者	3	4%	5
32	文字	3	4%	4
32	出版情報	3	4%	4
34	写真画像	3	4%	3
34	公開	3	4%	3
34	印刷所	3	4%	3
37	版	2	3%	2
37	請求記号	2	3%	2
37	刊記・奥書	2	3%	2
37	インク	2	3%	2
41	印文	1	1%	2
41	印影の所有者	1	1%	2
43	翻訳年月日	1	1%	1
43	生産地	1	1%	1
43	書体	1	1%	1
43	印影の文字	1	1%	1
合計		67	100%	978

デジタルアーカイブは、印影に関するメタデータ要素が比較的充実しており、この点はチベット文書の特徴を踏まえた設計であると考えられる。しかし、研究者ニーズの上位に位置づけられるメタデータ要素は十分に備わっていない。今後のデジタルアーカイブの構築においては、専門的な要素に加え、より広範な利用を想定した一般的な要素にも配慮したメタデータ設計が求められる。

注・引用文献

1. Koho, M., et al. (2022). Harmonizing and publishing heterogeneous premodern manuscript metadata as Linked Open Data. *Journal of the Association for Information Science and Technology*, 73(2), 240-257. <https://doi.org/10.1002/asi.24499>
2. Oberbichler, S., et al. (2022). Integrated interdisciplinary workflows for research on historical newspapers: Perspectives from humanities scholars, computer scientists, and librarians. *Journal of the Association for Information Science and Technology*, 73(2), 225-239. <https://doi.org/10.1002/asi.24565>
3. Ryavec, K. E. (2001). Land use/cover change in central Tibet, c. 1830-1990: Devising a GIS methodology to study a historical Tibetan land decree. *The Geographical Journal*, 167(4), 342-357. <https://doi.org/10.1111/1475-4959.00030>
4. Ramble, C. (2018). Archives from Tibet and the Himalayan Borderlands: Notes on Form and Content. In A. Bausi, C. Brockmann, M. Friedrich & S. Kienitz (Eds.), *Manuscripts and Archives: Comparative Views on Record-Keeping* (pp. 19-40). De Gruyter. <https://doi.org/10.1515/9783110541397-003>

第6表 既存のメタデータスキーマ・デジタルアーカイブとの比較

順位	メタデータ要素	ISAD(G)第2版	EAD3	DTAB
1	作成年月日	○	○	○
2	作成者	○	○	○
3	ジャンル	△	○	○
4	作成地	△	○	○
5	概要	○	○	×
6	言語	○	○	○
7	タイトル	○	○	○
8	形態	○	○	×
9	制作方法	△	○	×
10	構成	○	○	×
11	所蔵機関	○	○	○
12	数量	○	○	×
13	系統	×	×	×
14	キーワード	×	○	×
15	関連資料	○	○	×
16	イベント	×	○	×
17	研究	○	○	×
18	来歴	○	○	×
19	受信者	×	×	○
20	冒頭句	×	×	×
21	装飾・図版	×	×	×
22	コレクション	○	○	○
23	研究データ	×	×	×
24	翻訳	△	×	×
25	物的特徴	○	○	×
26	翻刻	×	×	○
27	翻訳者	×	×	×
27	空白	×	×	×
27	スポンサー	×	○	×
30	素材	△	○	×
30	旧蔵者	○	○	×
32	文字	○	○	○
32	出版情報	○	○	×
34	写真画像	×	○	×
34	公開	○	○	○
34	印刷所	×	×	×
37	版	×	○	×
37	請求記号	○	○	○
37	刊記・奥書	×	×	×
37	インク	△	○	×
41	印文	×	×	×
41	印影の所有者	×	×	×
43	翻訳年月日	×	×	×
43	生産地	×	×	×
43	書体	○	○	○
43	印影の文字	×	×	○

公立図書館が電子書籍・電子図書館サービスに想定する役割・機能に関する予備的検討

間部豊（帝京平成大学）y.mabe@thu.ac.jp

本研究は公立図書館において行われている電子書籍・電子図書館サービスの役割・機能について公立図書館における認識を明らかにするために必要な情報を把握する予備的な研究である。本研究では公立図書館 8 館を対象に半構造化インタビューまたは文書調査を行った。それらの結果を研究目的にある 3 つの視点に基づいて分析し、それぞれ求められる情報について分析・整理を行った。

1. 研究の背景と目的

本研究の目的は公立図書館において行われている電子書籍・電子図書館サービスについて、(1)公立図書館が考える役割・機能に関する情報、(2)電子書籍・電子図書館サービスの実態を把握するために必要と考える情報、(3)住民が求めている役割・機能を把握するために必要な情報を明らかにするための予備的な情報を収集し、その要素を明らかにすることである。

なお、本研究における電子書籍・電子図書館サービスは①公立図書館向けの商業用電子書籍と②公立図書館が自館で作成した独自の電子書籍を提供するサービスを指すものとする。

2. 研究方法

はじめに 2025 年 4 月現在において電子書籍・電子図書館サービスを行っている公立図書館の中から設置母体別に調査対象を抽出した。内訳は都道府県立図書館 3 館、政令市立図書館 2 館、市立図書館 3 館である。

調査は質問紙による事前調査と半構造化インタビューにより実施した。調査期間は 2025 年 5 月～10 月であり、インタビュー対象者は対象館の電子書籍・電子図書館サービスの導入や現在の運用に携わる政策・実務担当者とした。インタビューの質問事項は別表 1 の通りである。質問は表記の 4 項目についてそれぞれ質問の観点に沿って行った。またインタビュー調査

別表 1

【質問事項】
(1) 貴館において考える電子書籍・電子図書館サービスの役割・機能について
(観点)
① 電子書籍・電子図書館サービス導入のきっかけ・背景
② 電子書籍・電子図書館サービスを通じて提供される資料の役割・機能について
③ 電子書籍・電子図書館サービスを実施することで期待された効果と実施結果とのギャップの有無
④ 住民からの電子書籍・電子図書館サービスに対する意見・フィードバックの有無
(2) 電子書籍・電子図書館サービス電子書籍・電子図書館サービスの実態を把握するにあたり必要な量的・質的な情報について
(観点)
① 電子書籍・電子図書館サービスの効果を測るにあたって用いている量的・質的な指標
② 実施の有無に関わらず電子書籍・電子図書館サービスの効果を測るために有効と考える量的・質的な指標
③ 他の自治体の電子書籍・電子図書館サービスの実態を把握するために知りたい指標
(3) 住民の電子書籍・電子図書館サービスに対するニーズを把握するために必要な量的・質的な情報について
(観点)
① 住民が実際に求めている役割・機能を把握するために必要な情報について
② 前項の情報を取得するための方法
③ 住民に電子書籍・電子図書館サービスについて直接尋ねるとした場合、どのようなことを確認したいか
④ 住民が電子書籍・電子図書館サービスに求めている役割・機能と貴館が提供しているサービスの間にギャップがあるか
(4) その他
(観点)
① 貴館が目指す電子書籍・電子図書館サービスの実現にあたり、電子書籍・電子図書館サービスのプラットフォームに対する要望等
② 他の自治体の電子書籍・電子図書館サービスに関して知りたい情報、明らかにしたい情報があるか
③ その他

の受入が困難な場合には調査内容を質問紙形式に整えて実施し、文書で回答を得た。

次に得られた結果から(1)図書館が考える役割・機能に関する情報、(2)電子書籍・電子図書館サービスの実態を把握するために必要と考える情報、(3)住民が求めている役割・機能を把握するために必要な情報として考えられる要素を抽出し、これを類型化した。

3. 調査結果

3.1. 公立図書館が考える電子書籍・電子図書館サービスの役割・機能に関する情報

回答は主に(1)利用実態、(2)電子書籍・電子図書館サービスの機能・役割、(3)電子書籍の機能・役割、(4)資料選択、(5)サービスの評価に分けられた。ここでは(3)・(4)について取り上げる。

「(3)電子書籍・電子図書館サービスの機能・役割」として挙げられたものは大きく7つである。具体的には①コロナウイルス感染症対策、②非来館型サービスの実施、③DX対応、④児童サービス、⑤障害者サービス、⑥利用者年齢層別のサービス、⑦政策的事項である。

①コロナウイルス感染症対策及び②非来館型サービスの実施に関しては既存の調査においても多くの図書館が挙げており¹⁾²⁾、事前の予測に沿った回答であった。③DX対応に関してはICTを活用したサービスの実施や、所蔵資料・文書のデジタル化による保存と利用の両立などが挙げられた。

④児童サービスでは、電子書籍・電子図書館サービス実施にあたって「当初から児童・生徒に用いてもらうことをねらい」としていた図書館があったほか、デジタル化した資料を「教育目的で用いてもらうこと」を念頭に置いている図書館があった。また⑤障害者サービスに関しては、読書バリアフリー対応や音声読み上げによる読書環境の提供を挙げる図書館がある一

方、サービス実態として電子書籍・電子図書館サービス担当と障害者サービス担当において連携が取れていないという事例もあった。

⑥利用者年齢層別のサービスに関しては、高齢者向けサービスや、図書館の利用が少ない若年層向けサービスとしての期待、利用者層の拡大などが挙げられた。⑦政策的事項に関しては導入の経緯に関するものが挙げられていた。例えば住民に対する意識調査の中で電子書籍サービスを求める声が多かったというケースや、指定管理者として受託するためのアピールポイントとして電子書籍・電子図書館サービスを提案したケースもあった。

また「(4)電子書籍の機能・役割」として挙げられたものは大きく6つである。具体的には①読み上げ機能、②拡大機能、③書き込み機能、④全文検索機能、⑤印刷資料との利用の棲み分け、⑥資料管理である。

①読み上げ機能・②拡大機能に関しては読書バリアフリー対応に関連して注目されていた機能であり、事前の予測に沿った回答であった。

③書き込み機能に関しては、資格本を用いて学習したい利用者が自身の解答を資料に書き込むことができるといった例が挙げられていた。印刷書籍では否定的な資料に対する書き込みであるが、電子書籍は利用期間中のみ資料に書き込みが可能であり「返却時には書き込みが自動的に消去される点が優れている」という声があった。一方で電子書籍の優位性と考えられる④本文の全文検索機能については利用実態が把握できないこと、図書館職員が業務において使用する際においてもほとんど用いていないという回答があった。

⑤印刷資料との利用の棲み分けに関しては、印刷書籍よりも電子書籍の方が適しているという声があった。具体的には旅行ガイドなどスマホやタブレットで参照する方が使いやすいという例が挙げられていた。

また⑥資料管理に関しては、貸出返却がオンラインで完結しているため延滞やそれに伴う督促が発生しないこと、劣化・汚破損・紛失の恐れがないこと、物理的な収蔵スペースが不要であることなどが挙げられた。これら電子書籍としての優位性が挙げる反面、電子書籍の操作性の悪さから拡大機能や電子しおりが活用されていないという回答もあった。

3.2. 電子書籍・電子図書館サービスの実態を把握するために必要と考える情報

回答は主に(1)量的情報、(2)質的信息に2つに分けられた。

「(1)量的情報」として挙げられたのは主に①蔵書統計、②利用統計、③予算の3つである。

①蔵書統計に関しては蔵書数全体の数値に加えて、分類別所蔵数などが挙げられた。

また②利用統計に関しては、大きく資料に関するものと利用者に関するものに分けられた。資料に関する量的情報では閲覧数・貸出数など利用回数を図る数値が挙げられており、それぞれ分類別・ジャンル別の数値も求められていた。またタイトル別の利用回数や、独自作成資料の利用回数、貸出回数0回の資料数、日別利用数、年齢別利用数(率)などが挙げられていた。その他、予約を受けている図書館においては予約数が挙げられていた。

利用者に関する量的情報では利用人数のほか、プラットフォーム閲覧者数、複数回利用する利用者数(継続利用者数)が挙げられていた。またこれらの量的情報を用いて貸出率(貸出者数/プラットフォームアクセス数)や蔵書回転率を把握したいという声もあった。

「(2)質的信息」として挙げられたのは主に①資料選択、②資料提供方法、③利用者に関すること、④利用環境、⑤利用者からの反応・意見聴取、⑥利用者満足度、⑦他の図書館の情報、⑧広報に関することの8つである。

①資料選択に関しては、収集方針・選書基準・

選書ツールに関する情報や、ライセンス切れ資料の扱いなどが挙げられていた。また利用者のニーズがあるジャンルは何かという情報が多くの図書館で求められていることが明らかになった。②資料提供方法に関しても「どのようなジャンルの特集を組むことで利用が促進されるのか」という観点の回答であったことから、利用者の関心のあるジャンルを把握したいという情報要求が強いことが明らかになった。

③利用者に関することでは継続利用率や、資料の利用者が新規利用者なのか継続利用者なのか判別したいという声があった。また④利用環境に関してはどのような媒体から利用しているのか、資料の利活用の方法などについて知りたいということが挙げられていた。

⑤利用者の反応に関しては、アンケート調査やヒアリング調査を通じて利用者の反応・意見を知りたいということが挙げられていた。また⑥利用者満足度については電子書籍・電子図書館サービスに対する満足度や、利用者の年齢など属性別の満足度などが図りたいという声があった。

⑦他の図書館の情報に関しては電子書籍の位置付けや電子書籍・電子図書館サービスの目標といったこと、サービス運用に関する情報、学校連携に関する課題などが挙げられたほか、都道府県立図書館からは域内自治体からの意見聴取の必要性などが挙げられていた。また⑧広報に関しては利用者や図書館外への周知方法や利用者層の拡大方法、どうやって利用してもらえるかといった利用促進に関する声が挙げられていた。

3.3. 住民が求めている役割・機能を把握するために必要な情報

回答は主に(1)利用実態に関すること、(2)要望に関すること、(3)調査方法、(4)調査項目の4つが挙げられた。ここでは(2)・(3)・(4)について取り上げる。

「(2)要望」に関して挙げられたことは、主に①住民・利用者からの直接的な要望と、②図書館が利用者の要望を把握するための情報の2つである。

①利用者から直接寄せられた要望として、システム機能に関して操作性の向上やオンラインによる利用登録の実現といった声があった。また資料に関して提供資料数の増加やもっと豊富な種類の情報を求める声や、文芸など特定ジャンルの資料の充実を求める声があった。また②図書館が利用者の要望を把握するための情報に関しては利用者からのフィードバック機能や資料のレビュー機能を求める声や、LINE など SNS アプリから電子書籍・電子図書館サービスに入る機能のような「システム機能により利用者の利便性やニーズを把握する手段」を求める声が挙げられていた。

「(3)調査方法」に関しては、①実施方法としてアンケート調査・ヒアリング調査を行うこと、②調査実施の対象者を設定する際には図書館未利用者を含めるべきではないかということが挙げられていた。

また具体的な「(4)調査項目」として挙げられたことは、①資料に関すること、②利用に関すること、③利用者に関することの3つである。①資料に関しては、利用者がどのようなジャンルに関心があるのか、どのように情報を提示したら利用されるのかといった利用者ニーズに関する情報の把握が挙げられた。また電子書籍ならではの需要や、音声読み上げなど聞く読書に対する関心度を把握したいということが挙げられていた。

②利用に関しては電子書籍・電子図書館サービスが提供している機能をどの程度求めているのか、利用にあたりどのような機能が求められているのかといった「システム機能に関する需要」を測りたいという声や、電子書籍・電子図書館サービスを利用しない層に対して、利用

しない理由を知りたいという声もあった。

また③利用者に関することとして、年齢や属性に応じたニーズを把握したいといったことや、利用者個人の電子書籍の利用実態について購入している資料のジャンルや利用実態を知りたいという声もあった。その他の回答として、住民が求めている役割・機能を把握するために必要な情報が「特にない」という回答もあった。

4. 今後の課題

今回の調査では図書館側が考える電子書籍・電子図書館サービスの役割・機能、電子書籍の役割・機能、住民が求めている役割・機能を把握するために必要な情報などを調べるためにはどのような要素が挙げられるのかを明らかにした。

今後はこの結果を基に、図書館側の電子書籍・電子図書館サービスに関する認識について質問紙による全国調査の設計を行い、実施する予定である。あわせて得られた結果の中から特徴的な意見・事例を持つ図書館に対してインタビュー調査を実施することを検討している。

謝辞

本研究に協力いただいた公立図書館並びに関係者の方に感謝申し上げます。なお本調査は科学研究費助成事業 基盤研究 (C) 24K15659 「デジタル資料の特性を活かした住民視点の電子書籍・電子図書館サービスモデルの検討」に基づいて実施し、調査にあたっては帝京平成大学研究倫理審査委員会の承認を得ています。(承認番号 2025-004)

【参考文献】

- 1) 植村八潮ほか編. 電子図書館・電子書籍貸出サービス調査報告 2020. 電子出版流通協議会. 2020.12, p.15-20.
- 2) 全国公共図書館協議会編. 公立図書館における電子図書館サービスに関する実態報告書. 全国公共図書館協議会, 2025.3, p.91

2025 年度『学会賞』選考結果

学会賞選考委員長

安形麻理

三田図書館・情報学会賞は、会誌である Library and Information Science に掲載された優れた論文に与えられる賞です。本年度は、92 号、93 号に掲載された原著論文 3 編を対象に選考を行いました。さまざまな観点から厳正な審査を行った結果、以下の論文を学会賞として選考いたしました。

小川潤.(2025). 「行為 (Activity)」概念に基づく歴史研究プロセス構造化オントロジーの検討：歴史研究の再現性・再検証性の確保に向けて. Library and Information Science. 93, 1-22.

[授賞理由]

本論文は、歴史研究のデジタル化とデータ構造化において、「問いの設定、収集、解釈、叙述」に至る歴史研究のプロセスを包括的に研究対象とし、それをデータとして構造化する新たなオントロジーを提案するという意欲的なものである。研究プロセスを「行為 (Activity)」概念に基づいて捉え直し、「問題設定」「収集」「資料批判」「資料解釈」「総合・連結」「叙述」という 6 つの具体的な行為として体系的に定義した。

本研究が提案する構造化オントロジーは、事物の生成と来歴を記述する標準モデルである PROV Ontology を基本参照モデルとしつつ、歴史研究という特定ドメインの知識を精緻に記述すべく設計されている。これにより、暗黙知とされがちだった研究の各プロセスにおいて、どのような知識やデータが生成されたかの記述を可能にした。1 件の歴史研究論文を対象とした事例研究では、その記述から提案モデルに基づき構築したデータに SPARQL 検索を実行することで、特定の歴史叙述と根拠となる知識、典拠資料の連関を機械的に抽出できることを示し、歴史研究の再現性・再検証性の確保に向けた有用性を確認した。

他方、いくつかの課題も残る。第一に、歴史研究を一連の固定的な行為の集合として定義しているため、研究プロセスの動的、相互作用的な側面が考慮されていない。学術コミュニケーションに関する研究成果を参照することにより、今後の発展が期待される。第二に、2 人の歴史家の文献における記述にのみ依拠して研究プロセスを整理しているが、多様な研究プロセスをふまえて拡充することが可能であろう。第三に、有効性の検証が、筆者自身の歴史研究論文を事例に行われている点である。これは、暗黙知も記述するという目標からすると一定の意義をもつが、その妥当性や客観的評価には他者の研究プロセスへの適用を通じた検証が求められる。すなわち、本構造化モデルが歴史研究の再現性・再検証性を確保するための実現可能なオントロジーとして機能し得るのかという、本研究の意義に関わる課題だといえる。

しかしながら、こうした課題は、本論文の意義を大きく損なうものではなく、研究プロセスを構造化して記述するという新しい研究領域を切り拓くものとして、今後の研究の発展への期待も込めて、学会賞に値すると判断した。

2025 年度「ベスト・プレゼンテーション賞」選考結果

プログラム委員会

ベスト・プレゼンテーション賞は、研究大会における口頭発表の中から、優れた発表者を選び表彰するものです。

発表者は、口頭発表では、決められた時間の中で、研究の内容を正確に伝え、また、聞き手にわかりやすいよう細部まで行き届いた配慮をし、説明する必要があります。こうしたプレゼンテーションに対する意識を高めること、さらにその技能の向上を目指してこの賞を設けました。

2025 年度は、学生・大学院生としての所属を明示した登壇発表者を対象に、研究内容とプレゼンテーション技法の両方の評価に基づき、プログラム委員の合議により、以下の通り授賞者を選出しました。

2025 年度ベスト・プレゼンテーション賞受賞者：

関根 博子君（慶應義塾大学大学院）

発表題目：英米における視覚障害者への情報サービス提供のための法制度および政策等の歴史的変遷

近年図書館において重要なテーマの一つとなりつつある視覚障害者への情報サービス提供について、英米の法制度等に関する歴史的変遷を 4 期に区分してわかりやすく適切にまとめていました。さらに、発表時間を厳守し質疑応答も的確に行なっていたことなど、プレゼンテーションの技法と態度においても優れていたものと評価されました。今後さらなる研究の発展を期待します。

三田図書館・情報学会 2025 年度研究大会発表論文集

発行日:2025 年 11 月 8 日

発行者:三田図書館・情報学会

〒108-8345

東京都港区三田 2-15-45 慶應義塾大学文学部図書館・情報学専攻内

ISSN 1344-3283